

委託報告書
(平成20年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|----|---|----|-------|
| (m) | (m) | (m) | 区 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| | | | 分 | 別 | 査 | 化 | 目 | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | | | | 状 | | | cm |
| | | | | | | | 態 | | | R Q D |
| | | | | | | | 化 | | | L (%) |
| | | | | | | | 21 | | 21 | |
| | | | | | | | 22 | | 22 | |
| | | | | | | | 23 | | 23 | |
| | | | | | | | 24 | | 24 | |
| | | | | | | | 25 | | 25 | |
| | | | | | | | 26 | | 26 | |
| | | | | | | | 27 | | 27 | |
| | | | | | | | 28 | | 28 | |
| | | | | | | | 29 | | 29 | |
| | | | | | | | 30 | | 30 | |

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| 21 24.61m ・傾斜80° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 26.62m ・傾斜76° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 29.55~39.55m ・傾斜45° 及び75° 程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンを伴うことが多い。 29.70~33.90m ・中硬質である。 32.01m ・傾斜66° 程度、幅5~10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。 32.22m ・傾斜67° 程度、幅10mm程度のマンガン脈を挟む。 32.25~33.48m ・アプライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は漸移的である。 33.48~65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・上位のアプライトとの境界は傾斜78° 程度である。 33.90~44.37m ・硬質である。 |

設置許可申請書
(平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 21 24.61m ・傾斜80° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 26.62m ・傾斜76° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 29.55~39.55m ・傾斜45° 及び75° 程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンを伴うことが多い。 29.70~33.90m ・中硬質である。 32.01m ・傾斜66° 程度、幅5~10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。 32.22m ・傾斜67° 程度、幅10mm程度のマンガン脈を挟む。 32.25~33.48m ・アプライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は漸移的である。 33.48~65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・上位のアプライトとの境界は傾斜78° 程度である。 33.90~44.37m ・硬質である。 |

審査資料
(平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 21 24.61m ・傾斜80° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 26.62m ・傾斜76° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 29.55~39.55m ・傾斜45° 及び75° 程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンを伴うことが多い。 29.70~33.90m ・中硬質である。 32.01m ・傾斜66° 程度、幅5~10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。 32.22m ・傾斜67° 程度、幅10mm程度のマンガン脈を挟む。 32.25~33.48m ・アプライトである。 29 33.48~65.00m ・花崗斑岩が主体である。 30 33.90~44.37m ・硬質である。 |

審査資料
(平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| 21 24.61m ・傾斜80° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 26.62m ・傾斜76° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 29.55~39.55m ・傾斜45° 及び75° 程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンを伴うことが多い。 29.70~33.90m ・中硬質である。 32.01m ・傾斜66° 程度、幅5~10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。 32.22m ・傾斜67° 程度、幅10mm程度のマンガン脈を挟む。 32.25~33.48m ・アプライトである。 29 33.48~65.00m ・花崗斑岩が主体である。 30 33.90~44.37m ・硬質である。 |

審査資料
(令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 21 24.61m ・傾斜80° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 26.62m ・傾斜76° 程度、幅1~2mm程度の石英脈を挟む。 29.55~39.55m ・傾斜45° 及び75° 程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンを伴うことが多い。 29.70~33.90m ・中硬質である。 32.01m ・傾斜66° 程度、幅5~10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。 32.22m ・傾斜67° 程度、幅10mm程度のマンガン脈を挟む。 32.25~33.48m ・アプライトである。 29 33.48~65.00m ・花崗斑岩が主体である。 30 33.90~44.37m ・硬質である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 21 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 22 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 23 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 24 | ・“硬軟”欄に基づき中硬質と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 25 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 26 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 27 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 | 変更なし |
| 28 | ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 29 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | ・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし |
| 30 | ・“硬軟”欄に基づき硬質と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成20年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-------|-------|-----|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 種 | 種 | 調 | 度 | れ | 速 | 事 | (%) |
| 寸 | 高度 | 状 | 区 | 別 | 査 | 別 | 目 | 化 | | 最大コア長 |
| | | | 分 | 別 | 査 | 別 | 形 | 質 | | cm |
| | | | | | | | 状 | | | R |
| | | | | | | | 状 | | | Q |
| | | | | | | | 状 | | | D |
| | | | | | | | 状 | | | L |
| | | | | | | | 状 | | | [%] |
| 40 | | | | | | | | | | |
| 25.76 | 43.25 | | | | | | | | | |
| 23.31 | 43.30 | | | | | | | | | |
| 24.81 | 44.20 | | | | | | | | | |
| 23.45 | 45.36 | | | | | | | | | |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 32 | 39.55~41.72m ・傾斜20°及び80°程度の割れ目が見られる。 |
| 33 | 41.72~65.00m ・傾斜60~70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。 |
| 34 | 43.16m ・傾斜45°程度、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。 |
| 35 | 43.25~43.50m 44.20~45.50m ・アフライトを挟む。 |
| 36 | 44.55~44.80m ・変質している。 ・微細な割れ目に灰白色粘土を挟む。 ・上端境界は傾斜53°、下端境界は傾斜49°である。 |
| 37 | ●45.13~46.34m ・破砕部である。 ・灰白色~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を示す。 ・走向・傾斜はN3°W60°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 32 | 39.55~41.72m ・傾斜20°及び80°程度の割れ目が見られる。 |
| 33 | 41.72~65.00m ・傾斜60~70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。 |
| 34 | 43.16m ・傾斜45°程度、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。 |
| 35 | 43.25~43.50m 44.20~45.50m ・アフライトを挟む。 |
| 36 | 44.55~44.80m ・変質している。 ・微細な割れ目に灰白色粘土を挟む。 ・上端境界は傾斜53°、下端境界は傾斜49°である。 |
| 37 | ●45.13~46.34m ・破砕部である。 ・灰白色~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を示す。 ・走向・傾斜はN3°W60°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 32 | 39.55~41.72m ・傾斜20°及び80°程度の割れ目が見られる。 |
| 33 | 41.72~65.00m ・傾斜60~70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。 |
| 34 | 43.16m ・傾斜45°程度、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。 |
| 35 | 43.25~43.50m 44.20~45.50m ・アフライトを挟む。 |
| 36 | 44.55~44.80m ・変質している。 ・微細な割れ目に灰白色粘土を挟む。 ●45.13~46.34m (f-(2)-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部、灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 |
| 37 | ●45.13~46.34m (f-(2)-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部、灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・走向・傾斜はN3°W60°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 32 | 39.55~41.72m ・傾斜20°及び80°程度の割れ目が見られる。 |
| 33 | 41.72~65.00m ・傾斜60~70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、灰白色粘土を伴うことが多い。 |
| 34 | 43.16m ・傾斜45°程度、幅5~8mm程度の石英脈を挟む。 |
| 35 | 43.25~43.50m 44.20~45.50m ・アフライトを挟む。 |
| 36 | 44.55~44.80m ・変質している。 ・微細な割れ目に灰白色粘土を挟む。 ●45.13~46.34m (f-(2)-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部、灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 |
| 37 | ●45.13~46.34m (f-(2)-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部、灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・走向・傾斜はN3°W60°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°、下端境界の傾斜は68°である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|--|------------------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 31 | ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 32 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 33 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 34 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 35 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 36 | ・幅については、区間長を記載しているため削除。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 37 | ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状~粘土混じり礫状と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅については、区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・“マンガンを濃集する”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“網目状”との記載については、粘土の分布形態に関する補足的なものであるため削除。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成20年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 調 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 状 | 化 | 質 | 事 | (%) |
| | | | | | | | | | | | 最大コア長 |
| | | | | | | | | | | | cm |
| | | | | | | | | | | | R Q D |
| | | | | | | | | | | | L (%) |
| | | | | | | | | | | | 0 10 100 |

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| <p>●46.85~46.97m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚0.6mm ・走向・傾斜はN63° E71° Sである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は67°である。 <p>●47.13~47.25m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上盤境界の傾斜は66°、下盤境界の傾斜は30°であるが、傾斜の方向が異なる。 <p>●48.26~48.95m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・明褐色の礫質粘土状～礫混じり粘土状を呈する。 ・灰色～灰白色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN52° W71° SWである。 ・上盤境界の傾斜は69°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| <p>●46.85~46.97m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚0.6mm ・走向・傾斜はN63° E71° Sである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は67°である。 <p>●47.13~47.25m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上盤境界の傾斜は66°、下盤境界の傾斜は30°であるが、傾斜の方向が異なる。 <p>●48.26~48.95m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・明褐色の礫質粘土状～礫混じり粘土状を呈する。 ・灰色～灰白色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN52° W71° SWである。 ・上盤境界の傾斜は69°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| <p>●46.85~46.97m (f-②-1-2破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅0.6cm ・走向・傾斜はN63° E71° Sである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は67°である。 <p>●47.13~47.25m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 <p>●48.26~48.95m (f-②-1-3破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN52° W71° SWである。 ・上盤境界の傾斜は69°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| <p>●46.85~46.97m (f-②-1-2破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅0.6cm ・走向・傾斜はN63° E71° Sである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は67°である。 <p>●47.13~47.25m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 <p>●48.26~48.95m (f-②-1-3破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN52° W71° SWである。 ・上盤境界の傾斜は69°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| <p>●46.85~46.97m (f-②-1-2破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅0.6cm ・走向・傾斜はN63° E71° Sである。 ・上盤境界の傾斜は72°、下盤境界の傾斜は67°である。 <p>●47.13~47.25m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 <p>●48.26~48.95m (f-②-1-3破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・主に明褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN52° W71° SWである。 ・上盤境界の傾斜は69°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 38 | <ul style="list-style-type: none"> ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土混じり礫状と記載。 ・粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、明褐色と記載。 ・粘土の累計厚としては、上盤と下盤の合計を記載。 ・0.6cmと書くべきところを誤って0.6mmと記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。 ・上記再観察で未固結粘土部とした箇所を累計幅を記載。 ・表現の見直し(mm→cm)。 ・誤記修正(0.6mm→0.6cm)。 | 変更なし | 変更なし |
| 39 | <ul style="list-style-type: none"> ・幅については、区間長を記載しているため削除。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 40 | <ul style="list-style-type: none"> ・礫質粘土状～粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、明褐色と記載。 ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、礫質粘土状～礫混じり粘土状と記載。 ・粘土混じり礫状と書くべきところを誤って礫混じり粘土状と記載。 ・粘土の累計幅としては最大値を記載。 ・表現の見直し(cm→mm)。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。 ・上記再観察で未固結粘土部とした箇所を累計幅を記載。 ・表現の見直し(mm→cm)。 | 変更なし | 変更なし |

委託報告書
(平成20年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 調 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----------------------|----|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 区 | 種 | 調 | 別 | 目 | 化 | 事 | (%) |
| 寸 | 高 | 度 | 分 | 類 | 分 | 目 | の | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | | | | 形 | | | cm |
| | | | | | | | 状 | | | R |
| | | | | | | | 状 | | | Q |
| | | | | | | | 化 | | | D |
| | | | | | | | 質 | | | L |
| | | | | | | | | | | (%) |
| | | | 花崗岩 | 明赤灰 | 41 | 3 | 40.21~51.10m (D-1破砕帯) | 41 | ●49.21~51.10m (D-1破砕帯) | 3 |
| | | | | | 42 | 4 | 51.10~57.42m | A | ・破砕部である。 | 4 |
| | | | | | 43 | 5 | 57.42~65.00m | 5 | ・右ずれ正断層センスである。 | 5 |
| | | | | | 44 | 6 | 65.00~72.00m | 6 | ・灰白色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 | 6 |
| | | | | | 45 | 7 | 72.00~77.00m | 7 | ・灰白色粘土：累計厚100mm | 7 |
| | | | | | 46 | 8 | 77.00~82.00m | 8 | ・走向・傾斜は未測定。 | 8 |
| | | | | | 47 | 9 | 82.00~85.00m | 9 | ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は36°、主せん断面の傾斜は65°である。 | 9 |
| | | | | | 48 | 10 | 85.00~90.00m | 10 | ・灰白色粘土：累計厚100mm | 10 |
| | | | | | 49 | 11 | 90.00~95.00m | 11 | ・走向・傾斜は未測定。 | 11 |
| | | | | | | 12 | 95.00~100.00m | 12 | ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は36°、主せん断面の傾斜は65°である。 | 12 |

設置許可申請書案

| 記 | 事 |
|----|------------------------|
| 41 | ●49.21~51.10m (D-1破砕帯) |
| A | ・破砕部である。 |
| 42 | 51.10~57.42m |
| 43 | 57.42~65.00m |
| 44 | 65.00~72.00m |
| 45 | 72.00~77.00m |
| 46 | 77.00~82.00m |
| 47 | 82.00~85.00m |
| 48 | 85.00~90.00m |
| 49 | 90.00~95.00m |

設置許可申請書
(平成27年11月)

| 記 | 事 |
|----|------------------------|
| 41 | ●49.21~51.10m (D-1破砕帯) |
| A | ・破砕部である。 |
| 42 | 51.10~57.42m |
| 43 | 57.42~65.00m |
| 44 | 65.00~72.00m |
| 45 | 72.00~77.00m |
| 46 | 77.00~82.00m |
| 47 | 82.00~85.00m |
| 48 | 85.00~90.00m |

審査資料
(平成29年12月22日)

| 記 | 事 |
|----|------------------------|
| 41 | ●49.21~51.10m (D-1破砕帯) |
| A | ・破砕部である。 |
| 42 | 51.10~57.42m |
| 43 | 57.42~65.00m |
| 44 | 65.00~72.00m |
| 45 | 72.00~77.00m |
| 46 | 77.00~82.00m |
| 47 | 82.00~85.00m |
| 48 | 85.00~90.00m |

審査資料
(平成30年11月30日)

| 記 | 事 |
|----|------------------------|
| 41 | ●49.21~51.10m (D-1破砕帯) |
| A | ・破砕部である。 |
| 42 | 51.10~57.42m |
| 43 | 57.42~65.00m |
| 44 | 65.00~72.00m |
| 45 | 72.00~77.00m |
| 46 | 77.00~82.00m |
| 47 | 82.00~85.00m |
| 48 | 85.00~90.00m |

審査資料
(令和2年2月7日)

| 記 | 事 |
|----|------------------------|
| 41 | ●49.21~51.10m (D-1破砕帯) |
| A | ・破砕部である。 |
| 42 | 51.10~57.42m |
| 43 | 57.42~65.00m |
| 44 | 65.00~72.00m |
| 45 | 72.00~77.00m |
| 46 | 77.00~82.00m |
| 47 | 82.00~85.00m |
| 48 | 85.00~90.00m |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 41 | <ul style="list-style-type: none"> 破砕帯名を記載。 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状～粘土混じり礫状と記載。 粘土の累計幅としては最大値を記載。 表現の見直し(cm⇒mm)。 ポアホールテレビの解析結果を記載(未測定)。 粘土状を呈する部分を主せん断面と記載。 幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 表現の見直し(mm⇒cm)。 “走向・傾斜は未測定”の記載については、観察結果で無いため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| A | ・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 42~47 | <ul style="list-style-type: none"> 変質している区間を一括記載。 幅については、区間長を記載しているため削除。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> 変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 48 | ・“硬軟”欄に基づき中硬質と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 49 | <ul style="list-style-type: none"> シームについては削除。 シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-203頁)。 | — | — | — | — |

H20-②-1

委託報告書 (平成20年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 波 | 記 | コア採取率 |
|-----|------|-------|---------------|-------------|----|----|--|----|--|----|--|
| (m) | (m) | (m) | 種 | 種 | 調 | 状 | 目 | 状 | 質 | 事 | (%) |
| 寸 | 高 | 度 | 状 | 区 | 分 | 状 | 形 | 化 | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | | | | | | | | cm |
| | | | | | | | | | | | R |
| | | | | | | | | | | | Q |
| | | | | | | | | | | | D |
| | | | | | | | | | | | L (%) |
| 60 | 5.95 | 55.57 | ア プラ イト | 明 掃 灰 | Dg | 50 | 59.67~61.35m 61.74~61.60m ・アプライトである。 | 50 | 59.67~61.35m アプライト、 径3mm程度の石炭、長石の結晶を 観察できる。 | 50 | 59.67~61.35m 61.74~61.60m ・アプライトである。 |
| | 7.66 | 61.35 | | | Wk | 51 | 61.74~61.90m 炭素の含有量が3%程度 のアプライトを採る。 | 51 | | 51 | 61.74~61.90m |
| | 7.27 | 61.74 | | | | | | | | | |
| | 7.11 | 61.90 | | | | | | | | | |
| | 4.01 | 65.00 | 花 崗 岩 | 浅 黄 | Dg | 52 | 64.78~65.00m 変質帯、上傾45° 下層不明、幅7cm程度以上、粒細な 鉄輝が観察し、一部に灰白色粘土 マンガンが網目状に分布する。 | 52 | 64.78~65.00m 変質帯、上傾45° 下層不明、幅7cm程度以上、粒細な 鉄輝が観察し、一部に灰白色粘土 マンガンが網目状に分布する。 | 52 | 64.78~65.00m ・変質している。 ・微細な割れ目が多く、一部に灰白色粘土、 マンガンが網目状に分布する。 |

設置許可申請書案

| 記事 |
|------------------|
| 50. 59.67~61.35m |
| 51. 61.74~61.60m |
| 52. 64.78~65.00m |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|------------------|
| 50. 59.67~61.35m |
| 51. 61.74~61.60m |
| 52. 64.78~65.00m |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|------------------|
| 50. 59.67~61.35m |
| 51. 61.74~61.60m |
| 52. 64.78~65.00m |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|------------------|
| 50. 59.67~61.35m |
| 51. 61.74~61.60m |
| 52. 64.78~65.00m |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|------------------|
| 50. 59.67~61.35m |
| 51. 61.74~61.60m |
| 52. 64.78~65.00m |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 50.51 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 52 | ・幅については、区間長を記載しているため削除。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |

余白

H24-B14-2

余白

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~6.66m ・埋土である。 |
| 8 | 6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~6.66m ・埋土である。 |
| 8 | 6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~6.66m ・埋土である。 |
| 8 | 6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 柱状 | 岩色 | 硬軟 | 割れ目 | 風化 | 変質 | 記事 | コア採取率 一 (%) 最大コア長 一 cm R Q D 一 [%] |
|------|------|----|----|-----|----|----|---|---|
| 0.00 | 6.66 | | | | | | 0.00~6.66m: 埋土である。 | 0 |
| 2.30 | 6.66 | | | | | | 2.30~4.20m: シルト質砂からなる。埋土の不均質な砂にシルトおよび径0.075~0.25mmの礫質砂をまじり、炭山層または炭山層が混入する。 | 100 |
| 4.20 | 6.66 | | | | | | 4.20~6.66m: シルト質の不均質な砂からなる。埋土の不均質な砂にシルトおよび径0.075~0.25mmの礫質砂をまじり、炭山層または炭山層が混入する。 | 100 |
| 6.66 | 8.39 | | | | | | 6.66~8.39m: 砂質主体の礫質砂である。埋土の不均質な砂にシルトおよび径0.075~0.25mmの礫質砂をまじり、炭山層または炭山層が混入する。 | 100 |
| 8.39 | 8.39 | | | | | | 8.39~8.83m: シルト質の不均質な砂からなる。埋土の不均質な砂にシルトおよび径0.075~0.25mmの礫質砂をまじり、炭山層または炭山層が混入する。 | 100 |
| 8.83 | 8.83 | | | | | | 8.83~9.00m: シルト質の不均質な砂からなる。埋土の不均質な砂にシルトおよび径0.075~0.25mmの礫質砂をまじり、炭山層または炭山層が混入する。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~6.66m ・埋土である。 |
| 8 | 6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~6.66m ・埋土である。 |
| 8 | 6.66~8.39m ・礫質砂である。 ・径2~5mmの細礫を含む。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|------|----------------------|---------------------------------|--------------------------|--|----------------------------------|
| 1~6 | 変更なし | 変更なし | ・埋土の区間深度とその細分を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は追記せず。 | 変更なし |
| 7 | — | — | ・堆積物区間について土質構成や年代をまとめ書き。 | ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。 | — |
| 8~10 | 変更なし | 変更なし | ・礫質砂の区間深度とその構成粒子、細分を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|--|
| 11. | 8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。 |
| 12. | 8.83~9.54m ・有機物混じり砂である。 |
| 13. | 9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。 |
| 15. | 11.12~12.04m ・礫混じり砂である。 |
| 16. | 12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。 |
| 18. | 12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。 |
| 19. | 13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 20. | |

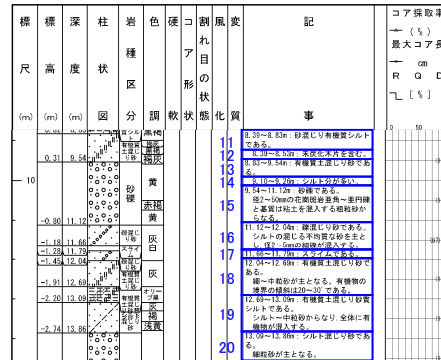
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|--|
| 11. | 8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。 |
| 12. | 8.83~9.54m ・有機物混じり砂である。 |
| 13. | 9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。 |
| 15. | 11.12~12.04m ・礫混じり砂である。 |
| 16. | 12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。 |
| 18. | 12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。 |
| 19. | 13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 20. | |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 11. | 8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。 |
| 12. | 8.83~9.54m ・有機物混じり砂である。 |
| 13. | 9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。 |
| 15. | 11.12~12.04m ・礫混じり砂である。 |
| 16. | 12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。 |
| 18. | 12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。 |
| 19. | 13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 20. | |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 11. | 8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。 |
| 12. | 8.83~9.54m ・有機物混じり砂である。 |
| 13. | 9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。 |
| 15. | 11.12~12.04m ・礫混じり砂である。 |
| 16. | 12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。 |
| 18. | 12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。 |
| 19. | 13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 20. | |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 11. | 8.39~8.83m ・砂混じり有機質シルトである。 ・未炭化木片を含む。 |
| 12. | 8.83~9.54m ・有機物混じり砂である。 |
| 13. | 9.54~11.12m ・砂礫である。 ・径2~50mmの花崗斑岩礫を含む。 |
| 15. | 11.12~12.04m ・礫混じり砂である。 |
| 16. | 12.04~12.69m ・有機物混じり砂である。 ・細粒~中粒砂が主体である。 |
| 18. | 12.69~13.09m ・有機物混じり砂質シルトである。 |
| 19. | 13.09~13.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 20. | |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.27) |
|-------|----------------------|---------------------------------|--|---|----------------------------------|
| 11,12 | 変更なし | 変更なし | ・砂混じり有機質シルトの区間深度とその細分を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。 | 変更なし |
| 13,14 | 変更なし | 変更なし | ・有機質土混じり砂の区間深度を記載。 ・シルト分が多い深度区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、細分については追記せず。 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。 | 変更なし |
| 15 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、基質や班晶の円磨度については、特に目立つ区間ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 16 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。 | 変更なし |
| 17 | — | — | ・スライムの区間深度を記載。 | ・スライム区間については、“岩種区分”の欄に示しているため追記せず。 | — |
| 18 | 変更なし | 変更なし | ・有機質土混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。 ・有機物の境界の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 19 | 変更なし | 変更なし | ・有機質土混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度や有機物については追記せず。 | 変更なし |
| 20 | 変更なし | 変更なし | ・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、粒度については追記せず。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|------------------------------|
| 21 | 13.86~16.24m ・砂礫である。 |
| 22 | 16.24~60.65m ・花崗斑岩である。 |
| 23 | 16.24~19.89m ・強風化、変質部である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|------------------------------|
| 21 | 13.86~16.24m ・砂礫である。 |
| 22 | 16.24~60.65m ・花崗斑岩である。 |
| 23 | 16.24~19.89m ・強風化、変質部である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------|
| 21 | 13.86~16.24m ・砂礫である。 |
| 22 | 16.24~60.65m ・花崗斑岩である。 |
| 23 | 16.24~19.89m ・強風化し、変質している。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 | |
|-----|-------|-------|------|---|---|---|---|---|----|---|-----|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) | |
| (m) | (m) | (m) | 区 | 分 | 状 | 目 | 状 | 状 | | 最大コア長 | |
| | | | 分 | 類 | 態 | の | 態 | 態 | | cm | |
| | | | 類 | 別 | 化 | 形 | 化 | 化 | | R Q D | |
| | | | 別 | 目 | 質 | 状 | 質 | 質 | | [%] | |
| | -4.41 | 16.24 | 砂礫 | 粗 | | | | | 21 | 13.86~16.24m: 砂礫である。 粒径約2~4mm、最大径約50mmの準角~亜円礫を50~70%含む。基質はシルトの混じる中細砂質土である。 | 30 |
| | | | 花崗斑岩 | 斑 | | | | | 22 | 16.24~60.65m: 花崗斑岩である。 斑晶は長2~4mmの石英・長石が主で、径0.5~1mmの黒雲母を混入する。石英は雲母質である。 | 100 |
| | | | 花崗斑岩 | 斑 | | | | | 23 | 16.24~19.89m: 強風化部で、変質している。深く赤色を帯びた灰白色を呈する。 | 100 |
| | | | 花崗斑岩 | 斑 | | | | | 24 | 16.60~19.89m: 斑晶が小さく、割れ目、若くは細い径を呈する。強風化し、変質している。 | 100 |
| | | | 花崗斑岩 | 斑 | | | | | 25 | 19.89~20.70m: 粘土の割合が0.2~1%程度で、粘土に発達する。層0.2~1mの粘土を伴う。硬質である。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------|
| 21 | 13.86~16.24m ・砂礫である。 |
| 22 | 16.24~60.65m ・花崗斑岩である。 |
| 23 | 16.24~19.89m ・強風化し、変質している。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------|
| 21 | 13.86~16.24m ・砂礫である。 |
| 22 | 16.24~60.65m ・花崗斑岩である。 |
| 23 | 16.24~19.89m ・強風化し、変質している。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|------------------------------|--|-----------------------------------|
| 21 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、基質や斑晶については、特に目立つ区間ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 22 | 変更なし | 変更なし | ・花崗斑岩の区間深度、斑晶及び石英を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、石英及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 23 | 変更なし | 変更なし | ・強風化と変質を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 24 | — | — | ・変質の程度を記載。 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と差異が認められないことから追記せず。 | — |
| 25 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・粘土の挟在を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| |
|--|
| 記事 |
| 30. 24.48~26.62m 31. ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|--|
| 記事 |
| 30. 24.48~26.62m 31. ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|---|
| 記事 |
| 30. 24.48~26.62m 31. ・割れ目が多く、砂状~角礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | | 軟 | れ | 化 | | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 別 | | 状 | 目 | 質 | | | 最大コア長 |
| | | 分 | 区 | | 状 | の | | | | cm |
| | | | | | 状 | 形 | | | | R Q D |
| | | | | | 状 | 状 | | | | [%] |
| | | | | | | | | | 26. 20.79~20.99m 風化・変質の程度が認められる。 | 0 |
| | | | | | | | | | 27. 21.30~22.38m 割れ目が多く角礫状している。硬軟である。 | 0 |
| | | | | | | | | | 28. 22.34~22.59m 硬軟10、硬8~10、風化色~黒色の変質粘土層である。 | 0 |
| | | | | | | | | | 29. 23.11~23.55m 硬軟約85°の硬軟傾向の割れ目が発達する。 | 0 |
| | | | | | | | | | 30. 24.48~25.58m 風5~10mm礫状~片状化している。 | 0 |
| | | | | | | | | | 31. 25.58~26.62m 土砂~礫状を呈する。割れ目は1~5cm 最大50mm程度である。割れ目はシルト粒径以下中粒砂程度、硬軟で局所で変質する。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|---|
| 記事 |
| 30. 24.48~26.62m 31. ・割れ目が多く、砂状~角礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|---|
| 記事 |
| 30. 24.48~26.62m 31. ・割れ目が多く、砂状~角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|--------------------------------|---|-----------------------------------|
| 26 | — | — | ・変質の程度を記載。 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と差異が認められないことから追記せず。 | — |
| 27 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 28 | — | — | ・変質粘土脈を記載。 | ・変質粘土脈を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 29 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 30,31 | 変更なし | 変更なし | ・礫状~片状、土状~礫状の区間を記載。 ・硬軟を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき砂状~角礫状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 34 | ●28.50~28.66m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡黄緑~黄褐色の硬質粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 36 | ●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡黄緑~黄褐色の硬質粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 39 | ●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 34 | ●28.50~28.66m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡黄緑~黄褐色の硬質粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 36 | ●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・淡黄緑~黄褐色の硬質粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 39 | ●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 34 | ●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 36 | ●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 39 | ●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 記 | コア採取率 |
|-------|-----|-------|-------|---|----|------------------------------|---|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 軟 | 目 | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 軟 | 状 | の | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | 状 | 態 | 形状 | | | cm |
| | | | | | | の | | | R Q D |
| | | | | | | 発達 | | | [%] |
| 30 | | 花崗閃緑岩 | 花崗閃緑岩 | 硬 | 緻密 | 割れ目が多い。0.5~1.0cm間隔で連続して発達する。 | | | 0 |
| 32.33 | | 花崗閃緑岩 | 花崗閃緑岩 | 硬 | 緻密 | 割れ目が多い。0.5~1.0cm間隔で連続して発達する。 | | | 0 |
| 34 | | 花崗閃緑岩 | 花崗閃緑岩 | 硬 | 緻密 | 割れ目が多い。0.5~1.0cm間隔で連続して発達する。 | | | 0 |
| 36 | | 花崗閃緑岩 | 花崗閃緑岩 | 硬 | 緻密 | 割れ目が多い。0.5~1.0cm間隔で連続して発達する。 | | | 0 |
| 39 | | 花崗閃緑岩 | 花崗閃緑岩 | 硬 | 緻密 | 割れ目が多く、角礫状を呈する。 | | | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 34 | ●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 36 | ●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 39 | ●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 34 | ●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 36 | ●28.50~28.66m (f-b14-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN35° E77° NWである。 |
| 39 | ●32.40~32.67m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書 (H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|-----------------------|--|---|--|----------------------------------|
| 32.33 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 34~36 | 変更なし | ・誤記修正(28.50~28.66m→28.50~28.68m)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・誤記修正(正断層センス→左ずれ正断層センス)。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・粘土の細脈が分布するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 37 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 38 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 39 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 40 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 41 | — | — | ・粘土脈を記載。 | ・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に同方向の劣化が認められないことから追記せず。 | — |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 42 | 35.14~35.74m ・風化部である。 |
| 44 | 37.52~37.89m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 38.10~38.27m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色~淡黄白色の礫混じり砂状を呈する。 |
| 45 | ・累計層厚11cm ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は50°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 42 | 35.14~35.74m ・風化部である。 |
| 44 | 37.52~37.89m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 38.10~38.27m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色~淡黄白色の礫混じり砂状を呈する。 |
| 45 | ・累計層厚11cm ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は50°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 42 | 35.14~35.74m ・風化部である。 |
| 44 | 37.52~37.89m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●38.10~38.27m(F-b14-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN50° E80° Sである。 ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は50°である。 |
| 45 | |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|---|---|-------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | 調 | 度 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 区分 | 軟 | 目 | 目 | 状 | 状 | | 最大コア長 |
| | | | | 化 | の | の | 化 | 化 | | cm |
| | | | | 状 | 状 | 状 | 状 | 状 | | R |
| | | | | | | | | | | Q |
| | | | | | | | | | | D |
| | | | | | | | | | | L |
| | | | | | | | | | | [%] |
| | | | | | | | | | 35.14~35.74m: 風化・変質で割れ目が不規則に発達する。 | 0 |
| | | | | | | | | | 37.52~37.89m: 割れ目が多く、角礫状を呈する。 | 10 |
| | | | | | | | | | 38.43~37.50m: 礫の割れ目と角礫の割れ目が区分する。角礫→片状を呈する。 | 20 |
| | | | | | | | | | 37.52~37.89m: 角礫状→粗粒状を呈する。 | 30 |
| | | | | | | | | | ●38.10~38.27m: 破砕帯(F-b14-2-2) 破砕帯は11.0cmである。角礫は10mm以下を呈し、淡黄白色の固結した礫状部からなる。上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は50°である。 | 40 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 42 | 35.14~35.74m ・風化部である。 |
| 44 | 37.52~37.89m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●38.10~38.27m(F-b14-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN50° E80° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は50°である。 |
| 45 | |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 42 | 35.14~35.74m ・風化部である。 |
| 44 | 37.52~37.89m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●38.10~38.27m(F-b14-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右すれ正断層センスである。 ・淡黄白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN50° E80° Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上層境界の傾斜は40°、下層境界の傾斜は50°である。 |
| 45 | |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|--|---|--|---|
| 42 | 変更なし | 変更なし | ・風化・変質を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と熱水変質の両方を受けた区間について、風化による褐色化が顕著であることを踏まえ、風化部として記載。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 43 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 44 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”の欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 45 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--------------|
| 50 | 42.13~42.71m |
| 51 | 43.51~45.20m |
| 52 | ・強風化部である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--------------|
| 50 | 42.13~42.71m |
| 51 | 43.51~45.20m |
| 52 | ・強風化部である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--------------|
| 50 | 42.13~42.71m |
| 51 | 43.51~45.20m |
| 52 | ・強風化部である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬 | 割れ目 | 風化 | 記 | コア採取率 (%) |
|-----|-----|----|----|---|---|-----|----|--|--------------|
| 尺 | 度 | 状 | 区 | 調 | 軟 | 目 | 化 | 事 | 最大コア長 cm |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 状 | 化 | 状 | 質 | | R Q D |
| 40 | | | | | | | | 37.87~41.29m 割れ目・裂隙面が不明瞭である。再録記録で風化・淡赤白色の粘土が不規則に分布する。 | 0 |
| | | | | | | | | 39.41~41.29m 凝結砂(砂)と赤褐色な細粒土が混在し、薄く白粉・黄褐色のシルトを挟む。 | 50 |
| | | | | | | | | 40.33~42.31m 上部の凝結砂(砂)下部の凝結砂、細粒土質、灰色の粘土混じり砂状を呈する。 | 100 |
| | | | | | | | | 41.55~42.71m 強く風化変質し軟化している。 | 50 |
| | | | | | | | | 43.51~45.20m 強く風化変質し軟化している。上部の凝結砂(砂)の割れ目に凝結したシルトを挟む。幅3~10mm。 | 100 |
| | | | | | | | | 44.02~45.20m 強く風化変質し角状・薄片状を呈する。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--------------|
| 50 | 42.13~42.71m |
| 51 | 43.51~45.20m |
| 52 | ・強風化部である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--------------|
| 50 | 42.13~42.71m |
| 51 | 43.51~45.20m |
| 52 | ・強風化部である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|---|--|-----------------------------------|
| 46.47 | — | — | ・割れ目や原岩組織の残留の程度を記載。 ・粘土やシルトの挟在を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土やシルトを挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 48 | — | — | ・粘土混じり砂状の区間を記載。 | ・粘土混じり砂状を呈するが、連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 49 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 50~52 | 変更なし | 変更なし | ・風化・変質を伴う軟化や割れ目の発達を記載。 ・砂混じりシルトの挟在を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき強風化部と記載。 ・一部に砂混じりシルトを挟在するが、周辺の岩盤と同方向の劣化が認められないことから追記せず。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 53 | 45.90~47.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●47.37~47.40m ・破砕部である。 |
| 54 | ・右ずれセンスである。 ・灰白~褐色の塊状粘土状~粘土混じり塊状を呈する。 |
| 56 | ・灰白色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN38° E85° NWである。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 53 | 45.90~47.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●47.37~47.40m ・破砕部である。 |
| 54 | ・右ずれセンスである。 ・灰白~褐色の塊状粘土状~粘土混じり塊状を呈する。 |
| 56 | ・灰白色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN38° E85° NWである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 53 | 45.90~47.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●47.37~47.40m ・破砕部である。 |
| 54 | ・右ずれセンスである。 ・主に褐色の固結礫状部からなる。 |
| 56 | ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN38° E85° NWである。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深尺 | 柱状 | 岩種 | 色調 | 硬軟 | 割れ目 | 風化 | 変質 | 記事 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|-------|----|----|-----|----|----|--|--------------------------------|
| (m) | (m) | (m) | 区分 | | | | 形状 | | | | (%) |
| | | | | 花崗閃緑岩 | | | | | | 45.90~47.37m 割れ目が多い、間隙~3cmで礫状に割れ目が発達する。 | 最大コア長 1cm R Q D L [%] |
| | | | | 花崗閃緑岩 | | | | | | ●47.37~47.40m 破砕部 破砕幅は2.0cmである。 | |
| | | | | 花崗閃緑岩 | | | | | | 47.37~47.40m 褐色の塊状の礫部からなる。上部境界の礫部は砂である。 | |
| | | | | 花崗閃緑岩 | | | | | | 47.40~47.44m 灰白色の未固結の粘土状部からなり、幅は1.0cmである。 | |
| | | | | 花崗閃緑岩 | | | | | | 47.44~47.48m シルト混じり砂礫状を呈する。割目状に粘土~シルトの分布がある。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 53 | 45.90~47.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●47.37~47.40m ・破砕部である。 |
| 54 | ・右ずれセンスである。 ・主に褐色の固結礫状部からなる。 |
| 56 | ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN38° E85° NWである。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 53 | 45.90~47.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ●47.37~47.40m ・破砕部である。 |
| 54 | ・右ずれ逆断層センスである。 ・褐色の固結礫状部からなる。 |
| 56 | ・走向・傾斜はN38° E85° NWである。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|--|---|---|
| 53 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 54~56 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・不要な記載として、灰白色の未固結の粘土状部を誤って記載。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ逆断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・誤記修正(“灰白色の未固結粘土状部”の削除、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 57 | — | — | ・シルト混じり砂礫状の区間を記載。 | ・シルト混じり砂礫状を呈し、一部で粘土やシルトを含むが、網目状に分布し系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 58 | ●49.24~49.55m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・緑灰~灰白~褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・見かけ傾斜は35°である。 |
| 60 | ●50.50~51.43m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認) |
| 61 | ●52.92~53.33m ・強風化部である。 |
| 62 | |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 58 | ●49.24~49.55m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・緑灰~灰白~褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・見かけ傾斜は35°である。 |
| 60 | ●50.50~51.43m ・コア欠。(ポアホールテレビで破砕部がないことを確認) |
| 61 | ●52.92~53.33m ・強風化部である。 |
| 62 | |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 58 | ●49.24~49.55m(D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN44° E80° Eである。 |
| 60 | 50.50~51.43m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認) |
| 61 | 52.92~53.33m ・強風化部である。 |
| 62 | |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-------|-------|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 目 | 度 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 形 | 状 | | |
| (m) | (m) | 分 | 調 | 軟 | 状 | 風 | 化 | | |
| 50 | | | | | | | | ●49.24~49.55m (D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN44° E80° Eである。 | |
| 28.65 | 50.50 | | | | | | | ●50.50~51.43m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認) | |
| 29.31 | 51.43 | | | | | | | ●52.92~53.33m ・強風化部である。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 58 | ●49.24~49.55m(D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN44° E80° Eである。 |
| 60 | 50.50~51.43m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認) |
| 61 | 52.92~53.33m ・強風化部である。 |
| 62 | |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 58 | ●49.24~49.55m(D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部からなる。 ・灰色の未固結粘土状部。累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN44° E80° Eである。 |
| 60 | 50.50~51.43m ・コア欠(ポアホールカメラで破砕部がないことを確認) |
| 61 | 52.92~53.33m ・強風化部である。 |
| 62 | |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書 (H27.11) | 申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22) | 審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料 (H30.11.30) | 審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7) |
|-------|-----------------------|--|---|---|-------------------------------------|
| 58~60 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“見かけ傾斜は35°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分 (固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ) を併記。 | 審査資料 (H29.12.22) と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 61 | 変更なし | 変更なし | ・コア欠を記載。 | 審査資料 (H29.12.22) と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 62 | 変更なし | 変更なし | ・風化・変質の程度を記載。 | 審査資料 (H29.12.22) と同様 ・“風化”欄に基づき強風化部と記載。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| |
|--|
| 記事 |
| <p>63 ●53.33～53.36m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：黒計厚15mm ・みかけ傾斜は15°である。</p> |

設置許可申請書
(平成27年11月)

| |
|--|
| 記事 |
| <p>63 ●53.33～53.36m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：黒計厚15mm ・みかけ傾斜は15°である。</p> |

審査資料
(平成29年12月22日)

| |
|---|
| 記事 |
| <p>63 53.33～53.36m ・変質している。 ・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。</p> |

委託報告書
(平成30年)

| 標高 | 深度 | 柱状 | 岩種 | 色調 | 硬さ | 割れ目 | 変質 | 記事 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|------|----|----|-----|----|--|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図分 | | | | | | (%) |
| | | | 花崗斑岩 | | | | | 63 53.33～53.36m 正断層による破砕部が認められ、礫混じり粘土状を呈する。 | |
| | | | 黒赤灰 | | | | | 64 55.40～55.84m 割れ目が観察される。全層に黄色を帯びる。 | |
| | | | 灰赤 | | | | | 65 57.42～57.66m 変質帯による礫が認められ、軟弱である。赤褐色の粘土は細粒状物に変質している。 | |
| | | | 赤灰 | | | | | 66 59.50～60.60m 割れ目沿いに細片化し、緑色鉱物群を挟む。 | |

審査資料
(平成30年11月30日)

| |
|---|
| 記事 |
| <p>63 53.33～53.36m ・変質している。 ・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。</p> |

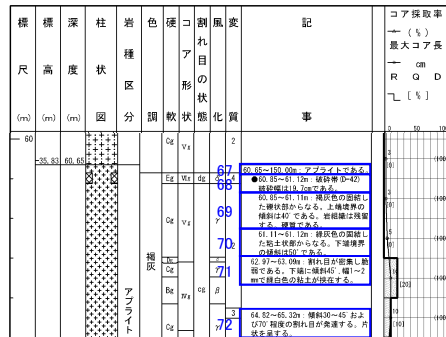
審査資料
(令和2年2月7日)

| |
|---|
| 記事 |
| <p>63 53.33～53.36m ・変質している。 ・灰白色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。</p> |

| 記事 | 申請書案→ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)→ 報告書 | 報告書→ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---|--|--|----------------------------------|
| 63 | 変更なし | ・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-9頁)。 | ・土砂状の区間を記載。 ・粘土の挟在を記載。 ・53.33～53.36mと書くべきところを誤って53.33～53.35mと記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 64 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・色調を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 65 | — | — | ・変質を伴う軟質化を記載。 ・変質鉱物を記載。 | ・軟質化については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・変質鉱物については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 66 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化、鉱物の晶出)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |

H24-B14-2

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 設置許可申請書案 | 設置許可申請書 (平成27年11月) | 審査資料 (平成29年12月22日) | 委託報告書 (平成30年) | 審査資料 (平成30年11月30日) | 審査資料 (令和2年2月7日) |
| <p style="text-align: center;">記 事</p> <p>67 60.65~150.00m ・アフライトである。 68 ●60.85~61.12m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる 70 明黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E88° NWである。</p> | <p style="text-align: center;">記 事</p> <p>67 60.65~150.00m ・アフライトである。 68 ●60.85~61.12m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる 70 明黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E88° NWである。</p> | <p style="text-align: center;">記 事</p> <p>67 60.65~150.00m ・アフライトである。 68 ●60.85~61.12m(O-42破砕帯) ・破砕部である。 69 褐灰色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。 70 走向・傾斜はN1° E83° Eである。</p> | <p>67 60.65~150.00m アフライトである。 68 ●60.85~61.12m 破砕部である。 69 褐灰色の固結した礫状部からなる。上層境界の礫状部が少なく、岩盤露出は残存する。破砕部である。 70 61.11~61.12m 緑灰色の固結した粘土礫状部からなる。下部境界の礫状部が少なく、岩盤露出は残存する。破砕部である。 71 62.30~63.00m 割れ目が密に発達している。下層に傾斜45° 傾1~2mで黄白色の粘土が挟在する。 72 64.82~65.32m 傾斜30~45° および70° 前後の割れ目が発達する。外状を呈する。</p> | <p style="text-align: center;">記 事</p> <p>67 60.65~150.00m ・アフライトである。 68 ●60.85~61.12m(O-42破砕帯) ・破砕部である。 69 褐灰色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。 70 走向・傾斜はN1° E83° Eである。</p> | <p style="text-align: center;">記 事</p> <p>67 60.65~150.00m ・アフライトである。 68 ●60.85~61.12m(O-42破砕帯) ・破砕部である。 69 褐灰色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。 70 走向・傾斜はN1° E83° Eである。</p> |



| 記事 | 申請書案⇒ 申請書 (H27.11) | 申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22) | 審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料 (H30.11.30) | 審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7) |
|-------|-----------------------|---|--|--|-------------------------------------|
| 67 | 変更なし | 変更なし | ・アフライトの区間深度を記載。 | 審査資料 (H29.12.22) と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 68~70 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正 (N35° E88° W→N1° E83° E)。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、審査資料での断層岩区分 (固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ) を記載。 | 審査資料 (H29.12.22) と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・境界の見かけ傾斜については、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。 ・硬質であるとの記載については、破砕部の硬軟を記載しないこととしているため追記せず。 ・原岩組織の残留の程度の記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 71 | — | — | ・割れ目の発達を伴う脆弱化を記載。 ・粘土の挟在を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土を挟在するが、粘土の連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 72 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B14-2

| 設置許可申請書案 | 設置許可申請書 (平成27年11月) | 審査資料 (平成29年12月22日) | 委託報告書 (平成30年) | 審査資料 (平成30年11月30日) | 審査資料 (令和2年2月7日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|-----------------------|--------------------|---|------------------------------------|---|---|-------|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|-----|-----|---|---|---|---|---|--|--|-------|-----|--|--|---|---|---|---|---|--|--|----|--|--|--|---|--|--|---|------------------------------------|--|--|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------------------------|-----|---|---|
| 記事 | 記事 | 記事 | 記事 | 記事 | 記事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 74 65.32~65.86m 68.23~68.63m 76 ・強風化部である。 | 74 65.32~65.86m 68.23~68.63m 76 ・強風化部である。 | 74 65.32~65.86m 68.23~68.63m 76 ・強風化部である。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>標尺</th><th>深</th><th>柱</th><th>岩</th><th>色</th><th>硬</th><th>割</th><th>風</th><th>変</th><th>記</th><th>コア採取率</th></tr> <tr> <th>高</th><th>度</th><th>状</th><th>種</th><th>調</th><th>軟</th><th>れ</th><th>化</th><th>質</th><th>事</th><th>(%)</th></tr> <tr> <th>度</th><th>(m)</th><th>(m)</th><th>別</th><th>分</th><th>化</th><th>目</th><th>状</th><th></th><th></th><th>最大コア長</th></tr> <tr> <th>(m)</th><th></th><th></th><th>状</th><th>区</th><th>状</th><th>の</th><th>態</th><th></th><th></th><th>cm</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>図</td><td></td><td></td><td>形<td><td></td><td></td><th>R Q D</th></td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td><td></td><td></td><td></td><th>〔%〕</th></td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>65.32m 層R43・層R44以下、原岩の崩壊により崩壊部である。</td><td>0</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>65.42~66.86m 風化・変質でコアは脆弱化している。</td><td>100</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>67.38~67.51m 上層の層R35・下層の層R37で風化・変質で軟質化・脆弱化している。</td><td>100</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>68.23~68.63m 風化・変質著しく、層間隙と割れ目が目立つ状態である。</td><td>100</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>68.55mまで土砂状の粘土脈が約9割目、粘土脈が約1割目分布している。</td><td>100</td></tr> </tbody> </table> | 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 | 高 | 度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) | 度 | (m) | (m) | 別 | 分 | 化 | 目 | 状 | | | 最大コア長 | (m) | | | 状 | 区 | 状 | の | 態 | | | cm | | | | 図 | | | 形 <td><td></td><td></td><th>R Q D</th></td> | <td></td> <td></td> <th>R Q D</th> | | | R Q D | | | | | | | <td></td> <td></td> <td></td> <th>〔%〕</th> | | | | 〔%〕 | | | | | | | | | | 65.32m 層R43・層R44以下、原岩の崩壊により崩壊部である。 | 0 | | | | | | | | | | 65.42~66.86m 風化・変質でコアは脆弱化している。 | 100 | | | | | | | | | | 67.38~67.51m 上層の層R35・下層の層R37で風化・変質で軟質化・脆弱化している。 | 100 | | | | | | | | | | 68.23~68.63m 風化・変質著しく、層間隙と割れ目が目立つ状態である。 | 100 | | | | | | | | | | 68.55mまで土砂状の粘土脈が約9割目、粘土脈が約1割目分布している。 | 100 | 74 65.32~65.86m 68.23~68.63m 76 ・強風化部である。 | 74 65.32~65.86m 68.23~68.63m 76 ・強風化部である。 |
| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高 | 度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 度 | (m) | (m) | 別 | 分 | 化 | 目 | 状 | | | 最大コア長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (m) | | | 状 | 区 | 状 | の | 態 | | | cm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 図 | | | 形 <td><td></td><td></td><th>R Q D</th></td> | <td></td> <td></td> <th>R Q D</th> | | | R Q D | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | <td></td> <td></td> <td></td> <th>〔%〕</th> | | | | 〔%〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 65.32m 層R43・層R44以下、原岩の崩壊により崩壊部である。 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 65.42~66.86m 風化・変質でコアは脆弱化している。 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 67.38~67.51m 上層の層R35・下層の層R37で風化・変質で軟質化・脆弱化している。 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 68.23~68.63m 風化・変質著しく、層間隙と割れ目が目立つ状態である。 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 68.55mまで土砂状の粘土脈が約9割目、粘土脈が約1割目分布している。 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|--|---|-----------------------------------|
| 73 | — | — | ・粘土の挟在を記載。 | ・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 74 | 変更なし | 変更なし | ・風化・変質を伴う脆弱化を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき強風化部と記載。 | 変更なし |
| 75 | — | — | ・風化・変質を伴う軟質化を記載。 ・脱色を記載。 | ・風化、変質に伴う軟質化については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・脱色については、風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 76.77 | 変更なし | 変更なし | ・風化・変質を伴う原岩組織と割れ目の残留の程度を記載。 ・粘土脈を記載。 ・土砂状の区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と熱水変質の両方を受けた区間について、風化による褐色化が顕著であることを踏まえ、強風化部として記載。 ・網目状に粘土脈が分布しているが、系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 ・土砂状の区間については、周囲との境界が一部不明瞭であり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| |
|-------------------------------------|
| 記 事 |
| 79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

設置許可申請書
(平成27年11月)

| |
|-------------------------------------|
| 記 事 |
| 79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料
(平成29年12月22日)

| |
|-------------------------------------|
| 記 事 |
| 79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

委託報告書
(平成30年)

| 標 尺 | 標 高 | 深 度 | 柱 状 | 岩 種 | 色 調 | 硬 度 | 割 れ 目 | 風 化 | 記 事 | コア採取率 (%) | 最大コア長 cm |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|---|--------------|-------------|
| (m) | (m) | (m) | 図 分 | 種 別 | 調 色 | 軟 化 | 状 態 | 化 質 | 事 象 | | R Q D |
| | | 70 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 68.63~70.03m: 割れ目の一部に幅0.3~1mで薄オリブ灰色の炭質粘土を挟み込む。 | | |
| | | | | | | | | | 70.03~70.33m: 割れ目が密集し層状に発達している。原岩組織が不明瞭である。全体に粘土の細脈が分布する。 | | |
| | | | | | | | | | 70.68~71.05m: 著しく軟化している。 | | |
| | | | | | | | | | 72.14m: 砂混じりシルトを挟み込む。種別砂/種別シルト/種別粘土の割合が異なる。 | | |
| | | | | | | | | | 73.34~77.91m: 割れ目の多量な分布を呈す。非常に緻密で炭質の部分が広がる。 | | |

審査資料
(平成30年11月30日)

| |
|-------------------------------------|
| 記 事 |
| 79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料
(令和2年2月7日)

| |
|-------------------------------------|
| 記 事 |
| 79 70.03~70.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|---|--|-----------------------------------|
| 78 | — | — | ・変質粘土の挟在を記載。 | ・一部に粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 79 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達の程度を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。 ・粘土の細脈を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・原岩組織の残留の程度については、劣化に関する補足的なものであるため追記せず。 ・一部に粘土を含むが、系統的でなく、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |
| 80 | — | — | ・軟化を記載。 | ・軟化については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | — |
| 81 | — | — | ・砂混じりシルトの挟在を記載。 ・白雲母の混入を記載。 | ・砂混じりシルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 82 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| | |
|----|----------------------------------|
| 記事 | |
| 84 | 78.25~79.14m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| A | 82.13~89.71m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| | |
|----|----------------------------------|
| 記事 | |
| 84 | 78.25~79.14m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| A | 82.13~89.71m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| | |
|----|----------------------------------|
| 記事 | |
| 84 | 78.25~79.14m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| A | 82.13~89.71m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬軟 | 割れ目 | 風化 | 変質 | 記事 | コア採取率 (%) |
|-----|-----|-----|--|---|----|-----|----|----|---|--------------|
| 尺 | 高度 | 状 | 区分 | | | 形状 | 状態 | | | |
| (m) | (m) | (m) | | | | | | | | |
| 80 | | | ト-A1/A2/A3/A4/A5/A6/A7/A8/A9/A10/A11/A12/A13/A14/A15/A16/A17/A18/A19/A20/A21/A22/A23/A24/A25/A26/A27/A28/A29/A30/A31/A32/A33/A34/A35/A36/A37/A38/A39/A40/A41/A42/A43/A44/A45/A46/A47/A48/A49/A50/A51/A52/A53/A54/A55/A56/A57/A58/A59/A60/A61/A62/A63/A64/A65/A66/A67/A68/A69/A70/A71/A72/A73/A74/A75/A76/A77/A78/A79/A80/A81/A82/A83/A84/A85/A86/A87/A88/A89/A90/A91/A92/A93/A94 | | | | | | | |
| | | | 灰白 | | | | | | 83 77.30m 礫料40の割れ目に黄鉄鉱が晶出し露出する。 | 16 |
| | | | 灰白 | | | | | | 84 78.25~79.14m 割れ目はやや多いが、非露に露出するものが多い。 | 14 |
| | | | 灰白 | | | | | | 85 78.43m 礫料20、礫5~10mmの石英脈を呈する。 78.7~79.14m 礫料40の割れ目に礫5~10mm、灰白色~黄褐色のシルト質砂を挟在する。 | 13 |
| | | | 灰白 | | | | | | 86 82.13~83.58m 割れ目沿いに変色~オリーブ灰色である。石英脈の黄鉄鉱が付着している。 | 12 |
| | | | 灰白 | | | | | | 87 83.59~83.88m 礫料30~50の割れ目が4~10cm間隔で発達し、非露割れ目割れ目が少ない。 | 11 |
| | | | 灰白 | | | | | | 88 83.88~84.54m 割れ目少なく、非露に露出するものが多い。 | 10 |
| | | | 灰白 | | | | | | 89 84.54~85.14m 割れ目が多く露出に露出している。 | 9 |
| | | | 灰白 | | | | | | 90 85.14~85.74m 大半は割れ目が多く、非露に露出する。礫料30~40の割れ目が主となる。 | 8 |
| | | | 灰白 | | | | | | 91 87.61~88.31m 割れ目沿いに変色している。割れ目沿いオリーブ灰色となる。 | 7 |
| | | | 灰白 | | | | | | 92 88.31m 礫料40の割れ目に黄鉄鉱が晶出し露出している。 | 6 |
| | | | 灰白 | | | | | | 93 88.31m 礫料40の割れ目に黄鉄鉱が晶出し露出している。柱状の石英を露出している。 | 5 |
| | | | 灰白 | | | | | | 94 89.71m 礫料40の割れ目に黄鉄鉱が晶出し露出している。柱状の石英を露出している。 | 4 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| | |
|----|----------------------------------|
| 記事 | |
| 84 | 78.25~79.14m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| A | 82.13~89.71m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| | |
|----|----------------------------------|
| 記事 | |
| 84 | 78.25~79.14m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| A | 82.13~89.71m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|---------------------------------|--|--|-----------------------------------|
| 83 | — | — | ・割れ目について記載(黄鉄鉱の晶出)。 | ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 84 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 85 | — | — | ・石英脈を記載。 | ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 86 | — | — | ・割れ目について記載(シルト質砂の挟在)。 | ・シルト質砂を挟在するが、周辺の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 87 | — | — | ・割れ目について記載(変色、白雲母や黄鉄鉱の付着)。 | ・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| A,87~94 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(変色、鉱物晶出、傾斜)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“割れ目が4~10cm間隔で発達”との記載については、割れ目の発達程度を、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の変色、鉱物晶出、傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|----------------------------------|
| 95 | 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 99 | 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 102 | 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

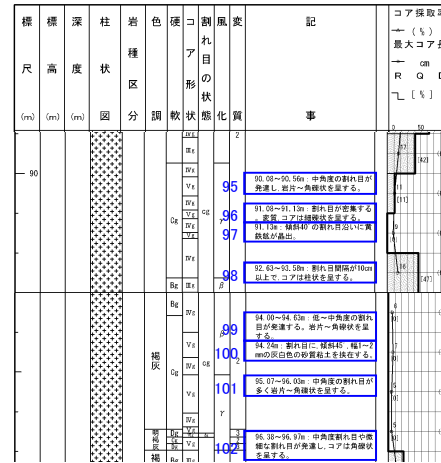
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|----------------------------------|
| 95 | 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 99 | 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 102 | 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|----------------------------------|
| 95 | 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 99 | 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 102 | 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|----------------------------------|
| 95 | 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 99 | 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 102 | 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|----------------------------------|
| 95 | 90.08~90.56m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 99 | 94.00~94.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 102 | 96.38~96.97m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|---|---|----------------------------------|
| 95 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 96.97 | — | — | ・変質を伴う細礫状の区間を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの黄鉄鉱の晶出)。 | ・割れ目の発達、変質の程度については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 98 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 99 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 100 | — | — | ・割れ目について記載(砂質粘土の挟在)。 | ・砂質粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 101 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 102 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記 事 | |
|-----|--|
| 105 | ●101.47~101.52m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。灰白~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° E65° Eである。 |

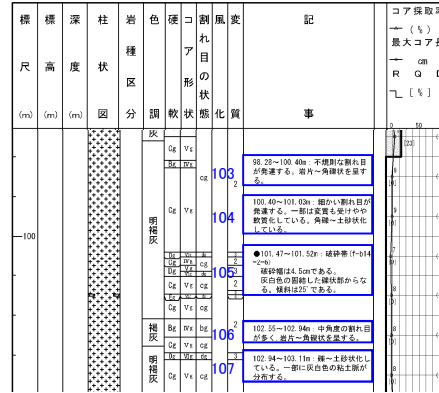
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記 事 | |
|-----|---|
| 105 | ●101.47~101.52m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3° E65° Eである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記 事 | |
|-----|---|
| 105 | ●101.47~101.52m(f-b14-2-6破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E65° Eである。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記 事 | |
|-----|---|
| 105 | ●101.47~101.52m(f-b14-2-6破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E65° Eである。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記 事 | |
|-----|---|
| 105 | ●101.47~101.52m(f-b14-2-6破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E65° Eである。 |

| 記事 | 申請書案→申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)→審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒報告書 | 報告書⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-----|------------------|--|--|--|------------------------------|
| 103 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 104 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・部分的な軟質化を記載。 | ・割れ目の発達、変質の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 105 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | ・破砕幅を記載。 ・性状については、審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) | 変更なし |
| 106 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 107 | — | — | ・礫~土砂状の区間を記載。 ・粘土脈を記載。 | ・礫~土砂状を呈し一部に粘土を含むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|--|
| 109 | ●105.54~105.61m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・走向・傾斜はN16° E84° Eである。 |
| 112 | 107.29~107.45m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

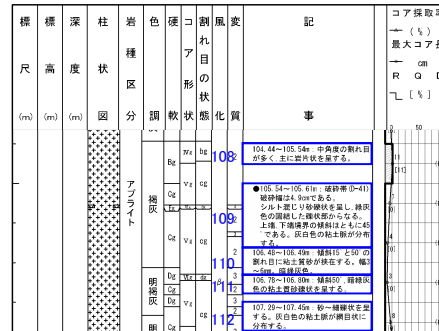
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|--|
| 109 | ●105.54~105.61m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・走向・傾斜はN16° E84° Eである。 |
| 112 | 107.29~107.45m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 109 | ●105.54~105.61m(D-41破砕帯) ・破砕部である。 ・緑灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN16° E84° Eである。 |
| 112 | 107.29~107.45m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 109 | ●105.54~105.61m(D-41破砕帯) ・破砕部である。 ・緑灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN16° E84° Eである。 |
| 112 | 107.29~107.45m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 109 | ●105.54~105.61m(D-41破砕帯) ・破砕部である。 ・緑灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN16° E84° Eである。 |
| 112 | 107.29~107.45m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|--|---|---|----------------------------------|
| 108 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 109 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | ・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・粘土脈については、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |
| 110 | — | — | ・割れ目について記載(粘土質砂の挟在、色調)。 | ・粘土質砂を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 ・割れ目の色調については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 111 | — | — | ・粘土質砂礫状の区間を記載。 | ・粘土質砂礫状を呈するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 112 | 変更なし | 変更なし | ・砂～細礫状の区間を記載。 ・砂質粘土の挟在を記載。 ・黄鉄鉱を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|---|
| 114 | ●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明緑灰色の糜爛じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 |
| 118 | ・明緑灰～灰色粘土：累計厚30mm ・走向・傾斜はN11° W76° Wである。 |
| 119 | 109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 120 | 110.95～111.16mm ・変質が著しく暗緑灰色に変色する。 |
| 122 | 114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|---|
| 114 | ●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 |
| 118 | ・明緑灰～灰色粘土：累計厚30mm ・走向・傾斜はN11° W76° Wである。 |
| 119 | 109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 120 | 110.95～111.16mm ・変質が著しく暗緑灰色に変色する。 |
| 122 | 114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 114 | ●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 |
| 118 | ・明緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN11° W76° Wである。 |
| 119 | 109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 120 | 110.95～111.16m ・変質が著しく、暗緑灰色に変色する。 |
| 122 | 114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|---|---|----|---|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 目 | 度 | 目の | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 区分 | 軟 | 状 | 形状 | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | 状 | 態 | 変化 | | | cm |
| | | | | 軟 | 態 | 変化 | | | R Q D |
| | | | | 状 | 態 | 変化 | | | [%] |
| 110 | | | | | | | | 107.30m 凝結SS(幅>9mm) 明緑灰色の固結粘土を挟在する。角礫状を呈する。 | 0 |
| | | | | | | | | ●109.16～109.46m 破砕帯(D-1) 破砕部である。 | 0 |
| | | | | | | | | 109.16～109.46m 明緑灰色の砂質じり粘土を呈する。周囲の粘土状部からなり、幅は20mmである。傾斜はN11° W76° Wである。 | 0 |
| | | | | | | | | 109.46～112.49m 明緑灰色の砂質粘土を呈し、固結した粘土状部からなる。傾斜はN11° W76° Wである。 | 0 |
| | | | | | | | | 110.95～111.16m 暗緑灰色の砂質粘土を呈し、固結した粘土状部からなる。傾斜はN11° W76° Wである。 | 0 |
| | | | | | | | | 111.16～114.66m 変質が著しく暗緑灰色に変色する。 | 0 |
| | | | | | | | | 114.66～116.33m 割れ目が多く、角礫状を呈する。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 114 | ●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 |
| 118 | ・明緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN11° W76° Wである。 |
| 119 | 109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 120 | 110.95～111.16m ・変質が著しく、暗緑灰色に変色する。 |
| 122 | 114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 114 | ●109.16～109.46m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 |
| 118 | ・明緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN11° W76° Wである。 |
| 119 | 109.46～112.49m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 120 | 110.95～111.16m ・変質が著しく、暗緑灰色に変色する。 |
| 122 | 114.66～116.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|---------------------|--|---|---|-----------------------------------|
| 113 | — | — | ・粘土の挟在を記載。 | ・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 114～118 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・境界の見かけの傾斜については、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。 ・“下端に幅1mmの白色の粘土を伴う”と記載されているが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 119 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 120 | 変更なし | ・誤記修正(mm→m)。 | ・色調を記載。 ・粘土細脈を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部に粘土を含むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |
| 121 | — | — | ・砂混じり粘土の挟在を記載。 | ・砂混じり粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 122 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |

H24-B14-2

設置許可申請書案

記事

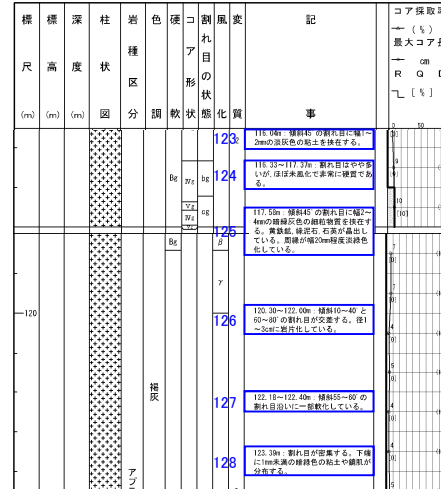
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---|----------------------------------|
| 123 | — | — | ・割れ目について記載(粘土の挟在)。 | ・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 124 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 125 | — | — | ・割れ目について記載(細粒物質、割れ目沿いの鉱物晶出、変色)。 | ・細粒物質を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから記載せず。 ・割れ目沿いの鉱物晶出、変色については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 126 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 127 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの軟質化)。 | ・割れ目沿いに軟質化しているが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 128 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 ・粘土を記載。 ・鏡肌を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土や鏡肌を伴うが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |

H24-B14-2

設置許可申請書案

記事

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 (%) |
|-----|-----|-----|------------------|---|---|---|----------|---|---|---|--|----------------|
| 尺 | 度 | 度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | 割 | 目 | 化 | 質 | 事 | 最大コア長 cm |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 区 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 化 | 質 | | R Q D |
| | | | フ ラ イ ト | | | | Ve Gc | β | | 2 | 129.50~129.41m: 脱色・白色化した変質割れ目を伴い、劣化・変質している。 129.50m: 割れ目沿いの変質している。割れ目5mmの隙間に粘土を挟み、割れ目が多く、岩片状している。割れ目50~70の割れ目が主である。 129.79~131.00m: 割れ目5~45と10~40の割れ目が交錯し、厚10~30mmの粘土を挟み、 130.50~130.54m: 割れ目50以上の割れ目による、厚1~3mmの粘土脈を伴う。 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | β | | | 130 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | | | | 131 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | | | | 132 | 0 50 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|--|---|----------------------------------|
| 129 | — | — | ・脱色・白色化を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。 | ・変色については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 130 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、粘土の挟み)。 ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達、変質の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目が発達し粘土を挟み、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 131 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 132 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、鉱物脈)。 | ・割れ目沿いの変色や鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 | — |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 133 131.00~132.00m ・コア欠。(ボアホールテレビで破砕部がないことを確認) |
| 134 132.00~133.00 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 136 134.00~135.00m ・コア欠。(ボアホールテレビで破砕部がないことを確認) |
| 137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 138 136.50~136.00m ・コア欠。(ボアホールテレビで破砕部がないことを確認) |

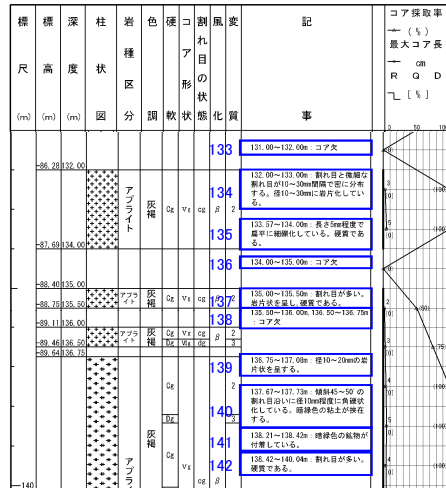
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 133 131.00~132.00m ・コア欠。(ボアホールテレビで破砕部がないことを確認) |
| 134 132.00~133.00 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 136 134.00~135.00m ・コア欠。(ボアホールテレビで破砕部がないことを確認) |
| 137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 138 136.50~136.75m ・コア欠。(ボアホールテレビで破砕部がないことを確認) |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 133 131.00~132.00m ・コア欠(ボアホールカメラで破砕部がないことを確認) |
| 134 132.00~133.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 136 134.00~135.00m ・コア欠(ボアホールカメラで破砕部がないことを確認) |
| 137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 138 136.50~136.75m ・コア欠(ボアホールカメラで破砕部がないことを確認) |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| 133 131.00~132.00m ・コア欠(ボアホールカメラで破砕部がないことを確認) |
| 134 132.00~133.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 136 134.00~135.00m ・コア欠(ボアホールカメラで破砕部がないことを確認) |
| 137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 138 136.50~136.75m ・コア欠(ボアホールカメラで破砕部がないことを確認) |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 133 131.00~132.00m ・コア欠(ボアホールカメラで破砕部がないことを確認) |
| 134 132.00~133.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 136 134.00~135.00m ・コア欠(ボアホールカメラで破砕部がないことを確認) |
| 137 135.00~135.50m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 138 136.50~136.75m ・コア欠(ボアホールカメラで破砕部がないことを確認) |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|--|-------------------------------|---|----------------------------------|
| 133 | 変更なし | 変更なし | ・コア欠を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 134 | 変更なし | ・誤記修正(“132.00~133.00”→“132.00~133.00m”)。 | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 135 | — | — | ・細礫化について記載。 | ・細礫化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 136 | 変更なし | 変更なし | ・コア欠を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 137 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 138 | 変更なし | 変更なし | ・コア欠を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 139 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 140 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの角礫状化、粘土の挟在)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに角礫状化し粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 141 | — | — | ・鉱物の付着を記載。 | ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 142 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B14-2

設置許可申請書案

| |
|--|
| 記事 |
| 143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|--|
| 記事 |
| 143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|--|
| 記事 |
| 143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|--------|-----|-----|---|----|---|----|---|---|---|--|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 状 | 軟 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) |
| | | | | | | | 目 | | | | 最大コア長 |
| | | | | | | | の | | | | cm |
| | | | | | | | 形 | | | | R Q D |
| | | | | | | | 状 | | | | [%] |
| 140.04 | | | | イト | | Dc | | | | 143 140.04~140.33m 割れ目が密し 割れ~細粒化している。一般硬質 部が発達の上下部に角礫状である。 | 0 |
| | | | | 赤灰 | | Dc | | | | 144 141.71~142.00m 大半の割れ目沿 いで細片~細粒化し軟軟である。 | 10 |
| | | | | 赤灰 | | Dc | | | | 145 142.48~142.53m 割れ目沿いの細 片~細粒化している。 | 20 |
| | | | | 赤灰 | | Vc | | | | 146 143.33~143.40m 割れ目はやや多 い部、硬軟高化で軟軟である。 | 30 |
| | | | | 赤灰 | | Vc | | | | 147 145.42~150.00m 割れ目が多く 割れ目の沿い一部は細片化してい る。 | 40 |
| | | | | 赤灰 | | Vc | | | | 148 146.90m 割れ目沿いの変色で薄緑 緑が細粒化している。 | 50 |
| | | | | 赤灰 | | Vc | | | | 149 147.13m 割れ目に薄緑色の熱水変 質脈を伴い、変色部は薄緑色を帯び、 下部割れ目~200m弱に細粒化してい る。 | 60 |
| | | | | 赤灰 | | Vc | | | | 150 149.80~149.85m 傾斜40° 幅40cm 薄緑色の熱水変質脈を伴割れ目に伴 う。 | 70 |
| | | | | 赤灰 | | Dc | | | | | 80 |
| | | | | 赤灰 | | Dc | | | | | 90 |
| | | | | 赤灰 | | Dc | | | | | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|--|
| 記事 |
| 143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|--|
| 記事 |
| 143 140.04~140.33m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|---|--|-----------------------------------|
| 143 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 144 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片~細粒化)。 ・硬軟を記載。 | ・割れ目沿いで細片~細粒化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | — |
| 145 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片~細粒化)。 | ・割れ目沿いで細片~細粒化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 146 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 147 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 148 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。 | ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 149 | — | — | ・熱水変質脈を記載。 ・変色を記載。 | ・熱水変質脈を伴うが、変色部やその周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 150 | — | — | ・熱水変質脈を記載。 | ・熱水変質脈を伴うが、変色部の周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |

H24-D1-1

余白

H24-D1-1

委託報告書 (平成25年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 別 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 尺 | 高度 | 度 | 状 | 種 | 調 | 度 | ア | 孔 | 向 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 査 | 状 | 形 | 目 | 化 | | |
| | | | | | | | | | | | 最大コア長 |
| | | | | | | | | | | | cm |
| | | | | | | | | | | | R G D |
| | | | | | | | | | | | L (%) |
| | | | 埋土 | | | | | | | | 0 |
| | | | | | | | | | | | 10 |
| | | | | | | | | | | | 20 |
| | | | | | | | | | | | 30 |
| | | | | | | | | | | | 40 |
| | | | | | | | | | | | 50 |
| | | | | | | | | | | | 60 |
| | | | | | | | | | | | 70 |
| | | | | | | | | | | | 80 |
| | | | | | | | | | | | 90 |
| | | | | | | | | | | | 100 |

設置許可申請書案 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 0.00~4.33m ・埋土である。 | 1 0.00~4.33m ・埋土である。 |
| 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 | 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 |
| 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 | 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 |
| 8 5.45~6.33m ・砂である。 | 8 5.45~6.33m ・砂である。 |
| 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 | 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 |
| 10 6.59~6.72m ・礫である。 | 10 6.59~6.72m ・礫である。 |
| 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 | 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 |
| 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 | 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 |
| 13 10.25~10.48m ・砂である。 | 13 10.25~10.48m ・砂である。 |
| 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 | 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 0.00~4.33m ・埋土である。 | 1 0.00~4.33m ・埋土である。 |
| 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 | 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 |
| 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 | 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 |
| 8 5.45~6.33m ・砂である。 | 8 5.45~6.33m ・砂である。 |
| 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 | 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 |
| 10 6.59~6.72m ・礫である。 | 10 6.59~6.72m ・礫である。 |
| 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 | 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 |
| 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 | 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 |
| 13 10.25~10.48m ・砂である。 | 13 10.25~10.48m ・砂である。 |
| 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 | 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 0.00~4.33m ・埋土である。 | 1 0.00~4.33m ・埋土である。 |
| 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 | 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 |
| 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 | 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 |
| 8 5.45~6.33m ・砂である。 | 8 5.45~6.33m ・砂である。 |
| 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 | 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 |
| 10 6.59~6.72m ・礫である。 | 10 6.59~6.72m ・礫である。 |
| 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 | 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 |
| 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 | 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 |
| 13 10.25~10.48m ・砂である。 | 13 10.25~10.48m ・砂である。 |
| 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 | 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

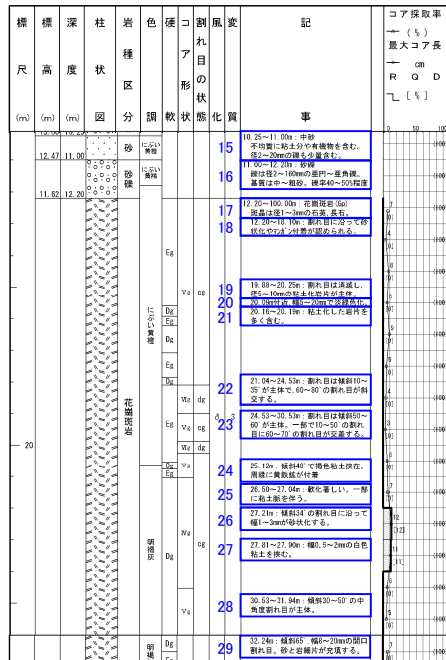
| 記事 | 記事 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 0.00~4.33m ・埋土である。 | 1 0.00~4.33m ・埋土である。 |
| 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 | 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 |
| 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 | 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 |
| 8 5.45~6.33m ・砂である。 | 8 5.45~6.33m ・砂である。 |
| 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 | 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 |
| 10 6.59~6.72m ・礫である。 | 10 6.59~6.72m ・礫である。 |
| 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 | 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 |
| 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 | 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 |
| 13 10.25~10.48m ・砂である。 | 13 10.25~10.48m ・砂である。 |
| 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 | 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 0.00~4.33m ・埋土である。 | 1 0.00~4.33m ・埋土である。 |
| 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 | 4 3.33~5.05m ・砂礫である。 |
| 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 | 7 5.05~5.45m ・径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む。 |
| 8 5.45~6.33m ・砂である。 | 8 5.45~6.33m ・砂である。 |
| 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 | 9 6.33~6.59m ・径1~3mmの石英を多く含む。 |
| 10 6.59~6.72m ・礫である。 | 10 6.59~6.72m ・礫である。 |
| 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 | 11 6.72~9.48m ・径30~280mmの垂角礫からなる。 |
| 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 | 12 9.48~10.25m ・砂礫である。 |
| 13 10.25~10.48m ・砂である。 | 13 10.25~10.48m ・砂である。 |
| 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 | 14 10.48~10.72m ・シルト混じり砂である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|------------------|-----------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 1~5 | ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は一部削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 6 | ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、地層名や土質構成に関するまとめ書きは削除。 | — | — | — | — |
| 7 | ・(誤記)“径2~80mmの垂円~垂角礫を含む”と書くべきところを誤って“径5~30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む”(記事No.5)と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 8 | ・柱状図に合わせて記載。 ・“5.05~5.45m”と書くべきところを誤って“5.05~5.45m:”と記載。 | 変更なし | 変更なし | ・記載の適正化(“5.05~5.45m:”→“5.05~5.45m”)。 | 変更なし |
| 9 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 10 | ・礫率については、層相内で多少のばらつきがあるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 11 | ・柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。 ・有機物については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 12,13 | ・柱状図に合わせて砂と記載。 ・粘土分については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 14 | ・基質については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。 ・礫率については、層相内で多少のばらつきがあるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 15 | 10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。 |
| 16 | 11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率40~50%程度。 |
| 17 | 12.20~100.00m ・花崗岩である。 |
| 18 | 12.20~21.04m ・風化部である。 |
| 21 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 22 | 30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 23 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 15 | 10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。 |
| 16 | 11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率40~50%程度。 |
| 17 | 12.20~100.00m ・花崗岩である。 |
| 18 | 12.20~21.04m ・風化部である。 |
| 21 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 22 | 30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 23 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 15 | 10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。 |
| 16 | 11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率は40~50%程度である。 |
| 17 | 12.20~100.00m ・花崗岩である。 |
| 18 | 12.20~21.04m ・風化部である。 |
| 21 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 22 | 30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 23 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 15 | 10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。 |
| 16 | 11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率は40~50%程度である。 |
| 17 | 12.20~100.00m ・花崗岩である。 |
| 18 | 12.20~21.04m ・風化部である。 |
| 21 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 22 | 30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 23 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |

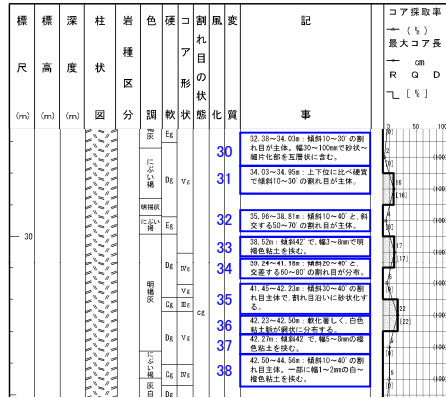
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 15 | 10.25~11.00m ・砂である。 ・不均質に粘土分や有機物を含む。 |
| 16 | 11.00~12.20m ・砂礫である。 ・礫は径2~160mmの垂円~垂角礫を含む。 ・礫率は40~50%程度である。 |
| 17 | 12.20~100.00m ・花崗岩である。 |
| 18 | 12.20~21.04m ・風化部である。 |
| 21 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 22 | 30.53~21.94m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |
| 23 | 21.04~30.53m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 15 | ・柱状図に合わせて砂と記載。 ・礫については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 16 | ・基質については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 17 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間の記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 18~21 | ・岩盤表層からD'級岩盤が連続することから、“岩級区分”欄及び“風化”欄に基づき、風化部と記載。 ・一部の割れ目に砂状が見られるが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・マンガン付着や淡緑色化については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土化した岩片が見られるが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 22~29 | ・“コア形状”欄に基づき、割れ目の発達を記載。 ・一部に粘土や割れ目に沿った砂状が見られるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目の傾斜、鉱物付着については補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H24-D1-1

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|---------------------------------------|
| 30 32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。 |
| 32. |
| 34. |
| 35 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---------------------------------------|
| 30 32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。 |
| 32. |
| 34. |
| 35 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---------------------------------------|
| 30 32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。 |
| 32. |
| 34. |
| 35 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---------------------------------------|
| 30 32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。 |
| 32. |
| 34. |
| 35 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---------------------------------------|
| 30 32.38~42.23m ・割れ目が多く、砂~短柱状を呈する。 |
| 32. |
| 34. |
| 35 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 30~35 | <ul style="list-style-type: none"> ・“コア形状”欄に基づき、砂~短柱状と記載。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一部に砂状化が見られるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 36 | <ul style="list-style-type: none"> ・軟化の程度については、岩級区分で示しているため削除。 ・一部粘土が分布するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 | — | — | — | — |
| 37 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部に粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 | — | — | — | — |
| 38 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部に粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 | — | — | — | — |

H24-D1-1

委託報告書 (平成25年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 調 | 風 | 波 | 記 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----------------------|
| (m) | (m) | (m) | 区 | 種 | 調 | 調 | 調 | 調 | 調 | 調 | 事 |
| | | | | | | | | | | | 39 40 41 42 43 44 45 |

設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| ●45.91～48.28m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・明褐色～明黄褐色の硬凝り粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・にぶい赤橙～明黄褐色～にぶい黄褐色粘土。累計幅34mm ・走向・傾斜はN1° E58° Wである。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| ●45.91～48.28m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・明褐色～明黄褐色の硬凝り粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・にぶい赤橙～明黄褐色～にぶい黄褐色粘土。累計幅34mm ・走向・傾斜はN1° E58° Wである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| ●45.91～48.28m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・明赤灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN1° E58° Wである。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| ●45.91～48.28m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・明赤灰色の未固結粘土状部。累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN1° E58° Wである。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| ●45.91～48.28m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・明褐色の固結礫状部及び明赤灰色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E58° Wである。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|------------------|--|---------------------------------|---|
| 39～45 | ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟むものが、幅の膨縮が著しく、直線性に乏しいことから、カタクレーサイトからなると記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 | 変更なし | ・誤記修正(左ずれセンス→左ずれ正断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |

H24-D1-1

委託報告書 (平成25年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 波 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|--|---|--|---|-----------------------------|----------------|-------|
| (m) | (m) | (m) | 区 | 種 | 調 | 軟 | れ <td>目 <td>状 <td>事 <td>(%)</td> </td></td></td> | 目 <td>状 <td>事 <td>(%)</td> </td></td> | 状 <td>事 <td>(%)</td> </td> | 事 <td>(%)</td> | (%) |
| | | | 分 | 別 | 化 <td>状 <td>目 <td>の <td>質 <td>事</td> <td>最大コア長</td> </td></td></td></td> | 状 <td>目 <td>の <td>質 <td>事</td> <td>最大コア長</td> </td></td></td> | 目 <td>の <td>質 <td>事</td> <td>最大コア長</td> </td></td> | の <td>質 <td>事</td> <td>最大コア長</td> </td> | 質 <td>事</td> <td>最大コア長</td> | 事 | 最大コア長 |
| | | | 調 | 状 <td>状 <td>状 <td>形 <td>の <td></td> <td></td> <td>cm</td> </td></td></td></td> | 状 <td>状 <td>形 <td>の <td></td> <td></td> <td>cm</td> </td></td></td> | 状 <td>形 <td>の <td></td> <td></td> <td>cm</td> </td></td> | 形 <td>の <td></td> <td></td> <td>cm</td> </td> | の <td></td> <td></td> <td>cm</td> | | | cm |
| | | | 別 | 別 <td>別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>R</td> </td></td></td></td> | 別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>R</td> </td></td></td> | 別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>R</td> </td></td> | 状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>R</td> </td> | 状 <td></td> <td></td> <td>R</td> | | | R |
| | | | 別 | 別 <td>別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>Q</td> </td></td></td></td> | 別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>Q</td> </td></td></td> | 別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>Q</td> </td></td> | 状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>Q</td> </td> | 状 <td></td> <td></td> <td>Q</td> | | | Q |
| | | | 別 | 別 <td>別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>D</td> </td></td></td></td> | 別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>D</td> </td></td></td> | 別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>D</td> </td></td> | 状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>D</td> </td> | 状 <td></td> <td></td> <td>D</td> | | | D |
| | | | 別 | 別 <td>別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>L</td> </td></td></td></td> | 別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>L</td> </td></td></td> | 別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>L</td> </td></td> | 状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>L</td> </td> | 状 <td></td> <td></td> <td>L</td> | | | L |
| | | | 別 | 別 <td>別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>(%)</td> </td></td></td></td> | 別 <td>別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>(%)</td> </td></td></td> | 別 <td>状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>(%)</td> </td></td> | 状 <td>状 <td></td> <td></td> <td>(%)</td> </td> | 状 <td></td> <td></td> <td>(%)</td> | | | (%) |

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| <p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色~明黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・明褐色~明黄褐色粘土：累計厚10mm。 ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p> |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| <p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色~明黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・明褐色~明黄褐色粘土：累計厚10mm。 ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p> |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| <p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・西上がりセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p> |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| <p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・西上がりセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p> |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| <p>●49.20~49.91m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN9° W74° Eである。</p> |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|--|---------------------------------|--|
| 46~48 | <ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・正断層センスと書くべきところを誤って西上がりセンスと記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(西上がりセンス⇒正断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 49 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部粘土が見られるが、系統的でなく、連続性に乏しいことから削除。 ・軟化の程度については、岩級区分で示しているため削除。 | — | — | — | — |
| 50 | <ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |

H24-D1-1

委託報告書 (平成25年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 調 | 風 | 波 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 区 | 分 | 調 | 状 | 態 | 化 | 質 | 事 | 事 | (%) |
| | | | | | | | | | | | | 最大コア長 |
| | | | | | | | | | | | | — cm |
| | | | | | | | | | | | | R Q D |
| | | | | | | | | | | | | L (%) |
| | | | | | | | | | | | | 0 |
| | | | | | | | | | | | | 10 |
| | | | | | | | | | | | | 20 |
| | | | | | | | | | | | | 30 |
| | | | | | | | | | | | | 40 |
| | | | | | | | | | | | | 50 |
| | | | | | | | | | | | | 60 |
| | | | | | | | | | | | | 70 |
| | | | | | | | | | | | | 80 |
| | | | | | | | | | | | | 90 |
| | | | | | | | | | | | | 100 |

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●53.77~54.54m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・にぶい橙~にぶい黄橙~灰黄色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・にぶい黄橙~淡黄橙~黄褐~淡黄橙色粘土。累計幅2mm ・走向・傾斜はN20° E77° Eである。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●53.77~54.54m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・にぶい橙~にぶい黄橙~灰黄色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・にぶい黄橙~淡黄橙~黄褐~淡黄橙色粘土。累計幅2mm ・走向・傾斜はN20° E77° Eである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●53.77~54.54m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄橙色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN20° E77° Eである。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●53.77~54.54m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄橙色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN20° E77° Eである。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●53.77~54.54m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄橙色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN20° E77° Eである。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|--|---------------------------------|---------------------------------|
| 51~58 | <ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H24-D1-1

委託報告書 (平成25年)

| 標尺 (m) | 標高 (m) | 深度 (m) | 柱状 | 岩種 | 色調 | 硬さ | コア | 風化 | 目録 | 記号 | 備考 |
|--------|--------|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| ●58.96~59.30m ・破砕部である。 ・明褐灰～淡黄～淡黄褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・明赤灰～褐灰～にぶい褐色粘土；累計幅30.0mm ・走向・傾斜はN8° E78° Wである。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| ●58.96~59.30m ・破砕部である。 ・明褐灰～淡黄～淡黄褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・明赤灰～褐灰～にぶい褐色粘土；累計幅30.0mm ・走向・傾斜はN8° E78° Wである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| ●58.96~59.30m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・にぶい褐色の未固結粘土状部；累計幅1.40m ・走向・傾斜はN8° E78° Wである。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| ●58.96~59.30m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・にぶい褐色の未固結粘土状部；累計幅1.40m ・走向・傾斜はN8° E78° Wである。 |

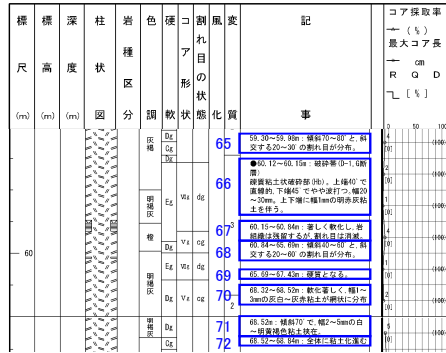
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| ●58.96~59.30m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・にぶい褐色の未固結粘土状部；累計幅1.40m ・走向・傾斜はN8° E78° Wである。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|--|---------------------------------|---------------------------------|
| 59 | ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 ・石英斑晶については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 60~64 | ・“K断層”との記載は削除(ボーリング掘削直後は、破砕部の分布位置や、肉眼観察における性状(断層ガウジの有無・断層ガウジの色調)から、当該破砕部がK断層に連続する可能性があるとして記載していたが、後続のトレンチ調査において、K断層は原電道路ピットより南方に連続しないと評価したため)。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H24-D1-1

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| <p>66 ●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・正断層センスである ・浅黄橙~にふい黄橙色の塊凝しり粘土状を呈する。 ・浅黄橙~にふい黄橙色粘土；累計厚23mm ・走向・傾斜はN9° E88° Wである。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| <p>66 ●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・正断層センスである ・浅黄橙~にふい黄橙色の塊凝しり粘土状を呈する。 ・浅黄橙~にふい黄橙色粘土；累計厚23mm ・走向・傾斜はN9° E88° Wである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| <p>66 ●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計厚0.1cm ・走向・傾斜はN9° E88° Wである。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| <p>66 ●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計厚0.1cm ・走向・傾斜はN9° E88° Wである。 |

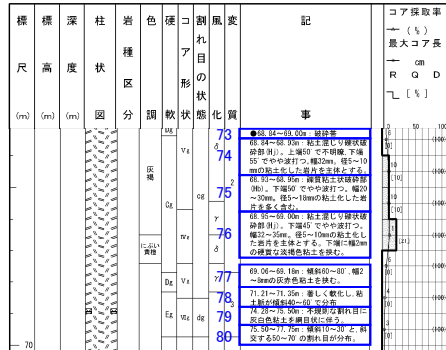
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| <p>66 ●60.12~60.15m(D-1破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計厚0.1cm ・走向・傾斜はN9° E88° Wである。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 65 | ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 66 | <ul style="list-style-type: none"> ・“G断層”との記載については、連続性検討の結果によりD-1破砕帯に対比する前の呼称であることから削除。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。その後、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 67~72 | <ul style="list-style-type: none"> ・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土が分布するが、直線性や連続性に乏しいことから削除。 | — | — | — | — |

H24-D1-1

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| ●68.84～69.00m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・透黄橙～灰白色の粘土状～塊状粘土状を呈する。 ・にぶい黄橙～暗褐色粘土：累計厚16mm ・走向・傾斜はN31° W72° NEである。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| ●68.84～69.00m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・透黄橙～灰白色の粘土状～塊状粘土状を呈する。 ・にぶい黄橙～暗褐色粘土：累計厚16mm ・走向・傾斜はN31° W72° NEである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| ●68.84～69.00m ・破砕部である。 ・西上がり及び西下がりセンスである。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN31° W72° NEである。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| ●68.84～69.00m ・破砕部である。 ・西上がり及び西下がりセンスである。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN31° W72° NEである。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| ●68.84～69.00m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN31° W72° NEである。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|---|---------------------------------|--|
| 73～76 | ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが、直線性に乏しいことから、“カタクレーサイトからなる”と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 | 変更なし | ・誤記修正(西上がり及び西下がりセンス⇒逆断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 77～80 | ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・軟化の程度については、岩級区分で示しているため削除。 ・一部に粘土が分布するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 | — | — | — | — |

委託報告書 (平成25年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 | |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|----|---|---|-------|-----|
| (m) | (m) | (m) | 区 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) | |
| | | | | | | | 目 | 質 | | 最大コア長 | |
| | | | | | | | 状 | | | — cm | |
| | | | | | | | 形 | | | R Q D | |
| | | | | | | | 状 | | | 〔%〕 | |
| | | | | | | | 状 | | | | |
| | | | | | | | 化 | | | | |
| | | | | | | | 質 | | | | |
| 70 | | | | | | | 81 | | ●78.77~79.19m(破砕部) 粘土質硬塊砂部(砂)。上層部で 高層、下層部で低層の層理が 発達するが全体が軟化する。79.15m 以上で傾斜が、傾斜は2mmの灰赤色 粘土質砂部である。 | 3 | 100 |
| | | | | | | | 82 | | 78.23~79.55m(傾斜は2~3°と 70°の割れ目が約1m間隔で分布 する。傾斜は2~3°、割れ目の長さも 約1mである。) | 2 | 100 |
| | | | | | | | 83 | | 79.55~80.08m(傾斜は2~3°と 70°の割れ目が約1m間隔で分布 する。傾斜は2~3°、割れ目の長さも 約1mである。) | 2 | 100 |
| | | | | | | | 84 | | 80.08~81.00m(互いに交差する傾 斜は約45°の割れ目が多く、コア長 約20mmの層状を示す。) | 2 | 100 |

設置許可申請書案

| 記事 |
|----|
| 81 |
| 84 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|----|
| 81 |
| 84 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|----|
| 81 |
| 84 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|----|
| 81 |
| 84 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|----|
| 81 |
| 84 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|------------------|--|--|--|
| 81 | <ul style="list-style-type: none"> 性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 粘土脈が分布するが、比較的固結していることから、“カタクレサイトからなる”と記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | <ul style="list-style-type: none"> カタクレサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | <ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、フィルム状の粘土の表記を固結粘土状部に見直し。 |
| 82,83 | <ul style="list-style-type: none"> 割れ目の発達や軟化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 一部に粘土を伴うが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 | — | — | — | — |
| 84 | <ul style="list-style-type: none"> “コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書
(平成25年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|---|---|---|----|---|---------------------------|-------|
| (m) | (m) | (m) | 区分 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | 最大コア長 |
| — | — | — | — | — | — | — | 目 | 質 | — | (%) |
| — | — | — | — | — | — | — | 状 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 形 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 状 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 態 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 化 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 質 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 85 | — | ●81.20~81.42m 破砕部 | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 86 | — | 81.20~81.30m 凝質粘土状硬砂層(細砂) | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 87 | — | 81.30m 粘土状硬砂層(細砂) | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 88 | — | 81.30~81.42m 凝質粘土状硬砂層(細砂) | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 89 | — | 81.42~87.14m 傾斜20~10°を | — |
| — | — | — | — | — | — | — | 90 | — | 87.14~88.35m 傾斜5~40°を | — |

設置許可申請書案

| 記事 | 記事 |
|----|---------------------------|
| 85 | ●81.20~81.42m |
| 86 | 破砕部である。 |
| 87 | 左ずれセンスである。 |
| 88 | 主に黄褐色~淡黄褐色の粘土状~凝質粘土状を呈する。 |
| 89 | 灰赤~淡赤褐色粘土：累計幅4mm |
| 90 | 走向・傾斜はN29° W79° Wである。 |

設置許可申請書
(平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|----|---------------------------|
| 85 | ●81.20~81.42m |
| 86 | 破砕部である。 |
| 87 | 左ずれセンスである。 |
| 88 | 主に黄褐色~淡黄褐色の粘土状~凝質粘土状を呈する。 |
| 89 | 灰赤~淡赤褐色粘土：累計幅4mm |
| 90 | 走向・傾斜はN29° W79° Wである。 |

審査資料
(平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|----|-----------------------|
| 85 | ●81.20~81.42m |
| 86 | 破砕部である。 |
| 87 | 左ずれセンスである。 |
| 88 | 主に黄褐色~淡黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 89 | 灰赤色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm |
| 90 | 走向・傾斜はN29° W79° Wである。 |

審査資料
(平成30年11月30日)

| 記事 | 記事 |
|----|-----------------------|
| 85 | ●81.20~81.42m |
| 86 | 破砕部である。 |
| 87 | 左ずれセンスである。 |
| 88 | 主に黄褐色~淡黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 89 | 灰赤色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm |
| 90 | 走向・傾斜はN29° W79° Wである。 |

審査資料
(令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|----|-----------------------|
| 85 | ●81.20~81.42m |
| 86 | 破砕部である。 |
| 87 | 左ずれセンスである。 |
| 88 | 主に黄褐色~淡黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 89 | 灰赤色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm |
| 90 | 走向・傾斜はN29° W79° Wである。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|--|---------------------------------|---------------------------------|
| 85~88 | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断面層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断面岩(断面ガウジ、断面角礫、カタクレーサイト)を判断。断面ガウジを未固結粘土状部、断面角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし (※ただし、断面層区分は薄片観察結果に基づく) |
| 89 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 90 | ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を伴うが、直線性や連続性に乏しいことから削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H24-D1-1

委託報告書 (平成25年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 |
|-----|-----|-----|-----|---|---|---|-----|---|---|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 区 | | | 目 | 状 | 事 |
| -80 | | | 花崗岩 | | | | 花崗岩 | | |

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| 91 ●89.91~89.95m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明赤灰色の硬混じり粘土状を呈する。 ・明赤灰色粘土；累計厚35mm ・走向・傾斜はN22°W80°Eである。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 91 ●89.91~89.95m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明赤灰色の硬混じり粘土状を呈する。 ・明赤灰色粘土；累計厚35mm ・走向・傾斜はN22°W80°Eである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 91 ●89.91~89.95m(D-33破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明赤灰色の未固結礫状部及び明赤灰色の未固結粘土状部からなる。 ・明赤灰色の未固結礫状部：累計厚0.2cm ・明赤灰色の未固結粘土状部：累計厚1.8cm ・走向・傾斜はN22°W80°Eである。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 91 ●89.91~89.95m(D-33破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明赤灰色の未固結礫状部及び明赤灰色の未固結粘土状部からなる。 ・明赤灰色の未固結礫状部：累計厚0.2cm ・明赤灰色の未固結粘土状部：累計厚1.8cm ・走向・傾斜はN22°W80°Eである。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 91 ●89.91~89.95m(D-33破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明赤灰色の未固結礫状部及び明赤灰色の未固結粘土状部からなる。 ・明赤灰色の未固結礫状部：累計厚0.2cm ・明赤灰色の未固結粘土状部：累計厚1.8cm ・走向・傾斜はN22°W80°Eである。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|--|------------------|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 91 | <ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス)。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

委託報告書 (平成25年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 調 | 風 | 記 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 区 | 調 | 散 | 状 | 形 | 化 | 事 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| ●90.26~90.84m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・にぶい黄橙～灰白色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・赤灰色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN53° W80° NEである。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| ●90.26~90.84m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・にぶい黄橙～灰白色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・赤灰色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN53° W80° NEである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| ●90.26~90.84m(f-d1-1-10破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・赤灰色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN53° W80° NEである。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| ●90.26~90.84m(f-d1-1-10破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・赤灰色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN53° W80° NEである。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| ●90.26~90.84m(f-d1-1-10破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・赤灰色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN53° W80° NEである。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 92~98 | <ul style="list-style-type: none"> ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが、比較的固結していることから、“カタクレーサイトからなる”と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H24-D1-1

委託報告書
(平成25年)

Table with columns for borehole ID (e.g., 90), depth (m), lithology (e.g., 粘土, 砂), and other parameters. It includes detailed descriptions of soil layers and their properties.

設置許可申請書案

Table with columns for '記事' (Notes) and '記事' (Notes). Contains text describing the proposed application, including borehole IDs and soil characteristics.

設置許可申請書
(平成27年11月)

Table with columns for '記事' (Notes) and '記事' (Notes). Contains text describing the application, including borehole IDs and soil characteristics.

審査資料
(平成29年12月22日)

Table with columns for '記事' (Notes) and '記事' (Notes). Contains text describing the application, including borehole IDs and soil characteristics.

審査資料
(平成30年11月30日)

Table with columns for '記事' (Notes) and '記事' (Notes). Contains text describing the application, including borehole IDs and soil characteristics.

審査資料
(令和2年2月7日)

Table with columns for '記事' (Notes) and '記事' (Notes). Contains text describing the application, including borehole IDs and soil characteristics.

Comparison table between '報告書⇒申請書案' and '申請書⇒申請書(H27.11)'. It details changes in '記事' (Notes) and '審査資料' (Review Materials) across different borehole sections (99~102 and 103~106).

委託報告書
(平成25年)

Table with columns for scale, height, diameter, lithology, etc. It contains detailed geological data and stratigraphic information.

設置許可申請書案

Table with a header '記事' and several rows of text detailing geological observations and core data for the permit application.

設置許可申請書
(平成27年11月)

Table with a header '記事' and several rows of text detailing geological observations and core data for the permit application.

審査資料
(平成29年12月22日)

Table with a header '記事' and several rows of text detailing geological observations and core data for the review materials.

審査資料
(平成30年11月30日)

Table with a header '記事' and several rows of text detailing geological observations and core data for the review materials.

審査資料
(令和2年2月7日)

Table with a header '記事' and several rows of text detailing geological observations and core data for the review materials.

Large comparison table with columns: 記事 (Article), 報告書⇒申請書案 (Report⇒Application Case), 申請書案⇒申請書(H27.11) (Application Case⇒Application (H27.11)), 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) (Application (H27.11)⇒Review Materials (H29.12.22)), 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) (Review Materials (H29.12.22)⇒Review Materials (H30.11.30)), 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.27) (Review Materials (H30.11.30)⇒Review Materials (R2.27)). Rows 107-114 describe geological changes and justifications.

余白

H27-B-1

余白

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~4.10m ・盛土である。 |
| 3 | 4.10~4.30m ・砂礫である。 |
| 4 | 4.30~4.65m ・礫混じり砂である。 |
| 5 | 4.65~6.80m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~4.10m ・盛土である。 |
| 3 | 4.10~4.30m ・砂礫である。 |
| 4 | 4.30~4.65m ・礫混じり砂である。 |
| 5 | 4.65~6.80m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~4.10m ・盛土である。 |
| 3 | 4.10~4.30m ・砂礫である。 |
| 4 | 4.30~4.65m ・礫混じり砂である。 |
| 5 | 4.65~6.80m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 柱状図 | 地質 | 色 | 硬さ | 割れ目 | 風化 | 変質 | 記事 | コア採取率 (%) | 最大コア長 cm | R | Q | D | L | [%] |
|------|------|-------|---|----|-----|----|----|--|--------------|-------------|---|---|---|---|-----|
| 0.00 | 4.10 | 盛土 | | | | | | 0.00~4.10m: 盛土である。 地盤改良工の砂礫からなる。 | | | | | | | |
| 4.10 | 4.30 | 砂礫 | | | | | | 4.10~4.30m: 砂礫である。 径2~30mmの非クワリ性土の 混在状態の観察が主となり、礫 混じり砂である。基質は軽砂からなる。 粒化構造がある。 | | | | | | | |
| 4.30 | 4.65 | 礫混じり砂 | | | | | | 4.30~4.65m: 礫混じり砂である。 径2~30mmの非クワリ性土の 混在状態の観察が主となり、礫 混じり砂である。基質は軽砂からなる。 粒化構造がある。 | | | | | | | |
| 4.65 | 6.80 | 砂礫 | | | | | | 4.65~6.80m: 砂礫である。 礫は径200mmの非クワリ性土の 混在状態の観察が主となり、礫 混じり砂である。基質は軽砂 からなる。粒化構造がある。 | | | | | | | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~4.10m ・盛土である。 |
| 3 | 4.10~4.30m ・砂礫である。 |
| 4 | 4.30~4.65m ・礫混じり砂である。 |
| 5 | 4.65~6.80m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~4.10m ・盛土である。 |
| 3 | 4.10~4.30m ・砂礫である。 |
| 4 | 4.30~4.65m ・礫混じり砂である。 |
| 5 | 4.65~6.80m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--------------------------|---|----------------------------------|
| 1 | 変更なし | 変更なし | ・盛土の区間深度とその細分を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分は追記せず。 | 変更なし |
| 2 | — | — | ・堆積物区間について土質構成や年代をまとめ書き。 | ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することにしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。 | — |
| 3 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。 | 変更なし |
| 4 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。 | 変更なし |
| 5 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目立つもののみを記載することにしており、礫径以外は追記せず。 | 変更なし |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 6 | 6.80~7.15m ・礫混じり砂である。 |
| 7 | 7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。 |
| 8 | 7.30~8.60m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。 |
| 10 | 12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 6 | 6.80~7.15m ・礫混じり砂である。 |
| 7 | 7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。 |
| 8 | 7.30~8.60m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。 |
| 10 | 12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 6 | 6.80~7.15m ・礫混じり砂である。 |
| 7 | 7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。 |
| 8 | 7.30~8.60m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。 |
| 10 | 12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-------|-------|----|---|---|---|----|---|---|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 度 | 目 | 化 | 質 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 別 | 状 | 目 | 状 | 化 | | |
| | | 分 | 別 | 別 | 状 | 目 | 状 | 化 | | |
| | | 別 | 別 | 別 | 状 | 目 | 状 | 化 | | |
| 15.41 | 6.80 | ○ | 砂 | 黄 | 軟 | 細 | 均 | 均 | 4.65~6.80m:砂礫である。 礫径は200mmの角クワリ化した 志願採取の厚角=厚肉層からなり 厚肉層は30~40%である。基質は細粒 土で構成されている。 | 0 |
| 15.18 | 7.15 | ○ | 砂 | 黄 | 軟 | 細 | 均 | 均 | 6.80~7.15m:礫混じり砂である。 礫径は200mmの角クワリ化した志願 採取の厚肉層を20~30%含む細粒 土で構成されている。 | 0 |
| 15.00 | 7.30 | ○ | 砂 | 黄 | 軟 | 細 | 均 | 均 | 7.15~7.30m:有機質土である。 分解途中の有機物を多く含む。 | 0 |
| 14.14 | 8.60 | ○ | 砂 | 黄 | 軟 | 細 | 均 | 均 | 7.30~8.60m:礫混じり砂である。 礫径は200mmの角クワリ化した志願 採取の厚肉層を20~30%含む細粒 土で構成されている。 | 0 |
| 11.06 | 12.10 | ○ | 砂 | 黄 | 軟 | 細 | 均 | 均 | 8.60~12.10m:砂礫である。 礫径は200mmの角クワリ化した志願 採取の厚肉層を20~30%含む細粒 土で構成されている。一部有機質 土の薄層を挟む。 | 0 |
| 11.30 | 12.49 | ○ | 砂 | 黄 | 軟 | 細 | 均 | 均 | 12.10~12.49m:砂である。 細粒砂で少量のくさり礫を含む。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 6 | 6.80~7.15m ・礫混じり砂である。 |
| 7 | 7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。 |
| 8 | 7.30~8.60m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。 |
| 10 | 12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 6 | 6.80~7.15m ・礫混じり砂である。 |
| 7 | 7.15~7.30m ・有機質土である。 ・分解途中の有機物を多く含む。 |
| 8 | 7.30~8.60m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 8.60~12.10m ・砂礫である。 ・一部有機質土の薄層を挟む。 |
| 10 | 12.10~12.49m ・砂である。 ・少量のくさり礫を含む。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--------------------------|--|----------------------------------|
| 6 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 礫種や粒度については追記せず。 | 変更なし |
| 7 | 変更なし | 変更なし | ・有機質土の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 8 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、 礫種や粒度については追記せず。 | 変更なし |
| 9 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては、目 立つもののみを記載することにしており、有機質土の薄層 以外は追記せず。 | 変更なし |
| 10 | 変更なし | 変更なし | ・砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 11 | 12.49~94.07m ・花崗斑岩である。 |
| 12 | 12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、岩組織は残っている。 ・灰白色の粘土脈を挟み、脆弱である。 |
| 14 | 17.44m ・割れ目沿いに、幅10~40mm砂状化している。 |

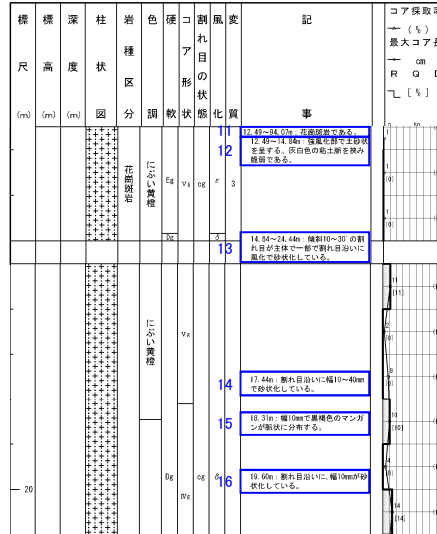
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 11 | 12.49~94.07m ・花崗斑岩である。 |
| 12 | 12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、岩組織は残っている。 ・灰白色の粘土脈を挟み、脆弱である。 |
| 14 | 17.44m ・割れ目沿いに、幅10~40mm砂状化している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 11 | 12.49~94.07m ・花崗斑岩である。 |
| 12 | 12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、原岩組織は残っている。 |
| 14 | 17.44m ・灰白色の粘土脈を挟み、脆弱である。 ・割れ目沿いに、砂状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 11 | 12.49~94.07m ・花崗斑岩である。 |
| 12 | 12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、原岩組織は残っている。 |
| 14 | 17.44m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 11 | 12.49~94.07m ・花崗斑岩である。 |
| 12 | 12.49~14.84m ・強風化部である。 ・土砂状を呈するが、原岩組織は残っている。 |
| 14 | 17.44m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--|--|-----------------------------------|
| 11 | 変更なし | 変更なし | ・花崗斑岩区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 12 | 変更なし | ・表現の見直し(岩組織→原岩組織)。 | ・風化の程度を記載。 ・土砂状の区間を記載。 ・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・原岩組織の残留について、コア写真から読み取り補足。 | 変更なし |
| 13 | — | — | ・岩盤表層の劣化状況を一括記載。 | ・岩片の劣化状況については、特徴的な部分を個別に記載することとしているため追記せず。 | — |
| 14 | 変更なし | ・砂状化の幅については、ばらつきがあるため削除。 | ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂状化の幅については、ばらつきがあるため追記せず。 | 変更なし |
| 15 | — | — | ・割れ目について記載(マンガン脈の挟在)。 | ・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 16 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 | ・割れ目沿いに砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 17 | 21.16~22.01m ・割れ目沿いに、一部幅10~30mm砂状化している。 |
| 19 | 23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。 |
| 20 | 24.44~24.71m ・土砂状を呈する。 |

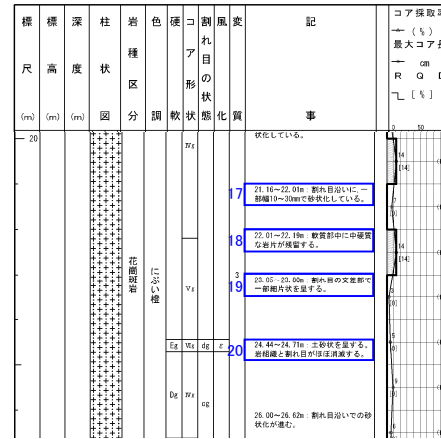
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 17 | 21.16~22.01m ・割れ目沿いに、一部幅10~30mm砂状化している。 |
| 19 | 23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。 |
| 20 | 24.44~24.71m ・土砂状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--------------------------------------|
| 17 | 21.16~22.01m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。 |
| 19 | 23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。 |
| 20 | 24.44~24.71m ・土砂状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--------------------------------------|
| 17 | 21.16~22.01m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。 |
| 19 | 23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。 |
| 20 | 24.44~24.71m ・土砂状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--------------------------------------|
| 17 | 21.16~22.01m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。 |
| 19 | 23.05~23.80m ・割れ目の交差部で、一部細片状を呈する。 |
| 20 | 24.44~24.71m ・土砂状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--------------------------------|--|-----------------------------------|
| 17 | 変更なし | ・砂状化の幅については、ばらつきがあるため削除。 | ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂状化の幅については、ばらつきがあるため追記せず。 | 変更なし |
| 18 | — | — | ・硬軟の分布状況を記載。 | ・局所的に挟まれる良好な岩片の記載については、補足的なものであるため追記せず(軟質部中の中硬質な岩片)。 | — |
| 19 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目について記載(細片化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 20 | 変更なし | 変更なし | ・土砂状の区間を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | 変更なし |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|-------------------------------|
| 23 | 27.10~27.60m ・砂礫状を呈する。 |
| 26 | 28.84~30.74m ・詰まった砂礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|-------------------------------|
| 23 | 27.10~27.60m ・砂礫状を呈する。 |
| 26 | 28.84~30.74m ・詰まった砂礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------|
| 23 | 27.10~27.60m ・砂礫状を呈する。 |
| 26 | 28.84~30.74m ・詰まった砂礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬 | 割れ目 | 風化 | 変質 | 記事 | コア採取率 (%) | 最大コア長 cm | R | Q | D | 〔%〕 |
|-----|-----|-----|----|----|---|---|-----|----|----|----|--------------|--------------------------------|---|---|---|-----|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 状 | 化 | 質 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 21 | 26.90~27.00m | 割れ目沿いの砂礫状化が確認。 | | | | |
| | | | | | | | | | | 22 | 27.00~27.10m | コア欠 | | | | |
| | | | | | | | | | | 23 | 27.10~27.60m | 砂礫状を呈する。層割れ目が見られは消滅する。 | | | | |
| | | | | | | | | | | 24 | 28.00~28.10m | コア欠 | | | | |
| | | | | | | | | | | 25 | 28.81~28.89m | コア欠 | | | | |
| | | | | | | | | | | 26 | 28.84~30.74m | 詰まった砂礫状を呈する。30.00m付近は砂片量が多くなる。 | | | | |
| | | | | | | | | | | 27 | 29.90~29.99m | コア欠 | | | | |
| | | | | | | | | | | | 30.00~30.53m | 石英の露出が多い。 | | | | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------|
| 23 | 27.10~27.60m ・砂礫状を呈する。 |
| 26 | 28.84~30.74m ・詰まった砂礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------|
| 23 | 27.10~27.60m ・砂礫状を呈する。 |
| 26 | 28.84~30.74m ・詰まった砂礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--------------------------------|--|-----------------------------------|
| 21 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 | ・割れ目沿いに砂状化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 22 | — | — | ・コア欠区間を記載。 | ・コア欠区間については、ボアホールテレビによる観察結果から、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため、コア写真で示すこととし追記せず。 | — |
| 23 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫状の区間を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 24 | — | — | ・コア欠区間を記載。 | ・コア欠区間については、ボアホールテレビによる観察結果から、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため、コア写真で示すこととし追記せず。 | — |
| 25 | — | — | ・コア欠区間を記載。 | ・コア欠区間については、ボアホールテレビによる観察結果から、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため、コア写真で示すこととし追記せず。 | — |
| 26 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫状の区間を記載。 ・岩片量の傾向を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・岩片量の傾向については、当該区間の周囲と明瞭な差異がないため追記せず。 | 変更なし |
| 27 | — | — | ・コア欠区間を記載。 | ・コア欠区間については、ボアホールテレビによる観察結果から、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため、コア写真で示すこととし追記せず。 | — |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 29 | 31.05~31.23m ・変質し、白色粘土化している。 |
| A | 31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状化し、砂混じり岩片状を呈する。 |
| B | 33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状化している。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 29 | 31.05~31.23m ・変質し、白色粘土化している。 |
| A | 31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状化し、砂混じり岩片状を呈する。 |
| B | 33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状化している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 29 | 31.05~31.23m ・変質している。 ・白色粘土状を呈する。 |
| A | 31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状を呈し、砂混じり岩片状を呈する。 |
| B | 33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬さ | 割れ目 | 風化 | 変質 | 記事 | コア採取率(%) | 最大コア長 |
|-----|-----|-----|----|----|---|----|-----|----|----|----|----------|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 状 | 状 | 化 | 質 | | cm |
| — | 30 | | | | | | | | | 28 | 0 | 50 |
| | | | | | | | | | | 29 | 4 | 10 |
| | | | | | | | | | | 30 | 16 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 29 | 31.05~31.23m ・変質している。 ・白色粘土状を呈する。 |
| A | 31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状を呈し、砂混じり岩片状を呈する。 |
| B | 33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 29 | 31.05~31.23m ・変質している。 ・白色粘土状を呈する。 |
| A | 31.70~32.20m ・割れ目沿いに砂状を呈し、砂混じり岩片状を呈する。 |
| B | 33.40m ・割れ目沿いに幅20mm砂状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|---------------------------------------|---|----------------------------------|
| 28 | — | — | ・花崗斑岩中の鉱物組成を記載。 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。 | — |
| 29 | 変更なし | 変更なし | ・変質し粘土状を呈する区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。 | 変更なし |
| A | 変更なし | 変更なし | — | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |
| 30 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 ・長石の白濁化を記載。 | ・一部で砂状化が見られるが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・長石の白濁化については、風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。 | — |
| B | 変更なし | 変更なし | — | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●34.54~34.59m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 31 | <ul style="list-style-type: none"> ・にぶい黄褐色の粘土混り角礫状を呈する。 |
| 33 | <ul style="list-style-type: none"> ・灰黄褐色砂混じり粘土：累計厚4mm ・走向・傾斜はN25° E46° Wである。 ・傾斜は11°である。 ・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。 |
| 34 | <ul style="list-style-type: none"> 35.37~37.15m ・著しく軟質化している。 |
| 35 | <ul style="list-style-type: none"> 37.80m ・割れ目沿いに、幅10~20mm砂状化している。 |

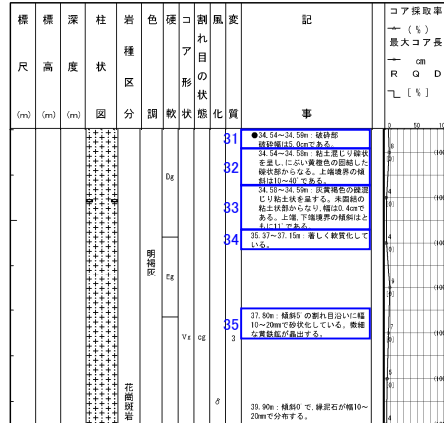
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●34.54~34.59m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 31 | <ul style="list-style-type: none"> ・にぶい黄褐色の粘土混り角礫状を呈する。 |
| 33 | <ul style="list-style-type: none"> ・灰黄褐色砂混じり粘土：累計厚4mm ・走向・傾斜はN25° E46° Wである。 ・傾斜は11°である。 ・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。 |
| 34 | <ul style="list-style-type: none"> 35.37~37.15m ・著しく軟質化している。 |
| 35 | <ul style="list-style-type: none"> 37.80m ・割れ目沿いに、幅10~20mm砂状化している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●34.54~34.59m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 31 | <ul style="list-style-type: none"> ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.4cm |
| 33 | <ul style="list-style-type: none"> ・走向・傾斜はN25° E46° Wである。 ・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。 |
| 34 | <ul style="list-style-type: none"> 35.37~37.15m ・著しく軟質化している。 |
| 35 | <ul style="list-style-type: none"> 37.80m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●34.54~34.59m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 31 | <ul style="list-style-type: none"> ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.4cm |
| 33 | <ul style="list-style-type: none"> ・走向・傾斜はN25° E46° Wである。 ・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。 |
| 34 | <ul style="list-style-type: none"> 35.37~37.15m ・著しく軟質化している。 |
| 35 | <ul style="list-style-type: none"> 37.80m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ●34.54~34.59m ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 |
| 31 | <ul style="list-style-type: none"> ・走向・傾斜はN25° E46° Wである。 ・上盤境界の傾斜は10°~40°、下盤境界の傾斜は11°である。 |
| 33 | <ul style="list-style-type: none"> 35.37~37.15m ・著しく軟質化している。 |
| 34 | <ul style="list-style-type: none"> 37.80m ・割れ目沿いに、砂状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒報告書 | 報告書⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|------------------|--|---|--|--|
| 31~33 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は11°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(左ずれセンサー左ずれ逆断層センス、審査会合(R1.10.11))にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |
| 34 | 変更なし | 変更なし | ・軟質な区間を記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 35 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・砂状化の幅については、ばらつきがあるため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、鉱物の晶出)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 37 | 40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質し、淡黄色粘土化している。 |
| 39 | ●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の硬混り粘土状~灰白色の硬質粘土状~にふい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 |
| 41 | ・にふい黄褐色硬混り粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN65° W36° Nである。 ・傾斜は54°である。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 37 | 40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質し、淡黄色粘土化している。 |
| 39 | ●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の硬混り粘土状~灰白色の硬質粘土状~にふい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 |
| 41 | ・にふい黄褐色硬混り粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN65° W36° Nである。 ・傾斜は54°である。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 37 | 40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質している。 ・淡黄色粘土状を呈する。 |
| 39 | ●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 41 | ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN65° W36° NEである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|----|--|
| 尺 | 高度 | 度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 軟 | 状 | 目 | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | | | | の | | | cm |
| | | | | | | | 傾 | | | R |
| | | | | | | | 斜 | | | Q |
| | | | | | | | は | | | D |
| | | | | | | | 度 | | | L |
| | | | | | | | | | | [%] |
| 40 | | | | | | | | | 36 | 35.9m・傾斜63°で、砂礫石が傾斜10~20mmで分布する。 |
| | | | | | | | | | 37 | 40.32~40.77m 砂礫状を呈する。 |
| | | | | | | | | | 38 | 41.50m・傾斜63°の割れ目沿いに傾斜30mmで砂礫石化している。変質し、淡黄色粘土状を呈する。 |
| | | | | | | | | | 39 | ●42.41~42.49m 破砕部 |
| | | | | | | | | | 40 | 42.41~42.49m にふい黄褐色の硬混り粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなる。傾斜は54°である。上盤境界の傾斜は63°である。下盤境界の傾斜は18°である。 |
| | | | | | | | | | 41 | 42.41~42.49m 粘土混じり礫状を呈する。主にふい黄褐色の固結部からなる。下盤境界の傾斜は18°である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 37 | 40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質している。 ・淡黄色粘土状を呈する。 |
| 39 | ●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 41 | ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN65° W36° NEである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 37 | 40.32~40.77m ・砂礫状を呈する。 42.24~42.28m ・変質している。 ・淡黄色粘土状を呈する。 |
| 39 | ●42.41~42.49m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 41 | ・にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN65° W36° NEである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は18°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|---|----------------------------------|
| 36 | — | — | ・花崗斑岩中の鉱物組成を記載。 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。 | — |
| 37 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫状の区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 38 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出)。 | ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| C | 変更なし | 変更なし | — | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |
| 39~41 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所は累計幅を記載。 ・表現の見直し(36° N→36° NE)。 ・“傾斜は54°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| ● | 44.24~44.53m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 42 | ・灰黄褐色の粘土状～灰黄～灰褐～淡黄色の粘土混じり塊状を呈する。 |
| 45 | ・灰黄褐色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・傾斜は35°である。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| ● | 44.24~44.53m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 42 | ・灰黄褐色の粘土状～灰黄～灰褐～淡黄色の粘土混じり塊状を呈する。 |
| 45 | ・灰黄褐色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・傾斜は35°である。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| ● | 44.24~44.53m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 |
| 42 | ・主に灰褐色の固結塊状部からなる。 |
| 45 | ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.2cm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬 | 割れ目 | 風化 | 記 | コア採取率 (%) |
|-----|-----|-----|----|---|---|-----|----|---|--------------|
| 尺 | 高度 | 状 | 区 | 調 | 軟 | 状 | 化 | 事 | 最大コア長 cm |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 状 | 化 | | R Q D |
| | | | | | | | | | 100 |
| | | | | | | | | ●44.24~44.53m 破砕部 ・破砕幅は0.2cmである。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰褐色の固結塊状部からなる。上端境界の傾斜は5°～13°である。 | |
| | | | | | | | | ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚2mm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・傾斜は35°である。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| ● | 44.24~44.53m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 |
| 42 | ・主に灰褐色の固結塊状部からなる。 |
| 45 | ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.2cm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| ● | 44.24~44.53m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 |
| 42 | ・主に灰褐色の固結塊状部からなる。 |
| 45 | ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計厚0.2cm ・走向・傾斜はN1° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は5°～13°、下端境界の傾斜は70°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|--|--|----------------------------------|
| 42～45 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 “傾斜は35°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> 破砕幅を記載。 破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> 破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----------|---|
| 46 50 | <ul style="list-style-type: none"> ●44.53~44.83m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる ・灰黄褐色の粘土状~明赤灰~灰白色の礫質粘土状~にぶい橙~灰白~淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はNS66°Eである。 ・傾斜は65°である。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°~85°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----------|---|
| 46 50 | <ul style="list-style-type: none"> ●44.53~44.83m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる ・灰黄褐色の粘土状~明赤灰~灰白色の礫質粘土状~にぶい橙~灰白~淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はNS66°Eである。 ・傾斜は65°である。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°~85°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 46 50 | <ul style="list-style-type: none"> ●44.53~44.83m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.2cm ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS66°Eである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°~85°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|--|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 別 | 度 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 軟 | 目 | 目 | 状 | | |
| | | 分 | 類 | 状 | 状 | 状 | 態 | | |
| | | 類 | | 化 | 質 | | | | |
| | | | | | | | | ●44.53~44.83m 破砕部 ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.2cm ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS66°Eである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°~85°である。 | 0 |
| | | | | | | | | ●44.53~44.83m 破砕部 ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.2cm ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS66°Eである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°~85°である。 | 0 |
| | | | | | | | | ●44.53~44.83m 破砕部 ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.2cm ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS66°Eである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°~85°である。 | 0 |
| | | | | | | | | ●44.53~44.83m 破砕部 ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.2cm ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS66°Eである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°~85°である。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 46 50 | <ul style="list-style-type: none"> ●44.53~44.83m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.2cm ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はNS66°Eである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°~85°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----------|---|
| 46 50 | <ul style="list-style-type: none"> ●44.53~44.83m ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・にぶい橙~灰白色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はNS66°Eである。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は75°~85°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|---|---|
| 46~50 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所を累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・“傾斜は65°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結礫状部の色調として、にぶい橙色と書くべきところを誤ってにぶい黄橙色と記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(左ずれセンス→左ずれ逆断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| ●45.36～45.39m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰褐色の砂質粘土状～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰褐色砂質粘土：2mm ・走向・傾斜はN43° E70° Eである。 ・傾斜は65°である。 ・上盤境界の傾斜は62°、下盤境界の傾斜は65°である。 |

51
53

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| ●45.36～45.39m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰褐色の砂質粘土状～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰褐色砂質粘土：2mm ・走向・傾斜はN43° E70° Eである。 ・傾斜は65°である。 ・上盤境界の傾斜は62°、下盤境界の傾斜は65°である。 |

51
53

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| ●45.36～45.39m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN43° E70° SEである。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は65°である。 |

51
53

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|--|----------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 度 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | | | の | | | cm |
| | | | | | | 状 | | | R Q D |
| | | | | | | 状 | | | [%] |
| | | | | | | | | ●45.36～45.39m 破砕部 傾斜は65°である。 45.36～45.39m 粘土混じり礫状を呈している橙色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は62°である。 45.36～45.39m 灰褐色の粘土混じり粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなり、幅は0.2cmである。上端、下端境界の傾斜はともに65°である。 | 0 50 100 |

51
52
53

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| ●45.36～45.39m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN43° E70° SEである。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は65°である。 |

51
53

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| ●45.36～45.39m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部及び灰褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN43° E70° SEである。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は65°である。 |

51
53

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---|---|---|--|
| 51～53 | 変更なし | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じ、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・表現の見直し(70° E→70° SE)。 ・“傾斜は65°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 54 | ●46.12~46.17m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 56 | ・黒褐色の硬混じり粘土状～淡黄色の粘土混じり硬状を呈する。 ・黒褐色硬混じり粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・傾斜は35°～70°である。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は35°～70°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 54 | ●46.12~46.17m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 56 | ・黒褐色の硬混じり粘土状～淡黄色の粘土混じり硬状を呈する。 ・黒褐色硬混じり粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・傾斜は35°～70°である。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は35°～70°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 54 | ●46.12~46.17m ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 |
| 56 | ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は35°～70°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|----|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 度 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 状 | | 最大コア長 |
| | | 分 | 類 | 状 | 化 | の | 態 | | cm |
| | | 類 | 別 | 別 | 別 | 傾 | 別 | | R |
| | | 別 | 別 | 別 | 別 | 斜 | 別 | | Q |
| | | 別 | 別 | 別 | 別 | 度 | 別 | | D |
| | | 別 | 別 | 別 | 別 | | 別 | | L |
| | | 別 | 別 | 別 | 別 | | 別 | | [%] |
| | | | | | | | | 54 | 0 |
| | | | | | | | | 55 | 50 |
| | | | | | | | | 56 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 54 | ●46.12~46.17m ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 |
| 56 | ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は35°～70°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 54 | ●46.12~46.17m ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。 |
| 56 | ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN14° E79° Wである。 ・上端境界の傾斜は31°、下端境界の傾斜は35°～70°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|---|-----------------------------------|
| 54～56 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った。断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所は累計幅を記載。 ・“傾斜は35°～70°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----------|---|
| 57 59 | <ul style="list-style-type: none"> ●47.40~47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰褐色の粘土状～黄褐色の硬質粘土状を呈する。 ・灰褐色粘土：2mm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・傾斜は58°である。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。 |
| 60 63 | <ul style="list-style-type: none"> ●49.17~49.20m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明黄褐色の砂混じり粘土状～灰白～明黄褐色の硬質粘土～粘土混じり礫状を呈する。 ・明黄褐色砂混じり粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN47° E45° Wである。 ・傾斜は30°～36°である。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----------|---|
| 57 59 | <ul style="list-style-type: none"> ●47.40~47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰褐色の粘土状～黄褐色の硬質粘土状を呈する。 ・灰褐色粘土：2mm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・傾斜は58°である。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。 |
| 60 63 | <ul style="list-style-type: none"> ●49.17~49.20m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明黄褐色の砂混じり粘土状～灰白～明黄褐色の硬質粘土～粘土混じり礫状を呈する。 ・明黄褐色砂混じり粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN47° E45° Wである。 ・傾斜は30°～36°である。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----------|---|
| 57 59 | <ul style="list-style-type: none"> ●47.40~47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・黄褐色の固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。 |
| 60 63 | <ul style="list-style-type: none"> ●49.17~49.22m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN47° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 割 | 風 | 記 |
|-----|-----|-----|---|---|-----|-----|-----|---|--|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | 区 | 度 | 別 | れ | 向 | 事 |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 別 | 目 | 目 | 化 | |
| | | | 分 | 類 | 状 | の | の | 質 | |
| | | | 類 | 別 | 態 | 傾 | 傾 | | |
| | | | | | 斜 | 斜 | 斜 | | |
| | | | | | 率 | 率 | 率 | | |
| | | | | | (%) | (%) | (%) | | |
| | | | | | | | | | ●47.40~47.51m 破砕部 破砕部である。 |
| | | | | | | | | | ●47.40~47.51m 灰褐色の粘土状を呈する。正断層センスである。主に黄褐色の固結砂状部からなる。灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm |
| | | | | | | | | | ●47.40~47.51m 硬質粘土を呈し、黄褐色の固結した砂状部からなる。下端境界の傾斜は55°である。 |
| | | | | | | | | | ●49.17~49.22m 破砕部 破砕部である。 |
| | | | | | | | | | ●49.17~49.22m 右ずれセンスである。主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm |
| | | | | | | | | | ●49.17~49.22m 明黄褐色の砂混じり粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなる。幅は1.5cmである。上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。 |
| | | | | | | | | | ●49.17~49.22m 破砕部 破砕部である。 |
| | | | | | | | | | ●49.17~49.22m 右ずれセンスである。主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 |
| | | | | | | | | | ●49.17~49.22m 明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm |
| | | | | | | | | | ●49.17~49.22m 走向・傾斜はN47° E45° Wである。 |
| | | | | | | | | | ●49.17~49.22m 傾斜は30°～36°である。 |
| | | | | | | | | | ●49.17~49.22m 上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----------|---|
| 57 59 | <ul style="list-style-type: none"> ●47.40~47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黄褐色の固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。 |
| 60 63 | <ul style="list-style-type: none"> ●49.17~49.22m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN47° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----------|---|
| 57 59 | <ul style="list-style-type: none"> ●47.40~47.51m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黄褐色の固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN21° E84° Eである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は55°である。 |
| 60 63 | <ul style="list-style-type: none"> ●49.17~49.22m ・破砕部である。 ・右ずれ断層センスである。 ・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN47° E45° Wである。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は23°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---|--|--|---|
| 57～59 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った。断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・“傾斜は58°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化(黄褐色→主に黄褐色)。 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> 変更なし(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 60～63 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(49.20m→49.22m)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った。断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・“傾斜は30°～36°である”との記載については、最新活動面の走向・傾斜を示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・下端境界の見かけの傾斜として、23°と書くべきところを誤って35～60°と記載。 | <ul style="list-style-type: none"> 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|---------------|--|
| 64 5 66 | <ul style="list-style-type: none"> ●52.72～52.81m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の礫混じり粘土状～明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色礫混じり粘土；累計厚10mm ・走向・傾斜はN15° E82° Eである。 ・傾斜は14° である。 ・上盤境界の傾斜は56°、下盤境界の傾斜は14° である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|---------------|--|
| 64 5 66 | <ul style="list-style-type: none"> ●52.72～52.81m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の礫混じり粘土状～明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色礫混じり粘土；累計厚10mm ・走向・傾斜はN15° E82° Eである。 ・傾斜は14° である。 ・上盤境界の傾斜は56°、下盤境界の傾斜は14° である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 64 5 66 | <ul style="list-style-type: none"> ●52.72～52.81m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN15° E82° Eである。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は14° である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|----------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 状 | 化 | 質 | 事 | (%) |
| | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●52.72～52.81m 破砕部 ・破砕幅は7.5cmである。 ●52.81～52.86m 灰色混じり礫状部を呈し、明褐色の固結した礫状部からなる。上端境界の傾斜は56°である。 ●52.86～52.81m 灰白色の礫混じり粘土状を呈する。右側の粘土状部からなり、幅は1.0cmである。傾斜は14°である。 | 0 50 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 64 5 66 | <ul style="list-style-type: none"> ●52.72～52.81m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN15° E82° Eである。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は14° である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|---------------|--|
| 64 5 66 | <ul style="list-style-type: none"> ●52.72～52.81m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・明褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E82° Eである。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は14° である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---|---|--|---|
| 64～66 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・“傾斜は14° である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(右ずれセンス→左ずれセンス)。 ・薄片観察に結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----------|---|
| 67 69 | <ul style="list-style-type: none"> ●53.17~53.22m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰褐色の砂混じり粘土状~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰褐色砂混じり粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN27° E64° Wである。 ・傾斜は29°である。 ・上盤境界の傾斜は29°、下盤境界の傾斜は27°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----------|---|
| 67 69 | <ul style="list-style-type: none"> ●53.17~53.22m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰褐色の砂混じり粘土状~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰褐色砂混じり粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN27° E64° Wである。 ・傾斜は29°である。 ・上盤境界の傾斜は29°、下盤境界の傾斜は27°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 67 69 | <ul style="list-style-type: none"> ●53.17~53.22m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は0.2cmである。 ・走向・傾斜はN27° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は29°、下端境界の傾斜は27°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|-----------------------|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| | | | 分 | 区 | 状 | 状 | 目 | 質 | | 最大コア長 |
| | | | 期 | | 態 | 形 | の | | | cm |
| | | | 状 | | 化 | 状 | 集 | | | R Q D |
| | | | 状 | | | 状 | 部 | | | [%] |
| | | | | 花 | | | | | ●53.17~53.22m 破砕部 | 0 |
| | | | | 層 | | | | | 53.17~53.18m 灰褐色の未固結 | 100 |
| | | | | 岩 | | | | | 粘土状部を呈する。未固結の粘 | |
| | | | | | | | | | 土状部からなり、幅は0.2cmであ | |
| | | | | | | | | | る。傾斜は29°である。 | |
| | | | | | | | | | 53.18~53.22m 粘土混じり礫状 | |
| | | | | | | | | | を呈する。明褐色の割れ目の密 | |
| | | | | | | | | | 集部からなる。下盤境界の傾斜 | |
| | | | | | | | | | は27°である。 | |
| | | | | | | | | | 53.66~53.64m 積まった砂礫状を | |
| | | | | | | | | | 呈する。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

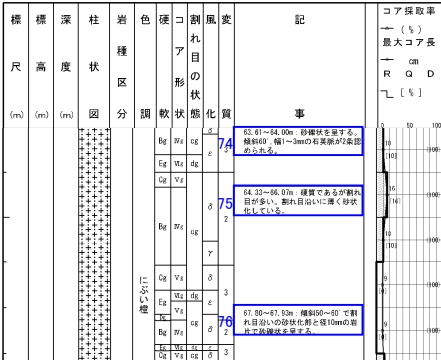
| 記事 | |
|----------|--|
| 67 69 | <ul style="list-style-type: none"> ●53.17~53.22m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN27° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は29°、下端境界の傾斜は27°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 67 69 | <ul style="list-style-type: none"> ●53.17~53.22m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN27° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は29°、下端境界の傾斜は27°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|--|---|
| 67~69 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は29°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・誤記修正(“主に明褐色の固結礫状部からなる”の追加)。 | <ul style="list-style-type: none"> 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 70 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・砂礫状の区間を記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・砂礫状を呈するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |

H27-B-1

| 設置許可申請書案 | 設置許可申請書 (平成27年11月) | 審査資料 (平成29年12月22日) | 委託報告書 (平成30年) | 審査資料 (平成30年11月30日) | 審査資料 (令和2年2月7日) | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 記事 | 記事 | 記事 | 記事 | 記事 | 記事 | |
| 74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。 | 74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。 | 74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。 |  | 74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。 | 74 63.61~64.00m ・砂礫状を呈する。 | |
| 75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。 | 75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。 | 75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。 | | 75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。 | 75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。 | 75 64.33~66.07m ・硬質であるが、割れ目が多い。 |
| 76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。 | 76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。 | 76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。 | | 76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。 | 76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。 | 76 67.80~67.93m ・砂礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--|--|-----------------------------------|
| 74 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫状の区間を記載。 ・石英脈を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 75 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部で砂状化が見られるが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | 変更なし |
| 76 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫状の区間とその粒度組成を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・粒度組成については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|---------------|--|
| 73.35~73.38m | ・幅25~40mmで締まった砂状を呈する。 |
| ●74.36~74.50m | ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 83 | ・灰褐色の粘土状~にふい黄褐色の礫質粘土状を呈する。 |
| 86 | ・灰褐色粘土：累計厚7mm ・走向・傾斜はN15° E87° W ・傾斜は30°である。 ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は30°である。 |

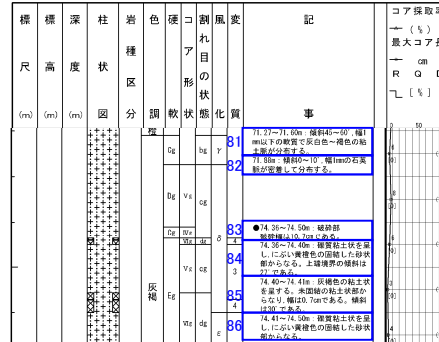
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|---------------|--|
| 73.35~73.38m | ・幅25~40mmで締まった砂状を呈する。 |
| ●74.36~74.50m | ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 83 | ・灰褐色の粘土状~にふい黄褐色の礫質粘土状を呈する。 |
| 86 | ・灰褐色粘土：累計厚7mm ・走向・傾斜はN15° E87° W ・傾斜は30°である。 ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は30°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 73.35~73.38m | ・幅25~40mmで締まった砂状を呈する。 |
| ●74.36~74.50m | ・破砕部である。 |
| 83 | ・正断層センスである。 |
| 86 | ・主ににふい黄褐色の固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN15° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は30°である。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 73.35~73.38m | ・幅25~40mmで締まった砂状を呈する。 |
| ●74.36~74.50m | ・破砕部である。 |
| 83 | ・正断層センスである。 |
| 86 | ・主ににふい黄褐色の固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN15° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は30°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 73.35~73.38m | ・幅25~40mmで締まった砂状を呈する。 |
| ●74.36~74.50m | ・破砕部である。 |
| 83 | ・正断層センスである。 |
| 86 | ・主ににふい黄褐色の固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN15° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は30°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|---|---|--|----------------------------------|
| 81 | — | — | ・粘土脈を記載。 | ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 82 | — | — | ・石英脈を記載。 | ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| E | 変更なし | 変更なし | — | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |
| 83~86 | 変更なし (誤記)下端境界の見かけの傾斜として、“不明”と書くべきところを誤って30°と記載。 | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・誤記修正(N15° E87° W→N15° E85° W)。 ・“傾斜は30°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|---------------|--|
| 87 5 90 | <ul style="list-style-type: none"> 75.57~76.00m 破砕部である。 灰褐色の礫混じり粘土~明灰褐~灰褐色の固結粘土状~灰黄褐~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 灰褐色礫混じり粘土：累計厚12mm 傾斜は68°である。 上端境界の傾斜は25°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|---------------|--|
| 87 5 90 | <ul style="list-style-type: none"> 75.57~76.00m 破砕部である。 灰褐色の礫混じり粘土~明灰褐~灰褐色の固結粘土状~灰黄褐~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 灰褐色礫混じり粘土：累計厚12mm 傾斜は68°である。 上端境界の傾斜は25°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|---------------|--|
| 87 5 90 | <ul style="list-style-type: none"> 75.57~76.00m 破砕部である。 主に灰褐色の固結礫状部からなる。 灰褐色の未固結粘土状部：累計厚1.2cm 走向・傾斜はN34°E87°NWである。 上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は68°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深度 | 柱状 | 岩種 | 色調 | 硬さ | 割れ目 | 風化 | 記事 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 区 | 調 | 軟 | 状 | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 固 | 分 | 状 | 状 | 質 | | |
| | | | | | | | | 74.41~74.50m: 礫質粘土状を呈し、主に灰褐色の固結礫状部からなる。 | 0 |
| | | | | | | | | 74.51~75.11m: 礫質粘土状を呈し、灰褐色の固結礫状部からなる。上端境界の傾斜は25°である。 | 100 |
| | | | | | | | | 75.12~75.13m: 灰褐色の礫混じり粘土状を呈する。断面の粘土状部からなり、厚は1.2cmである。 | 100 |
| | | | | | | | | 75.14~76.00m: 礫質粘土状を呈し、灰褐色の固結礫状部からなる。下端境界の傾斜は不明である。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|---------------|--|
| 87 5 90 | <ul style="list-style-type: none"> 75.57~76.00m 破砕部である。 主に灰褐色の固結礫状部からなる。 灰褐色の未固結粘土状部：累計厚1.2cm 走向・傾斜はN34°E87°NWである。 上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は68°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|---------------|--|
| 87 5 90 | <ul style="list-style-type: none"> 75.57~76.00m 破砕部である。 逆断面センスである。 灰褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 走向・傾斜はN34°E87°NWである。 上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は68°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|--|---|--|
| 87~90 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計厚を記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 (誤記)上記再観察で見直した下端境界の見かけの傾斜として、“不明”と書くべきところを誤って68°と記載。 “傾斜は68°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> 破砕幅を記載。 破砕幅として、18.2cmと書くべきところを誤って32.1cmと記載。 破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 固結礫状部の色調として、灰褐色と書くべきところを誤って灰黄褐色と記載。 性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | <ul style="list-style-type: none"> 審査資料(H29.12.22)と同様 破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----------|--|
| 91 94 | <ul style="list-style-type: none"> ●78.72～78.87m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰褐色の粘土状～にぶい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰褐色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN17° E71° E ・傾斜は60°である。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----------|--|
| 91 94 | <ul style="list-style-type: none"> ●78.72～78.87m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰褐色の粘土状～にぶい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰褐色粘土：累計厚2mm ・走向・傾斜はN17° E71° E ・傾斜は60°である。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 91 94 | <ul style="list-style-type: none"> ●78.72～78.87m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN17° E71° Eである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標 | 標 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 | | |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|-------|----|-----|
| 尺 | 高 | 度 | 状 | 種 | 区 | 度 | れ | 化 | 事 | (%) | | |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 質 | | 最大コア長 | | |
| | | | | | | | の | | | cm | | |
| | | | | | | | 状 | | | R Q D | | |
| | | | | | | | 態 | | | [%] | | |
| | | | | | | | 化 | | | | | |
| | | | | | | | 質 | | | | | |
| | | | | | | | | | ●78.72～78.87m「破砕部」 破砕幅23.1cmである。 78.72～78.87m「未固結礫状部」 固結した砂状部からなる。上盤 境界の傾斜は31°である。上盤 境界の傾斜は31°である。主に にぶい黄褐色の固結した 礫状部からなる。 ●78.72～78.87m「灰褐色の粘土状 部」 累計幅0.2cmである。傾斜は 60°である。 | 0 | 50 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 91 94 | <ul style="list-style-type: none"> ●78.72～78.87m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN17° E71° Eである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 91 94 | <ul style="list-style-type: none"> ●78.72～78.87m ・破砕部である。 ・右ずれ断層センスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN17° E71° Eである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|--|---|
| 91～94 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所は累計幅を記載。 ・“傾斜は60°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | <ul style="list-style-type: none"> 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-1

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
| |

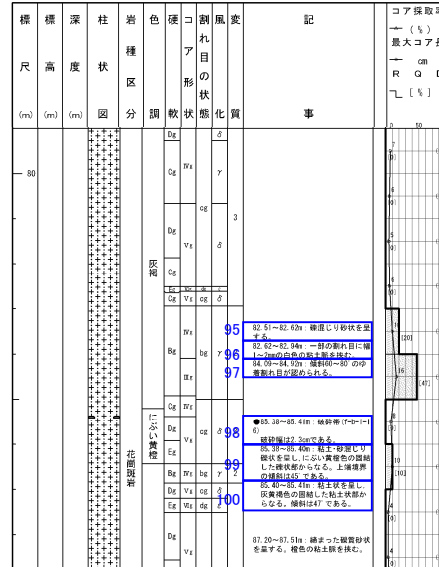
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
| |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|--|
| 記 事 |
| <p>F 81.17m ・割れ目には砂及び褐色粘土を挟む。 82.51~82.62m ・礫混じり砂状を呈する。</p> <p>G 82.94~84.92m ・硬質で、コアは短柱状~柱状を呈する。 ●85.38~85.41m(F-b-1-16破砕帯) ・破砕部である。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° E86° Eである。 ・上端境界の傾斜は45° ~50°、下端境界の傾斜は47°である。</p> |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|--|
| 記 事 |
| <p>F 81.17m ・割れ目には砂及び褐色粘土を挟む。 82.51~82.62m ・礫混じり砂状を呈する。</p> <p>G 82.94~84.92m ・硬質で、コアは短柱状~柱状を呈する。 ●85.38~85.41m(F-b-1-16破砕帯) ・破砕部である。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° E86° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は45° ~50°、下端境界の傾斜は47°である。</p> |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|--|
| 記 事 |
| <p>F 81.17m ・割れ目には砂及び褐色粘土を挟む。 82.51~82.62m ・礫混じり砂状を呈する。</p> <p>G 82.94~84.92m ・硬質で、コアは短柱状~柱状を呈する。 ●85.38~85.41m(F-b-1-16破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・にふい黄褐色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° E86° Eである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は45° ~50°、下端境界の傾斜は47°である。</p> |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|--------|----------------------|---------------------------------|--|---|---|
| F | — | 記載漏れを修正 | — | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |
| 95 | — | 記載漏れを修正 | ・礫混じり砂状の区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| G | — | 記載漏れを修正 | — | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |
| 96 | — | — | ・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。 | ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 97 | — | — | ・割れ目について記載(仲着割れ目)。 | ・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。 | — |
| 98~100 | — | 記載漏れを修正 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として、45° ~50° と書くべきところを誤って45° と記載。 | ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-1

設置許可申請書案

記事

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

101 87.20~87.51m
・締まった礫質砂状を呈する。
・橙色の粘土脈を挟む。

委託報告書
(平成30年)

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

101 87.20~87.51m
・締まった礫質砂状を呈する。
・橙色の粘土脈を挟む。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

101 87.20~87.51m
・締まった礫質砂状を呈する。
・橙色の粘土脈を挟む。

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|--------------------------------|---|-----------------------------------|
| 101 | — | 記載漏れを修正 | ・礫質砂状の区間を記載。 ・粘土脈を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 102 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・石英脈を記載。 | ・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため追記せず。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 103 | — | — | ・風化を伴う脆弱化の程度を記載。 | ・脆弱化の程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 104 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化, マンガン汚染)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 105 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出)。 | ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |

H27-B-1

設置許可申請書案

| |
|----|
| 記事 |
|----|

設置許可申請書
(平成27年11月)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

審査資料
(平成29年12月22日)

| |
|-----------------------------------|
| 記事 |
| 107 94.07~94.88m ・アプライトである。 |
| 108 94.88~140.00m ・花崗斑岩である。 |
| 109 97.57~97.88m ・絡まった土砂状を呈する。 |
| 110 97.85m ・幅1~5mmの赤褐色の鉱物脈を挟む。 |

委託報告書
(平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 (%) |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|--|--------------|
| 高 | 度 | 状 | 種 | 調 | 目 | 化 | 質 | 事 | 最大コア長 cm | |
| (m) | (m) | 図 | 別 | 分 | 目 | 状 | 状 | 事 | R Q D | |
| | | 分 | 区 | 散 | 目 | 状 | 状 | 事 | [%] | |
| | | | | | | | | | 92.52m: 緑泥石の集積目沿いに径0.5mmの赤褐色を呈する。 | |
| | | | | | | | | | 93.52~94.00m: アプライトの露上突帯で、割れ目沿いに集積した赤褐色が拡大し一部で砂状を呈する。 | |
| | | | | | | | | | 94.07~94.88m: アプライトである。上層: 下層部の傾斜はともなう45°である。一部で60~45°の流理構造を呈する。 | |
| | | | | | | | | | 94.88~140.00m: 花崗斑岩である。 | |
| | | | | | | | | | 97.57~97.88m: 絡まった土砂状を呈する。 | |
| | | | | | | | | | 97.85m: 幅1~5mmの赤褐色の鉱物脈を挟む。 | |

審査資料
(平成30年11月30日)

| |
|-----------------------------------|
| 記事 |
| 107 94.07~94.88m ・アプライトである。 |
| 108 94.88~140.00m ・花崗斑岩である。 |
| 109 97.57~97.88m ・絡まった土砂状を呈する。 |
| 110 97.85m ・幅1~5mmの赤褐色の鉱物脈を挟む。 |

審査資料
(令和2年2月7日)

| |
|-----------------------------------|
| 記事 |
| 107 94.07~94.88m ・アプライトである。 |
| 108 94.88~140.00m ・花崗斑岩である。 |
| 109 97.57~97.88m ・絡まった土砂状を呈する。 |
| 110 97.85m ・幅1~5mmの赤褐色の鉱物脈を挟む。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|----------------------------|---|-----------------------------------|
| 106 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、砂~礫状)。 | ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目沿いに砂~礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 107 | — | 記載漏れを修正 | ・アプライトの区間深度、境界傾斜、流理構造を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界傾斜や流理構造については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 108 | — | 記載漏れを修正 | ・花崗斑岩区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 109 | — | 記載漏れを修正 | ・土砂状の区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 110 | — | 記載漏れを修正 | ・鉱物脈を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 |
|----|
| |

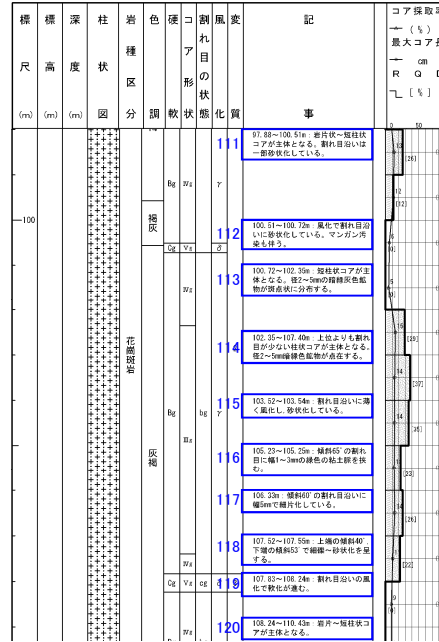
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|----|
| |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 111 97.88~102.35m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 113 割れ目沿いに一部砂状を呈する。 |
| 114 102.35~107.40m ・硬質で、割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・径2~5mmの暗緑色鉱物が点在する。 |
| 120 108.24~110.43m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| 111 97.88~102.35m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 113 割れ目沿いに一部砂状を呈する。 |
| 114 102.35~107.40m ・硬質で、割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・径2~5mmの暗緑色鉱物が点在する。 |
| 120 108.24~110.43m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 111 97.88~102.35m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 113 割れ目沿いに一部砂状を呈する。 |
| 114 102.35~107.40m ・硬質で、割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・径2~5mmの暗緑色鉱物が点在する。 |
| 120 108.24~110.43m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|---------------------------------|---|--|----------------------------------|
| 111~113 | — | 記載漏れを修正 | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、マンガン汚染)。 ・花崗斑岩中の鉱物の晶出を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・マンガン汚染や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 114 | — | 記載漏れを修正 | ・割れ目の発達程度を記載。 ・花崗斑岩中の鉱物の晶出を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき硬質と追記。 | 変更なし |
| 115 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、砂状化)。 | ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部で砂状化が見られるが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 116 | — | — | ・割れ目について記載(粘土の挟在)。 | ・一部で粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 117 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 | ・細片化が見られるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 118 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細礫~砂状化)。 | ・割れ目間で脆弱化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 119 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、軟化)。 | ・風化や軟化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 120 | — | 記載漏れを修正 | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき硬質と追記。 | 変更なし |

H27-B-1

設置許可申請書案

| |
|----|
| 記事 |
| |

設置許可申請書 (平成27年11月)

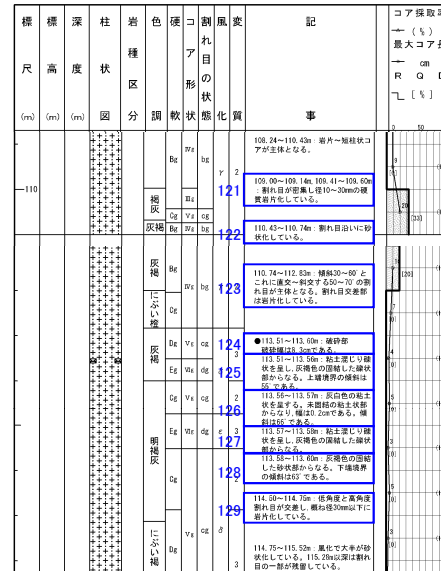
| |
|----|
| 記事 |
| |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|--|
| 記事 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●113.51~113.60m ・破砕部である。 ・右ずれセンサーである。 ・主に灰褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN21° E69° Eである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 |

124
S
128

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|--|
| 記事 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●113.51~113.60m ・破砕部である。 ・右ずれセンサーである。 ・主に灰褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN21° E69° Eである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 |

124
S
128

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|---|
| 記事 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●113.51~113.60m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センサーである。 ・主に灰褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN21° E69° Eである。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 |

124
S
128

| 記事 | 申請書案→ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)→ 報告書 | 報告書→ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|---------------------------------|---|---|--|
| 121 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 122 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 | ・割れ目沿いに砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 123 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 124~128 | — | 記載漏れを修正 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | ・誤記修正(右ずれセンサー→右ずれ正断層センサー、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 129 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| 119.30~138.00m ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。 |

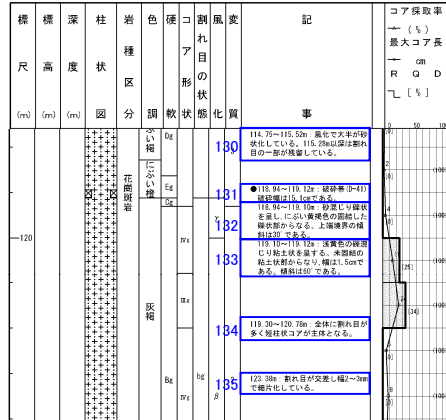
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 119.30~138.00m ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 130 114.75~115.52m ・砂礫状を呈する。 |
| 131 118.94~119.12m(0-41破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににふい貴褐色の固結礫状部からなる。 |
| 133 ・浅黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN29° E79° Eである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は60°である。 |
| H 119.30~138.00m ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 130 114.75~115.52m ・砂礫状を呈する。 |
| 131 118.94~119.12m(0-41破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににふい貴褐色の固結礫状部からなる。 |
| 133 ・浅黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN29° E79° Eである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は60°である。 |
| H 119.30~138.00m ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 130 114.75~115.52m ・砂礫状を呈する。 |
| 131 118.94~119.12m(0-41破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににふい貴褐色の固結礫状部からなる。 |
| 133 ・浅黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN29° E79° Eである。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は60°である。 |
| H 119.30~138.00m ・硬質であるが、全体に割れ目が多く、岩片～短柱状を主体とする。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|---------------------------------|---|--|-----------------------------------|
| 130 | — | 記載漏れを修正 | ・砂状の区間を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき砂礫状と記載。 | 変更なし |
| 131~133 | — | 記載漏れを修正 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として、32°と書くべきところを誤って30°と記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| H | 変更なし | 変更なし | — | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |
| 134 | — | — | ・割れ目の発達を程度を記載。 | ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 135 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 | ・細片化が見られるが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|---|
| 137 | 125.06~125.28m ・割れ目沿いに細片状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。 |
| 138 | 127.16~127.25m ・径10mm前後の角礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|---|
| 137 | 125.06~125.28m ・割れ目沿いに細片状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。 |
| 138 | 127.16~127.25m ・径10mm前後の角礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 137 | 125.06~125.28m ・割れ目沿いに細片状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。 |
| 138 | 127.16~127.25m ・径10mm前後の角礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 変 | 記事 | | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|----|--|-------|
| 尺 | 高 | 状 | 種 | 区 | 度 | れ | 化 | 形状 | 事 | 最大コア長 |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 軟 | 目 | 状 | 風 | | | |
| | | | | | | | | | 125.06~125.28m ・割れ目が突出し幅2~3mmで開裂している。 | 100 |
| | | | | | | | | | 126.54m: 傾斜55°の割れ目に幅約5mmで致密な緑色の粘土が充填した状態を呈する。 | 50 |
| | | | | | | | | | 125.06~125.28m: 割れ目沿いに細片状コアが主体となる。 | 50 |
| | | | | | | | | | 127.16~127.25m: 径10mm前後の角礫状コアが主体となる。 | 50 |
| | | | | | | | | | 127.68~128.00m: 径5~10mmの粗片状を呈する。 | 50 |
| | | | | | | | | | 128.04~128.80m: 割れ目沿いに風化が進行する。径10mm程度で細片状を呈する。 | 50 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 137 | 125.06~125.28m ・割れ目沿いに細片状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。 |
| 138 | 127.16~127.25m ・径10mm前後の角礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 137 | 125.06~125.28m ・割れ目沿いに細片状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。 |
| 138 | 127.16~127.25m ・径10mm前後の角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30) ⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|--------------------------|---|-----------------------------------|
| 136 | — | — | ・割れ目について記載(粘土の挟在)。 | ・粘土の挟在が見られるが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 137 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目について記載(割れ目沿いの岩片化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・挟在物の有無について追記。 | 変更なし |
| 138 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達を程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 139 | — | — | ・岩片状の区間を記載。 | ・岩片状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|--|
| 141 | 129.91~131.93m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 143 | 132.07~132.24m ・珪質化している。 ・径10~20mmの角礫状を呈する。 ・微細な黄鉄鉱が晶出している。 |
| 1 | 135.80~136.00m ・割れ目沿いに、径10~30mmの細片状をしている。 |

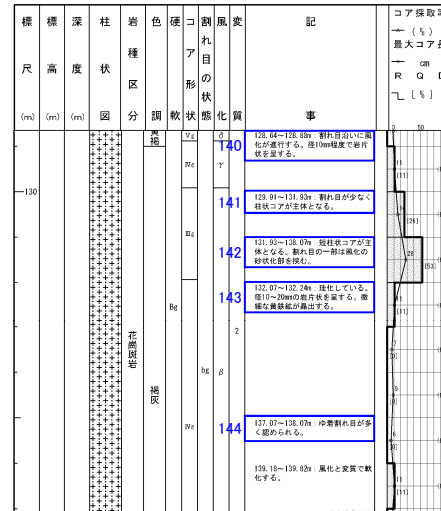
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|--|
| 141 | 129.91~131.93m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 143 | 132.07~132.24m ・珪質化している。 ・径10~20mmの角礫状を呈する。 ・微細な黄鉄鉱が晶出している。 |
| 1 | 135.80~136.00m ・割れ目沿いに、径10~30mmの細片状をしている。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 141 | 129.91~131.93m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 143 | 132.07~132.24m ・珪質化している。 ・径10~20mmの角礫状を呈する。 ・微細な黄鉄鉱が晶出している。 |
| 1 | 135.80~136.00m ・割れ目沿いに、径10~30mmの細片状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 141 | 129.91~131.93m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 143 | 132.07~132.24m ・珪質化している。 ・径10~20mmの角礫状を呈する。 ・微細な黄鉄鉱が晶出している。 |
| 1 | 135.80~136.00m ・割れ目沿いに、径10~30mmの細片状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 141 | 129.91~131.93m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 143 | 132.07~132.24m ・珪質化している。 ・径10~20mmの角礫状を呈する。 ・微細な黄鉄鉱が晶出している。 |
| 1 | 135.80~136.00m ・割れ目沿いに、径10~30mmの細片状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|--|---|----------------------------------|
| 140 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、岩片化)。 | ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。 ・岩片状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 141 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 142 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、砂状化)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部割れ目沿いで砂状化するが幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 143 | 変更なし | 変更なし | ・珪化する岩片状の区間を記載。 ・鉱物の晶出を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 1 | 変更なし | 変更なし | — | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |
| 144 | — | — | ・割れ目について記載(仲着割れ目)。 | ・仲着割れ目については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H27-B-1

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|---|
| 146 | ●139. 82~139. 88m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 148 | ・暗緑灰～灰褐色の粘土状～暗緑灰色の砂混じり礫状を呈する。 ・暗緑灰～灰褐色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・傾斜は52°である。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|---|
| 146 | ●139. 82~139. 88m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 148 | ・暗緑灰～灰褐色の粘土状～暗緑灰色の砂混じり礫状を呈する。 ・暗緑灰～灰褐色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・傾斜は52°である。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 146 | ●139. 82~139. 88m(D-42破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 |
| 148 | ・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部；累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-------|-------|-----|---|---|---|---|---|---|-----|---|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 状 | 状 | 目 | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | | | | の | | | cm |
| | | | | | | | 形 | | | R Q D |
| | | | | | | | 状 | | | [%] |
| 78.77 | 40.80 | 1.1 | | | | | | | 145 | 139. 82~139. 88m 風化と変質で取 り除く。 |
| | | | | | | | | | 146 | ●139. 82~139. 88m 破砕帯(D-42) 傾斜は52°である。 |
| | | | | | | | | | 147 | 139. 82~139. 88m 暗緑灰色の粘 土状を呈する。未固結の粘土 部からなり、幅は1cmである。 |
| | | | | | | | | | 148 | 139. 82~139. 88m 暗緑色と暗 緑灰色の固結礫状部と暗 緑灰色の未固結粘土状部 からなる。下盤境界の傾斜は 52°である。傾斜50°程度の 傾斜で認められる。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 146 | ●139. 82~139. 88m(D-42破砕帯) ・破砕部である。 |
| 148 | ・右ずれ正断層センスである。 ・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部；累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 146 | ●139. 82~139. 88m(D-42破砕帯) ・破砕部である。 |
| 148 | ・右ずれ正断層センスである。 ・暗緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部；累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN27° E88° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|---|---|---|--|
| 145 | — | — | ・風化・変質により軟化する区間を記載。 | ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | — |
| 146~148 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・“傾斜は52°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区分を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“岩片が配列する”との記載については、補足的なものであるため追記せず。 | ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |

H27-B-2

余白

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~0.70m ・コンクリートである。 |
| 2 | 0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部300mmは砕石である。 |

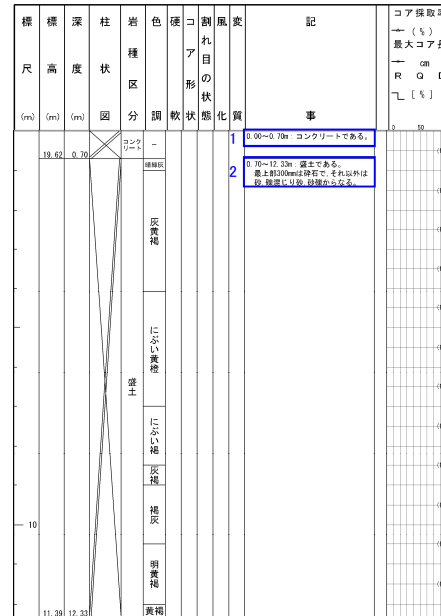
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 1 | 0.00~0.70m ・コンクリートである。 |
| 2 | 0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部300mmは砕石である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~0.70m ・コンクリートである。 |
| 2 | 0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部の幅30cmは砕石である。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~0.70m ・コンクリートである。 |
| 2 | 0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部の幅30cmは砕石である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~0.70m ・コンクリートである。 |
| 2 | 0.70~12.33m ・盛土である。 ・最上部の幅30cmは砕石である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|-------------------------|--|----------------------------------|
| 1 | 変更なし | 変更なし | コンクリートの区間深度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 2 | 変更なし | ・表現の見直し(mm→cm)。 | 盛土の区間深度とその細分を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分は追記せず。 | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 4 | 12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |
| 5 | 12.75~13.53m ・礫混じり砂である。 |
| 6 | 13.53~133.75m ・花崗斑岩である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 4 | 12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |
| 5 | 12.75~13.53m ・礫混じり砂である。 |
| 6 | 13.53~133.75m ・花崗斑岩である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 4 | 12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |
| 5 | 12.75~13.53m ・礫混じり砂である。 |
| 6 | 13.53~133.75m ・花崗斑岩である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-------|-------|------|---|---|---|---|--|-------|
| 高 | 度 | 状 | 種 | 傾 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| 度 | (m) | 区 | 別 | 斜 | 状 | 目 | 質 | | 最大コア長 |
| (m) | (m) | 分 | 傾 | 傾 | 状 | の | | | cm |
| | | 期 | 斜 | 斜 | 状 | 形 | | | R Q D |
| | | 状 | 状 | 状 | 状 | 状 | | | [%] |
| | 11.00 | 12.75 | 砂礫 | 褐 | | | | 12.33~12.53m: 礫混じり砂主体の層状である。 | 0 |
| | 10.54 | 13.53 | 砂礫 | 黄 | | | | 12.53~12.75m: 砂礫である。 12.75~13.53m: 礫混じり砂である。 13.53~133.75m: 花崗斑岩である。約10~15cm厚の礫が散在している。礫の最大径は約200mmである。礫の形状は多角形から円形まであり、表面は平滑から粗面まであり、一部は割れ目がある。 | 100 |
| | | | 花崗斑岩 | 白 | | | | | 0 |
| | | | 明礫岩 | 白 | | | | | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 4 | 12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |
| 5 | 12.75~13.53m ・礫混じり砂である。 |
| 6 | 13.53~133.75m ・花崗斑岩である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 4 | 12.33~12.75m ・砂礫である。 ・最大径200mmの礫を含む。 |
| 5 | 12.75~13.53m ・礫混じり砂である。 |
| 6 | 13.53~133.75m ・花崗斑岩である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--|---|----------------------------------|
| 3 | — | — | ・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。 | ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。 | — |
| 4 | 変更なし | ・表現の見直し(mm→cm)。 | ・礫種、礫径、砂の粒度組成を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。 | 変更なし |
| 5 | 変更なし | 変更なし | ・礫種、礫径、砂の粒度組成を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種や粒度については追記せず。 | 変更なし |
| 6 | 変更なし | 変更なし | ・花崗斑岩区間の岩盤状況や破碎部の分布を一括記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・花崗斑岩の岩盤状況や破碎部の有無等については、特徴的な部分を個別に記載することとしているため追記せず。 | 変更なし |
| 7 | — | — | ・風化した軟質部の区間を記載。 ・割れ目の傾斜を記載。 ・割れ目沿いの砂状化を記載。 | ・軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・砂の挟在については、顕著な部分は個別に記載している。 | — |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 |
|------------------------------------|
| 28.02～29.88m ・割れ目が多く、岩片～礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|------------------------------------|
| 28.02～29.88m ・割れ目が多く、岩片～礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|-------------------------------------|
| 28.02～29.88m ・割れ目が多く、岩片状～礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-------|---|---|---|----|---|--|-------|
| 高度 | 度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 区 | 分 | 状 | 目 | 質 | | |
| (m) | (m) | | | | | の | | | |
| | | | | | | 形状 | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 花崗閃緑岩 | | | | | | 21.90m: 径10mmの石英が幅約400の割れ目で侵される。 | 0 |
| | | 暗緑灰 | | | | | | 23.52m, 23.82m: 傾斜20～30°の割れ目(半面風状の灰褐色の粘土を伴う)が発達する。 | 100 |
| | | | | | | | | 25.31m: 傾斜30°の割れ目に径0.5～1mmの黒褐色の錳雲母が晶出する。 | 200 |
| | | | | | | | | 25.84m: 傾斜74°の割れ目は、変更する5～10°の割れ目を示す。 | 300 |
| | | | | | | | | 27.91m: 傾斜20° 錳1mmの石英脈が交差する50°の割れ目で切れ、精度変位する。 | 400 |
| | | | | | | | | 28.02～29.88m: 割れ目が多く、岩片～礫状化している。 | 500 |
| | | | | | | | | 29.88～30.82m: 風化が著しく、塊状に礫状を呈する。軟質岩片が多く発達する。 | 600 |
| | | | | | | | | | 700 |
| | | | | | | | | | 800 |
| | | | | | | | | | 900 |
| | | | | | | | | | 1000 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|-------------------------------------|
| 28.02～29.88m ・割れ目が多く、岩片状～礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|-------------------------------------|
| 28.02～29.88m ・割れ目が多く、岩片状～礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|------------------------------|--|----------------------------------|
| 11 | — | — | ・割れ目について記載(石英を切る割れ目)。 | ・石英を切る箇所が不明であり、割れ目は直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 12 | — | — | ・割れ目について記載(粘土の挟在)。 | ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 13 | — | — | ・割れ目について記載(鉱物の晶出)。 | ・割れ目に晶出した鉱物については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 14 | — | — | ・割れ目について記載(低角度割れ目を切る高角度割れ目)。 | ・低角度割れ目に変位がないため追記せず。 | — |
| 15 | — | — | ・割れ目について記載(石英脈の切断)。 | ・石英脈を切る箇所が不明瞭であり、割れ目は連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 16 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 17 | — | — | ・風化が著しい区間を記載。 | ・風化の程度については、RQD, 最大コア, 岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|---------------|---|
| 18 S 22 | <ul style="list-style-type: none"> ●31.15～31.66m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰黄色の砂混じり粘土状～明赤灰色の礫質粘土状～にぶい黄橙～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄色砂混じり粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN7° 78° Wである。 ・傾斜は38°である。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は43°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 18 S 22 | <ul style="list-style-type: none"> ●31.15～31.66m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰黄色の砂混じり粘土状～明赤灰色の礫質粘土状～にぶい黄橙～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄色砂混じり粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN7° 78° Wである。 ・傾斜は38°である。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は43°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 18 S 22 | <ul style="list-style-type: none"> ●31.15～31.66m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN7° E78° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は43°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|---|---|---|----|---|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 化 | 事 | (%) |
| | | | | | | | 形状 | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | | | | | | | cm |
| | | | | | | | | | | R Q D |
| | | | | | | | | | | [%] |
| | 30 | | | | | | | | | 0 |
| | | | | | | | | | | 50 |
| | | | | | | | | | | 100 |
| | | | | | | | | | | 150 |
| | | | | | | | | | | 200 |
| | | | | | | | | | | 250 |
| | | | | | | | | | | 300 |
| | | | | | | | | | | 350 |
| | | | | | | | | | | 400 |
| | | | | | | | | | | 450 |
| | | | | | | | | | | 500 |
| | | | | | | | | | | 550 |
| | | | | | | | | | | 600 |
| | | | | | | | | | | 650 |
| | | | | | | | | | | 700 |
| | | | | | | | | | | 750 |
| | | | | | | | | | | 800 |
| | | | | | | | | | | 850 |
| | | | | | | | | | | 900 |
| | | | | | | | | | | 950 |
| | | | | | | | | | | 1000 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 18 S 22 | <ul style="list-style-type: none"> ●31.15～31.66m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN7° E78° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は43°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 18 S 22 | <ul style="list-style-type: none"> ●31.15～31.66m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN7° E78° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°、下端境界の傾斜は43°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|--|--|
| 18～22 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は38°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・誤記修正(N7° 78W→N7° E78W)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として、明赤灰色と書くべきところを誤ってにぶい橙色と記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 23 | ●34.37~34.48m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・黒褐色の粘土状~浅黄色~明赤灰色の礫質粘土状を呈する。 ・黒褐色粘土：6mm |
| 25 | ・走向・傾斜はN14° W40° Wである。 ・傾斜は13°である。 ・上盤境界の傾斜は13°、下盤境界の傾斜は20°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 23 | ●34.37~34.48m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・黒褐色の粘土状~浅黄色~明赤灰色の礫質粘土状を呈する。 |
| 25 | ・黒褐色粘土：6mm ・走向・傾斜はN14° W40° Wである。 ・傾斜は13°である。 ・上盤境界の傾斜は13°、下盤境界の傾斜は20°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 23 | ●34.37~34.48m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅0.6cm |
| 25 | ・走向・傾斜はN18° E46° Wである。 ・上端境界の傾斜は13°、下端境界の傾斜は20°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|----|---|---|---|----|---|--|----------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 目 | 度 | 目の | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 別 | 別 | 形状 | 質 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | ●34.37~34.48m 破砕部 傾斜は18.8cmである。 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | 34.37~34.38m 黒褐色の粘土状を呈する。断面の粘土状部からなり、幅は0.6cmである。傾斜は13°である。 | |
| | | | | | | | | 34.38~34.48m 礫質粘土状を呈し、明赤灰色の固結した礫状部からなる。下端境界の傾斜は20°である。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 23 | ●34.37~34.48m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。 |
| 25 | ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅0.6cm ・走向・傾斜はN18° E46° Wである。 ・上端境界の傾斜は13°、下端境界の傾斜は20°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 23 | ●34.37~34.48m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。 |
| 25 | ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅0.6cm ・走向・傾斜はN18° E46° Wである。 ・上端境界の傾斜は13°、下端境界の傾斜は20°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---|---|---|--|
| 23~25 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N14° W40° W→N18° E46° W)。 ・“傾斜は13°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----------|--|
| 26 29 | <ul style="list-style-type: none"> ●35.36~35.46m ・破砕部である。 ・灰白~灰褐色の粘土状~灰黄~褐色の粘土混じり礫状~粘土質礫状を呈する。 ・灰白~灰褐色粘土：15mm ・走向・傾斜はN69° E79° Wである。 ・傾斜は47°である。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は20°~35°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----------|--|
| 26 29 | <ul style="list-style-type: none"> ●35.36~35.46m ・破砕部である。 ・灰白~灰褐色の粘土状~灰黄~褐色の粘土混じり礫状~粘土質礫状を呈する。 ・灰白~灰褐色粘土：15mm ・走向・傾斜はN69° E79° Wである。 ・傾斜は47°である。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は20°~35°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 26 29 | <ul style="list-style-type: none"> ●35.36~35.46m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN69° E79° Nである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は20°~35°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|----|----|---|---|---|--|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 軟 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 間 | 状 | 目 | 状 | 化 | | |
| | | | | | | の | | | | |
| | | | | | | 形 | | | | |
| | | | | | | 状 | | | | |
| | | | | | | 態 | | | | |
| | | | | | | 質 | | | | |
| | | | 灰 | De | De | | | | ●35.36~35.46m 破砕部 傾斜は47°である。 | 0 |
| | | | 灰 | De | De | | | | 35.36~35.39m 粘土混じり礫状 を呈し、灰黄色の固結した礫状部 からなる。上端境界の傾斜は27° である。 | 10 |
| | | | 灰 | De | De | | | | 35.39~35.40m 灰白色の粘土状 を呈する。未固結の粘土状部か らなり、傾斜は50°である。傾斜 は47°である。 | 10 |
| | | | 明 | De | De | | | | 35.40~35.46m 粘土混じり粘 土質礫状を呈し、灰黄色の固結し た礫状部からなる。下端境界の 傾斜は20°~35°である。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 26 29 | <ul style="list-style-type: none"> ●35.36~35.46m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN69° E79° Nである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は20°~35°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----------|--|
| 26 29 | <ul style="list-style-type: none"> ●35.36~35.46m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に灰黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN69° E79° Nである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は20°~35°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---|---|--|--|
| 26~29 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(79° W→79° N)。 ・“傾斜は47°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として、47°と書くべきところを誤って37°と記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 30 | ●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・灰黄色の粘土状～淡黄色の硬質粘土状～明褐色の粘土質礫状を呈する。 |
| 32 | ・灰黄褐色粘土：2mm ・傾斜は12°である。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は12°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 30 | ●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・灰黄色の粘土状～淡黄色の硬質粘土状～明褐色の粘土質礫状を呈する。 |
| 32 | ・灰黄褐色粘土：2mm ・傾斜は12°である。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は12°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 30 | ●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色灰色の固結礫状部からなる。 |
| 32 | ・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN7°W52°Wである。 ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は12°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|----------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | 区 | 度 | れ | 速 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 化 | | 最大コア長 |
| | | | | | 状 | の | 質 | | cm |
| | | | | | 状 | 形 | | | R Q D |
| | | | | | 状 | 状 | | | [%] |
| | | | | | | | | | 0 50 100 |
| | | | | | | | | ●35.68～35.73m「破砕部」 破砕部は15cmある。 | |
| | | | | | | | | ●35.68～35.73m「粘土質礫状部」 明褐色灰色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は27°である。 | |
| | | | | | | | | ●35.72～35.73m「灰黄褐色の粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなり、傾斜は5cmである。上盤・下盤境界の傾斜ともに12°である。」 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 30 | ●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色灰色の固結礫状部からなる。 |
| 32 | ・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN7°W52°Wである。 ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は12°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 30 | ●35.68～35.73m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色灰色の固結礫状部からなる。 |
| 32 | ・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN7°W52°Wである。 ・上端境界の傾斜は27°、下端境界の傾斜は12°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|---|----------------------------------|
| 30～32 | 変更なし | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“傾斜は12°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 33 | ●35.92～35.95m ・破砕部である。 ・灰オリーブ色の粘土状～灰白色の礫質粘土状を呈する。 |
| 36 | ・灰オリーブ色粘土：5mm ・走向・傾斜はN4° E86° Wである。 ・傾斜は35°である。 ・上盤境界の傾斜は35°、下盤境界の傾斜は45°である。 |
| 37 | 41.90～43.94m ・砂～砂礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 33 | ●35.92～35.95m ・破砕部である。 ・灰オリーブ色の粘土状～灰白色の礫質粘土状を呈する。 |
| 36 | ・灰オリーブ色粘土：5mm ・走向・傾斜はN4° E86° Wである。 ・傾斜は35°である。 ・上盤境界の傾斜は35°、下盤境界の傾斜は45°である。 |
| 37 | 41.90～43.94m ・砂～砂礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 33 | ●35.92～35.95m ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部、固結砂状部及び灰オリーブ色の固結粘土状部からなる。 |
| 36 | ・走向・傾斜はN4° E86° Eである。 ・上盤境界の傾斜は35°、下盤境界の傾斜は45°である。 |
| 37 | 41.90～43.94m ・砂状～砂礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬 | 割れ目 | 風化 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|----|---|---|-----|----|--|--|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | | | 形状 | 状態 | 事 | (%) |
| | | | | | | | | | 33 ●35.92～35.95m 破砕部 破砕部である。 灰オリーブ色の固結した粘土状部からなる。傾斜は35°である。 34 35.92～35.95m 灰白色の固結した砂状部からなる。傾斜は35°である。 35 35.92～35.95m 灰白色の固結した砂状部からなる。傾斜は35°である。 36 41.90～43.94m 砂～砂礫状を呈する。 37 41.90～43.94m 砂～砂礫状を呈する。一部は砂状を呈する。部分的に粘土化している。 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | | | 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 33 | ●35.92～35.95m ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部、固結砂状部及び灰オリーブ色の固結粘土状部からなる。 |
| 36 | ・走向・傾斜はN4° E86° Eである。 ・上盤境界の傾斜は35°、下盤境界の傾斜は45°である。 |
| 37 | 41.90～43.94m ・砂状～砂礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 33 | ●35.92～35.95m ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部、固結砂状部及び灰オリーブ色の固結粘土状部からなる。 |
| 36 | ・走向・傾斜はN4° E86° Eである。 ・上盤境界の傾斜は35°、下盤境界の傾斜は45°である。 |
| 37 | 41.90～43.94m ・砂状～砂礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|---|----------------------------------|
| 33～36 | 変更なし | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(N4° E86° W→N4° E86° E)。 ・“傾斜は35°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 37 | 変更なし | 変更なし | ・原岩組織の残留の程度を記載。 ・部分的な粘土化を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。 ・一部に粘土を含むが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 38 | 47.06~47.50m ・角礫状を呈する。 ●48.08~48.92m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 39 | ・黒褐色の砂混じり粘土状~灰黄褐~黒褐色の硬質粘土状を呈する。 |
| 41 | ・黒褐色砂混じり粘土；累計厚1mm ・走向・傾斜はN40° E76° Wである。 ・傾斜は56°である。 ・上盤境界の傾斜は56°、下盤境界の傾斜は53°である。 |

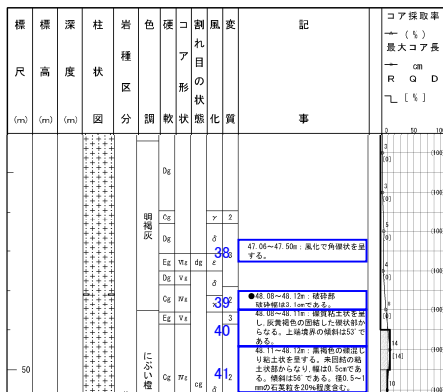
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 38 | 47.06~47.50m ・角礫状を呈する。 ●48.08~48.92m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 39 | ・黒褐色の砂混じり粘土状~灰黄褐~黒褐色の硬質粘土状を呈する。 |
| 41 | ・黒褐色砂混じり粘土；累計厚1mm ・走向・傾斜はN40° E76° Wである。 ・傾斜は56°である。 ・上盤境界の傾斜は56°、下盤境界の傾斜は53°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 38 | 47.06~47.50m ・角礫状を呈する。 ●48.08~48.12m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 |
| 39 | ・灰黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 41 | ・黒褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm。 ・走向・傾斜はN38° W15° NEである。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は53°である。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 38 | 47.06~47.50m ・角礫状を呈する。 ●48.08~48.12m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 |
| 39 | ・灰黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 41 | ・黒褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm。 ・走向・傾斜はN38° W15° NEである。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は53°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 38 | 47.06~47.50m ・角礫状を呈する。 ●48.08~48.12m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 |
| 39 | ・灰黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 41 | ・黒褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm。 ・走向・傾斜はN38° W15° NEである。 ・上端境界の傾斜は56°、下端境界の傾斜は53°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|--|--|---|----------------------------------|
| 38 | 変更なし | 変更なし | ・角礫状の成因を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化については、岩級区分で示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 39~41 | 変更なし (誤記)上端境界の見かけの傾斜として53°と書くべきところを誤って56°、下端境界の見かけの傾斜として56°と書くべきところを誤って53°と記載。 | ・誤記修正(48.88~48.92m→48.08~48.12m)。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・誤記修正(N40° E76° W→N38° W15° NE)。 ・“傾斜は56°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・誤記修正(上端境界の傾斜は56°→上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°→下端境界の傾斜は56°)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・“石英粒を含む”との記載については、補足的なものであるため追記せず。 ・正しい上端境界、下端境界の傾斜の反映漏れ。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 44 | 51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化しており、一部砂礫状を呈する。 |
| 46 | ●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 |
| 46 | ・灰褐色の粘土状~明褐色の硬質粘土状を呈する。 ・灰褐色粘土：累計厚3mm ・走向・傾斜はN8°W79°Wである。 ・傾斜は39°である。 |
| 48 | ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は39°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 44 | 51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化しており、一部砂礫状を呈する。 |
| 46 | ●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 |
| 46 | ・灰褐色の粘土状~明褐色の硬質粘土状を呈する。 ・灰褐色粘土：累計厚3mm ・走向・傾斜はN8°W79°Wである。 ・傾斜は39°である。 |
| 48 | ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は39°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 44 | 51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化し、一部砂礫状を呈する。 |
| 46 | ●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 |
| 48 | ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN8°W79°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は39°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 別 | 状 | 目 | 状 | | 最大コア長 |
| | | | | | | | | | cm |
| | | | | | | | | | R Q D |
| | | | | | | | | | [%] |
| | | | | | | | | 51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化し、一部砂礫状を呈する。 ・54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN8°W79°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は39°である。 | |
| | | | | | | | | 54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN8°W79°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は39°である。 | |
| | | | | | | | | 54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN8°W79°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は39°である。 | |
| | | | | | | | | 54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN8°W79°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は39°である。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 44 | 51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化し、一部砂礫状を呈する。 |
| 46 | ●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 |
| 48 | ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN8°W79°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は39°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 44 | 51.51~52.42m ・割れ目沿いに砂状化し、一部砂礫状を呈する。 |
| 46 | ●54.72~54.77m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 |
| 48 | ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN8°W79°Wである。 ・上盤境界の傾斜は48°、下盤境界の傾斜は39°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|--|----------------------------------|
| 42 | — | — | ・割れ目の発達を記載。 ・割れ目沿いの風化を記載。 | ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 43 | — | — | ・割れ目について記載(粘土の挟在、割れ目下位側の粘土状化)。 | ・粘土を挟在するが、低角度の割れ目に変位を与えておらず、連続性に乏しいことから追記せず。 ・割れ目下位側の粘土化については、周囲に比べて著しく粘土化しているものではないことから追記せず。 | — |
| 44 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目沿いの砂~砂状部を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 45 | — | — | ・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂~粘土状化)。 | ・コアの硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに砂~粘土状を呈するが、連続性や直線性に乏しく、周囲に比べて著しく砂~粘土状化していないことから追記せず。 | — |
| 46~48 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は39°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| | |
|----|-------------------------------|
| 記事 | |
| A | 57.70~57.99m ・ 雑まった砂状を呈する。 |
| 50 | 59.71~60.00m ・ 砂～砂礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| | |
|----|-------------------------------|
| 記事 | |
| A | 57.70~57.99m ・ 雑まった砂状を呈する。 |
| 50 | 59.71~60.00m ・ 砂～砂礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| | |
|----|-------------------------------|
| 記事 | |
| A | 57.70~57.99m ・ 雑まった砂状を呈する。 |
| 50 | 59.71~60.00m ・ 砂状～砂礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 — (%) 最大コア長 — cm R Q D [%] |
|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|---|---|----|---|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 類 | 軟 | 状 | 化 | 質 | 事 | |
| | | | | | | | | | | 49 | 57.99~58.29m: 割れ目30~50の割れ目は610~300程度で分布する。 |
| | | | | | | | | | | 50 | 59.71~60.00m: 砂～砂礫状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| | |
|----|-------------------------------|
| 記事 | |
| A | 57.70~57.99m ・ 雑まった砂状を呈する。 |
| 50 | 59.71~60.00m ・ 砂状～砂礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| | |
|----|-------------------------------|
| 記事 | |
| A | 57.70~57.99m ・ 雑まった砂状を呈する。 |
| 50 | 59.71~60.00m ・ 砂状～砂礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|-------------------------|---|----------------------------------|
| A | 変更なし | 変更なし | — | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |
| 49 | — | — | ・ 割れ目の発達程度を記載。 | ・ 割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 50 | 変更なし | 変更なし | ・ 砂～砂礫状の区間について記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 報告書と差異なし。 | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 51 | ●60.26~60.69m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 55 | ・明褐色の粘土状~にぶい黄褐色~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・明褐色粘土：累計厚12mm ・N18° E77° W ・傾斜は18°である。 ・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は27°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 51 | ●60.26~60.69m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 55 | ・明褐色の粘土状~にぶい黄褐色~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・明褐色粘土：累計厚12mm ・N18° E77° W ・傾斜は18°である。 ・上盤境界の傾斜は28°、下盤境界の傾斜は27°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 51 | ●60.26~60.69m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部、固結砂状部 ・明褐色及び褐色の固結粘土状部からなる。 |
| 55 | ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 別 | 状 | 目 | 質 | | 最大コア長 |
| | | 分 | 類 | の | 態 | 的 | | | cm |
| | | 類 | 別 | 状 | 化 | 状 | | | R Q D |
| | | | | | | | | | L [%] |
| 60 | | | | | | | | ●60.26~60.69m: 破砕部 ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部、固結砂状部 ・明褐色及び褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。 | 0 |
| | | | | | | | | ●60.24~60.69m: 礫状部 ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部、固結砂状部 ・明褐色及び褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。 | 0 |
| | | | | | | | | ●60.57~60.59m: にぶい黄褐色の ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部、固結砂状部 ・明褐色及び褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。 | 0 |
| | | | | | | | | ●60.60~60.69m: 粘土・砂混じり ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部、固結砂状部 ・明褐色及び褐色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 51 | ●60.26~60.69m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部、固結砂状部及 ・明褐色の固結粘土状部からなる。 |
| 55 | ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 51 | ●60.26~60.69m ・破砕部である。 ・右ずれ逆断層センスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部、固結砂状部及 ・明褐色の固結粘土状部からなる。 |
| 55 | ・走向・傾斜はN18° E77° Wである。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は27°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---|---|---|---|
| 51~55 | 変更なし | ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・“傾斜は18°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・誤記修正(褐色の固結粘土状部→明褐色の固結粘土状部)。 ・固結した礫状部の色調として、にぶい黄褐色と書くべきところを誤って明褐色と記載。 ・下端境界の見かけの傾斜として、27°と書くべきところを誤って37°と記載。 | ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | ・誤記修正(逆断層センス→右ずれ断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 56 | ●61.29～61.69m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状～にぶい橙～灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：15mm ・走向・傾斜はN8° E89° Wである。 ・傾斜は50°である。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は60°である。 |
| 60 | |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 56 | ●61.29～61.69m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状～にぶい橙～灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：15mm ・走向・傾斜はN8° E89° Wである。 ・傾斜は50°である。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は60°である。 |
| 60 | |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 56 | ●61.29～61.69m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN8° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は60°である。 |
| 60 | |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 | |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|----|--|----|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) | |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 状 | 目 | 質 | | 最大コア長 | |
| | | | | | | の | | | cm | |
| | | | | | | 形 | | | R Q D | |
| | | | | | | 状 | | | [%] | |
| | | | | | | | | 56 | ●61.29～61.69m(破砕帯D-1) 破砕部はRQDである。 61.29～61.41m:粘土混じり礫状を呈する。にぶい橙色の固結礫状部の密集部からなる。上端境界の傾斜は45°である。 61.41～61.69m:灰黄褐色の粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなる。幅は1.5cmである。上端境界の傾斜は45°である。 61.69～61.81m:主ににぶい橙色の固結した礫状部からなる。 61.81～61.93m:にぶい橙色の割れ目の岩塊部からなる。下端境界の傾斜は60°である。 | 0 |
| | | | | | | | | 57 | | 50 |
| | | | | | | | | 58 | | 50 |
| | | | | | | | | 59 | | 50 |
| | | | | | | | | 60 | | 50 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 56 | ●61.29～61.69m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN8° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は60°である。 |
| 60 | |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 56 | ●61.29～61.69m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN8° E89° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は60°である。 |
| 60 | |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|---|----------------------------------|
| 56～60 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は50°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・割れ目の密集部の色調として、にぶい橙と書くべきところを誤ってにぶい褐色と記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 66 | 71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂~砂礫状を呈する。 |
| 67 | 71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。 |
| 70 | 76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片~角礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 66 | 71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂~砂礫状を呈する。 |
| 67 | 71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。 |
| 70 | 76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片~角礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 66 | 71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂状~砂礫状を呈する。 |
| 67 | 71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。 |
| 70 | 76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片状~角礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深尺 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬さ | 割れ目 | 風化 | 変質 | 記事 | コア採取率 (%) | 最大コア長 cm | |
|-----|-----|-----|----|----|---|----|-----|----|----|---|--------------|-------------|---|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 状 | 態 | 化 | 事 | R | Q | D |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 71.06~71.88m: 割れ目交差部で一部砂~砂礫状を呈している。 | | | |
| | | | | | | | | | | 71.88~76.11m: 硬質であるが割れ目沿いに一部砂状化している。 | | | |
| | | | | | | | | | | 72.48~74.57m: 割れ目沿いに硬質化が認められる。 | | | |
| | | | | | | | | | | 73.20~75.00m: 硬質20~30と硬質60~70の割れ目が交差し一部で岩片~角礫状を呈する。 | | | |
| | | | | | | | | | | 76.11~77.02m: 割れ目交差部で岩片~角礫状を呈している。 | | | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 66 | 71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂状~砂礫状を呈する。 |
| 67 | 71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。 |
| 70 | 76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片状~角礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 66 | 71.06~71.88m ・割れ目の交差部で、一部砂状~砂礫状を呈する。 |
| 67 | 71.88~76.11m ・硬質であるが、割れ目沿いに一部砂状化している。 ・割れ目には、挟在物が見られないものが多い。 |
| 70 | 76.11~77.02m ・割れ目の交差部で、岩片状~角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--|--|----------------------------------|
| 66 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目沿いの砂~砂礫状について記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 67 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目沿いの砂状化について記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・挟在物の有無の傾向について追記。 | 変更なし |
| 68 | — | — | ・割れ目沿いの変色について記載。 | ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 69 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目沿いの岩片~角礫状化について記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 70 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目沿いの岩片~角礫状化について記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 71 | 77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。 |
| 73 | 80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 74 | 83.12~83.79m ・割れ目沿いに、砂状化している。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 71 | 77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。 |
| 73 | 80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 74 | 83.12~83.79m ・割れ目沿いに、砂状化している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 71 | 77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。 |
| 73 | 80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 74 | 83.12~83.79m ・割れ目沿いに砂状化している。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬軟 | 割れ目の形状 | 変質 | 記事 | コア採取率(%) | 最大コア長 |
|-----|-----|-----|----|----|---|----|--------|----|----|----------|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | | 調 | 状 | 化 | | | |
| | | | | | | | | | 71 | | |
| | | | | | | | | | 72 | | |
| | | | | | | | | | 73 | | |
| | | | | | | | | | 74 | | |
| | | | | | | | | | 75 | | |
| | | | | | | | | | 76 | | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 71 | 77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。 |
| 73 | 80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 74 | 83.12~83.79m ・割れ目沿いに砂状化している。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 71 | 77.02~79.47m ・硬質であるが、割れ目が多い。 |
| 73 | 80.48~83.12m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 74 | 83.12~83.79m ・割れ目沿いに砂状化している。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--|----------------------------------|
| 71 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 72 | — | — | ・割れ目について記載(粘土の挟在)。 | ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 73 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 ・花崗斑岩中の鉱物の晶出を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 74 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目沿いの砂状化について記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 75 | — | — | ・硬軟と割れ目の発達程度を記載。 | ・硬軟及び割れ目の発達程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 76 | — | — | ・軟質な区間を記載。 | ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|---------------|---|
| 77 5 80 | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄色の凝混じり粘土状～灰黄～淡黄～にぶい橙色の粘土・砂混じり礫状を呈する。 ・淡黄色凝混じり粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN15° E82Wである。 ・傾斜は48°である。 ・上盤境界の傾斜は40°、下盤境界の傾斜は32°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 77 5 80 | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄色の凝混じり粘土状～灰黄～淡黄～にぶい橙色の粘土・砂混じり礫状を呈する。 ・淡黄色凝混じり粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN15° E82Wである。 ・傾斜は48°である。 ・上盤境界の傾斜は40°、下盤境界の傾斜は32°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 77 5 80 | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN15° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 割 | 風 | 変 | 記 | | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|-------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | | 度 | ア | れ | 化 | 質 | 事 | | (%) |
| (m) | (m) | 区 | 分 | | | の | 目 | | | 事 | | 最大コア長 |
| | | | | | | 状 | の | 状 | | 事 | | cm |
| | | | | | | 状 | の | 状 | | 事 | | R |
| | | | | | | 状 | の | 状 | | 事 | | Q |
| | | | | | | 状 | の | 状 | | 事 | | D |
| | | | | | | 状 | の | 状 | | 事 | | に[%] |
| | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m 破砕部 ・破砕部は40°である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN15° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。 | | 50 |
| | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m 破砕部 ・破砕部は40°である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN15° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。 | | 100 |
| | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m 破砕部 ・破砕部は40°である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN15° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。 | | |
| | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m 破砕部 ・破砕部は40°である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN15° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。 | | |
| | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m 破砕部 ・破砕部は40°である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN15° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。 | | |
| | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m 破砕部 ・破砕部は40°である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN15° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。 | | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 77 5 80 | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN15° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|---------------|---|
| 77 5 80 | <ul style="list-style-type: none"> ●85.58~85.76m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主にぶい橙色の固結礫状部及び淡黄色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E82° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---|--|--|---|
| 77~80 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は48°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・記載の適正化(N15° E82W→N15° E82° W)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として、にぶい橙色と書くべきところを誤ってにぶい褐色と記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----------|--|
| 81 83 | <ul style="list-style-type: none"> ●88.38～88.43m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明黄褐色の粘土状～にぶい橙色の砂混じり礫状を呈する。 ・明黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN26° E84° Eである。 ・傾斜は50°である。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----------|--|
| 81 83 | <ul style="list-style-type: none"> ●88.38～88.43m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明黄褐色の粘土状～にぶい橙色の砂混じり礫状を呈する。 ・明黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN26° E84° Eである。 ・傾斜は50°である。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----------|---|
| 81 83 | <ul style="list-style-type: none"> ●88.38～88.43m(D-41破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN26° E84° Eである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|-------------------------------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 散 | 状 | 化 | 質 | 事 | (%) |
| 80 | | | | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●88.38～88.43m(破砕帯D-41) ・破砕帯D-41は、傾斜は50°である。 ・88.38～88.43m(破砕帯D-41)は、明黄褐色の粘土状～にぶい橙色の砂混じり礫状を呈する。主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN26° E84° Eである。 ・上盤境界の傾斜は50°である。 ・88.42～88.43m(明黄褐色の粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなり、厚は5mmである。傾斜は50°である。 | 最大コア長 cm R Q D L [%] |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----------|---|
| 81 83 | <ul style="list-style-type: none"> ●88.38～88.43m(D-41破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN26° E84° Eである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----------|---|
| 81 83 | <ul style="list-style-type: none"> ●88.38～88.43m(D-41破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・明黄褐色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN26° E84° Eである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---|---|--|----------------------------------|
| 81～83 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は50°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 84 | ●88, 88~88, 94m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰白色の礫混じり粘土状~にぶい黄褐色の粘土・砂混じり礫状を呈する。 |
| 86 | ・灰白色礫混じり粘土：累計厚20mm ・走向・傾斜はN35° E72° Wである。 ・傾斜は30° である。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は30° である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 84 | ●88, 88~88, 94m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰白色の礫混じり粘土状~にぶい黄褐色の粘土・砂混じり礫状を呈する。 |
| 86 | ・灰白色礫混じり粘土：累計厚20mm ・走向・傾斜はN35° E72° Wである。 ・傾斜は30° である。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は30° である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 84 | ●88, 88~88, 94m (f-b-2-14破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 |
| 86 | ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN35° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は30° である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 度 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 別 | 軟 | 目 | 質 | | |
| | | 分 | 期 | の | 状 | の | | | |
| | | 期 | 状 | 状 | 態 | 傾 | | | |
| | | 状 | 化 | 傾 | 化 | 斜 | | | |
| | | 化 | 質 | 斜 | 質 | | | | |
| | | | | 不 | | | | | 0 |
| | | | | い | | | | | 50 |
| | | | | 濁 | | | | | 100 |
| | | | | に | | | | | |
| | | | | ぶ | | | | | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 84 | ●88, 88~88, 94m (f-b-2-14破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 |
| 86 | ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN35° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は30° である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 84 | ●88, 88~88, 94m (f-b-2-14破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 |
| 86 | ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN35° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は30°、下端境界の傾斜は30° である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|---|---|---|
| 84~86 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は30° である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として、30° と書くべきところを誤って38° と記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし ・(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 87 | ●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンサーである。 ・明褐色～灰褐色の粘土状～灰白色の礫質粘土状～にふい褐色の粘土混じり礫状を呈する |
| 89 | ・明褐色～灰褐色粘土：累計厚0mm ・走向・傾斜はN5° W82°Wである。 ・傾斜は51°である。 ・上盤境界の傾斜は51°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 87 | ●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンサーである。 ・明褐色～灰褐色の粘土状～灰白色の礫質粘土状～にふい褐色の粘土混じり礫状を呈する |
| 89 | ・明褐色～灰褐色粘土：累計厚0mm ・走向・傾斜はN5° W82°Wである。 ・傾斜は51°である。 ・上盤境界の傾斜は51°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 87 | ●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンサーである。 ・主ににふい褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm |
| 89 | ・走向・傾斜はN5° W82° Wである。 ・上盤境界の傾斜は51°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 | |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|----|---|--|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 状 | 度 | れ | 化 | 事 | (%) | |
| | | | 区 | 期 | 態 | | 目 | | | 最大コア長 | |
| | | | | 状 | 状 | | の | | | cm | |
| | | | | 状 | 状 | | 形 | | | R Q D | |
| | | | | | | | 状 | | | [%] | |
| | | | 花 | | | | | | 87 | ●91.69～91.76m 破砕部 ・破砕部である。 ・右ずれセンサーである。 ・主ににふい褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm | |
| | | | 層 | | | | | | 88 | ●91.76～91.78m 礫質粘土 ・明褐色の未固結粘土状部からなる。厚は0.8cmである。上盤・下盤境界の傾斜はともに51°である。 | |
| | | | 岩 | | | | | | 89 | ●91.78～91.79m 粘土混じり礫状部 ・主ににふい褐色の固結礫状部からなる。厚は0.8cmである。上盤・下盤境界の傾斜はともに51°である。 | |
| | | | | | | | | | 90 | ●91.79～91.80m ハンマーの記録で 厚10～20mmの岩片状に崩せる。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 87 | ●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンサーである。 ・主ににふい褐色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm |
| 89 | ・走向・傾斜はN5° W82° Wである。 ・上盤境界の傾斜は51°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 87 | ●91.69～91.76m ・破砕部である。 ・右ずれ逆断層センサーである。 ・主ににふい褐色の固結礫状部及び明褐色の固結粘土状部からなる。 |
| 89 | ・走向・傾斜はN5° W82° Wである。 ・上盤境界の傾斜は51°、下盤境界の傾斜は45°である。 |

| 記事 | 申請書⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|---------------------|---|---|--|---|
| 87～89 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・記載の適正化(N5° W82W→N5° W82° W)。 ・“傾斜は51°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | ・誤記修正(右ずれセンサー→右ずれ逆断層センサー、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |
| 90 | — | — | ・脆弱化している区間を記載。 | ・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 91 | 94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 92 | 98.48~101.31m ・割れ目沿いに、砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。 |
| 94 | 102.94~103.17m ・割れ目沿いに、砂状化している。 |
| 96 | 104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 |

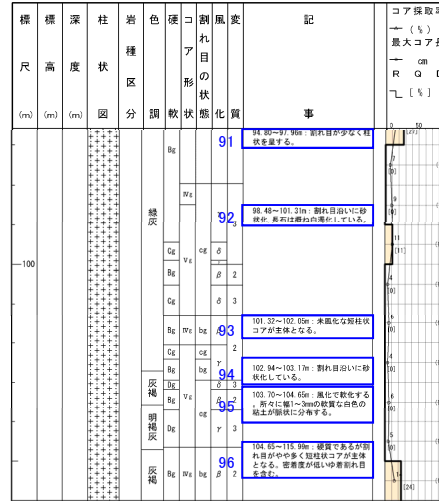
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 91 | 94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 92 | 98.48~101.31m ・割れ目沿いに、砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。 |
| 94 | 102.94~103.17m ・割れ目沿いに、砂状化している。 |
| 96 | 104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 91 | 94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 92 | 98.48~101.31m ・割れ目沿いに砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。 |
| 94 | 102.94~103.17m ・割れ目沿いに砂状化している。 |
| 96 | 104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 91 | 94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 92 | 98.48~101.31m ・割れ目沿いに砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。 |
| 94 | 102.94~103.17m ・割れ目沿いに砂状化している。 |
| 96 | 104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 91 | 94.80~97.96m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 92 | 98.48~101.31m ・割れ目沿いに砂状化している。 ・長石は概ね白濁化している。 |
| 94 | 102.94~103.17m ・割れ目沿いに砂状化している。 |
| 96 | 104.65~115.99m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書 (H27.11) | 申請書 (H27.11)⇒ 審査資料 (H29.12.22) | 審査資料 (H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料 (H30.11.30) | 審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7) |
|----|-----------------------|-----------------------------------|---|--|------------------------------------|
| 91 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達を記載。 | 審査資料 (H29.12.22)と同様 ・“硬軟”の欄に基づき、硬軟の程度について追記。 | 変更なし |
| 92 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目沿いの砂状化について記載。 | 審査資料 (H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 93 | — | — | ・風化と割れ目の発達を記載。 | ・風化や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 94 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目沿いの砂状化について記載。 | 審査資料 (H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 95 | — | — | ・風化による軟質化を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。 | ・風化による軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 96 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達程度について記載。 ・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。 | 審査資料 (H29.12.22)と同様 ・割れ目の密着程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|--|
| 101 | 113.63~113.81m ・密着した割れ目が、間隔6~10mmで分布する。 |
| 102 | 115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 103 | 116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに、一部砂状化している。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|--|
| 101 | 113.63~113.81m ・密着した割れ目が、間隔6~10mmで分布する。 |
| 102 | 115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 103 | 116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに、一部砂状化している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 101 | 113.63~113.81m ・密着した割れ目が間隔6~10mmで分布する。 |
| 102 | 115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 103 | 116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに一部砂状化している。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|----|---|---|-----|---|---|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 化 | 質 | 事 | (%) |
| | | | | | | | の | | | | 最大コア長 |
| | | | | | | | 状 | | | | cm |
| | | | | | | | 態 | | | | R Q D |
| | | | | | | | 化 | | | | [%] |
| | | | | | | | 101 | | | 113.63~113.81m: 白色を呈する砂岩割れ目が間隔6~10mmで分布する。一部で密着度が低く細片化している。 | 0 |
| | | | | | | | 102 | | | 115.99~116.49m: 割れ目が多く粗大塊を呈する。割れ目沿い幅1~2mで砂状化している。 | 0 |
| | | | | | | | 103 | | | 116.49~119.47m: 割れ目が非常に多く堅粒状コアが主体となる。一部で割れ目沿いに幅1~2m砂状化している。 | 0 |
| | | | | | | | 104 | | | 119.47~119.50m: 割れ目1~2m幅の砂岩割れ目が10~20mm程度で平均に分布する。一部は開口する。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 101 | 113.63~113.81m ・密着した割れ目が間隔6~10mmで分布する。 |
| 102 | 115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 103 | 116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに一部砂状化している。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 101 | 113.63~113.81m ・密着した割れ目が間隔6~10mmで分布する。 |
| 102 | 115.99~116.49m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 103 | 116.49~119.47m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 ・割れ目沿いに一部砂状化している。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|---|---|----------------------------------|
| 101 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(色調、細片化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部で細片化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | 変更なし |
| 102 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの砂状化については、連続性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |
| 103 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化の幅)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“硬軟”の欄に基づき、硬軟の程度について追記。 ・砂状化の幅については、ばらつきがあるため追記せず。 | 変更なし |
| 104 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|------------|--|
| 105 107 | <ul style="list-style-type: none"> ●120.53~120.55m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・オリーブ灰色の粘土状～礫質粘土状を呈する。 ・オリーブ灰色粘土：3mm ・傾斜は32°である。 ・上盤境界の傾斜は12°～32°、下盤境界の傾斜は32°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|------------|--|
| 105 107 | <ul style="list-style-type: none"> ●120.53~120.55m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・オリーブ灰色の粘土状～礫質粘土状を呈する。 ・オリーブ灰色粘土：3mm ・傾斜は32°である。 ・上盤境界の傾斜は12°～32°、下盤境界の傾斜は32°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|------------|--|
| 105 107 | <ul style="list-style-type: none"> ●120.63~120.65m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主にオリーブ灰色の固結礫状部からなる。 ・オリーブ灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN34° E77° NWである ・上盤境界の傾斜は12°～32°、下盤境界の傾斜は32°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬度 | 割れ目 | 風化 | 記事 | コア採取率 一 (%) | 最大コア長 一 cm | R | Q | D | 一 (%) | |
|-----|-----|----|---|----|-----|----|---|----------------|---------------|---|---|---|-------|--|
| 尺 | 高度 | 状 | 区 | 別 | 目 | 状 | | | | | | | | |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 別 | 別 | 別 | | | | | | | | |
| 120 | | | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●120.63~120.65m：破砕部 ・破砕幅は1.6mである。 ・120.65m以下は、破砕幅は1.6mを呈し、オリーブ灰色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は12~32°である。 ・120.64~120.65m：オリーブ灰色の粘土状を呈する。未固結の粘土状部からなり、幅2.0.3cmである。傾斜は32°である。 ・120.65~120.65m：粗粒状～長粒状コアで12.0cm程度ではほぼ未風化。観察していない。 | | | | | | | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|------------|---|
| 105 107 | <ul style="list-style-type: none"> ●120.63~120.65m ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・主にオリーブ灰色の固結礫状部からなる。 ・オリーブ灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN34° E77° NWである ・上盤境界の傾斜は12°～32°、下盤境界の傾斜は32°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|------------|---|
| 105 107 | <ul style="list-style-type: none"> ●120.63~120.65m ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・オリーブ灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN34° E77° NWである ・上盤境界の傾斜は12°～32°、下盤境界の傾斜は32°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|--|--|--|--|
| 105~107 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(120.53~120.55m⇒120.63~120.65m) ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“傾斜は32°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(左ずれセンサー⇒左ずれ逆断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。 |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|--|
| 109 | 123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。 |
| B | ●127.41~127.48m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 110 | ・灰白色の粘土状~にぶい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN18° E82Eである。 ・傾斜は50°である。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は50°~66°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|--|
| 109 | 123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。 |
| B | ●127.41~127.48m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 110 | ・灰白色の粘土状~にぶい黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN18° E82Eである。 ・傾斜は50°である。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は50°~66°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 109 | 123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。 |
| B | ●127.41~127.48m (D-42破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 110 | ・走向・傾斜はN18° E82° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|--|-------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | 調 | 度 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 軟 | 目 | 状 | 状 | | 最大コア長 |
| | | | 分 | 別 | 状 | の | 状 | 状 | | cm |
| | | | 別 | の | 化 | 風 | 状 | 状 | | R Q D |
| | | | 記 | 別 | 状 | 化 | 状 | 状 | | [%] |
| | | | | | | | | | 123.41~125.38m オリーブ灰色の粘土を呈する。未固結の粘土からなり、層厚30cmである。傾斜は50°である。 | |
| | | | | | | | | | 127.41~127.48m 短柱状~長柱状コアで121.08m深までほぼ球状風化。風化している。 | |
| | | | | | | | | | 123.41~125.38m 硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 | |
| | | | | | | | | | 127.41~127.48m 破砕帯(D-42)破砕帯は25.6mである。粘土混じり礫状を呈し、にぶい黄褐色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は52°である。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 109 | 123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。 |
| B | ●127.41~127.48m (D-42破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 110 | ・走向・傾斜はN18° E82° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 109 | 123.41~125.38m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 125.38m ・割れ目沿いに細片化している。 |
| B | ●127.41~127.48m (D-42破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 |
| 110 | ・走向・傾斜はN18° E82° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は52°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---|--|---|----------------------------------|
| 108 | — | — | ・割れ目の発達程度、風化、変質を記載。 | ・割れ目の発達程度、風化、変質については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 109.B | 変更なし | 変更なし | ・脆弱化の程度について記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度について記載。 ・割れ目沿いに特に細片化している区間について追記。 | 変更なし |
| 110 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察により上端境界と下端境界の見かけの傾斜を見直し。 ・記載の適正化(N18° E82E→N18° E82° E)。 | ・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・見かけの傾斜として、“上端境界の傾斜は52°”と書くべきところを誤って“上端境界の傾斜は50°”、“下端境界の傾斜は52°”と書くべきところを誤って“下端境界の傾斜は50°”と誤って記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|---------|---|
| 111 | ●128. 82~128. 97m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 114 | ・暗緑灰色の砂混じり粘土状~灰赤色の粘土・砂混じり礫状を呈する。 ・暗緑灰色砂混じり粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN28° E81° Eである。 ・傾斜は63° である。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は62° である。 |
| 115、116 | 130. 79~131. 79m ・割れ目治いに、砂状化している。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|---------|---|
| 111 | ●128. 82~128. 97m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 114 | ・暗緑灰色の砂混じり粘土状~灰赤色の粘土・砂混じり礫状を呈する。 ・暗緑灰色砂混じり粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN28° E81° Eである。 ・傾斜は63° である。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は62° である。 |
| 115、116 | 130. 79~131. 79m ・割れ目治いに、砂状化している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|---------|---|
| 111 | ●128. 82~128. 97m(D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 |
| 114 | ・主に灰赤色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0. 5cm ・走向・傾斜はN28° E81° Eである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は62° である。 |
| 115、116 | 130. 79~131. 79m ・割れ目治いに砂状化している。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|------|------|---|---|---|--|-------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | | 度 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 軟 | 目 | 質 | | |
| | | | 別 | 調 | 状 | の | | | |
| | | | 区 | 査 | 態 | 傾 | | | |
| | | | 別 | 査 | 化 | 斜 | | | |
| | | | 名 | 査 | 質 | | | | |
| 130 | | | 花崗斑岩 | 花崗斑岩 | | | | ●128. 82~128. 97m(D-44) 破砕帯に付随する。暗緑灰色の砂混じり粘土状~灰赤色の固結礫状部からなる。上盤境界の傾斜は30° である。 | 0 |
| | | | 花崗斑岩 | 花崗斑岩 | | | | 128. 81~128. 88m：暗緑灰色の砂混じり粘土状を呈する。断面時の粘土状部からなり、累計厚5mm である。傾斜は63° である。 | 0 |
| | | | 花崗斑岩 | 花崗斑岩 | | | | 128. 81~128. 88m：暗緑灰色の砂混じり粘土状を呈する。断面時の粘土状部からなり、累計厚5mm である。傾斜は63° である。 | 0 |
| | | | 花崗斑岩 | 花崗斑岩 | | | | 130. 79~131. 79m：割れ目治いに砂状化している。 | 0 |
| | | | 花崗斑岩 | 花崗斑岩 | | | | 130. 79~131. 79m：割れ目治いに砂状化している。 | 0 |
| | | | 花崗斑岩 | 花崗斑岩 | | | | 131. 79m：傾斜は63° の割れ目土層は幅10~15mmで砂状化している。灰赤色の粘土層を伴う。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|---------|---|
| 111 | ●128. 82~128. 97m(D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 |
| 114 | ・主に灰赤色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0. 5cm ・走向・傾斜はN28° E81° Eである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は62° である。 |
| 115、116 | 130. 79~131. 79m ・割れ目治いに、砂状化している。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|---------|---|
| 111 | ●128. 82~128. 97m(D-44破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 |
| 114 | ・主に灰赤色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0. 5cm ・走向・傾斜はN28° E81° Eである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は62° である。 |
| 115、116 | 130. 79~131. 79m ・割れ目治いに砂状化している。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|--|---|---|----------------------------------|
| 111~114 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は63° である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 115,116 | 変更なし | 変更なし | ・砂状化の区間の記事を細分。 ・割れ目について記載(割れ目治いの砂状化、粘土の挟在)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目治いで砂状化する区間のうち、砂状化が特に目立つ区間を記載。 ・割れ目治いの砂状化し粘土脈を伴うが、連続性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| 117 133.75~134.23m ・アブライトである。 ●133.75~133.92m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 118 118 120 ・明緑灰色の粘土状~緑灰色の硬質粘土~緑灰~オリーブ灰色の粘土混じり礫状を呈す。 ・明緑灰色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN1° E72° Eである。 ・傾斜は45°である。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 117 133.75~134.23m ・アブライトである。 ●133.75~133.92m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 |
| 118 118 120 ・明緑灰色の粘土状~緑灰色の硬質粘土~緑灰~オリーブ灰色の粘土混じり礫状を呈す。 ・明緑灰色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN1° E72° Eである。 ・傾斜は45°である。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 117 133.75~134.23m ・アブライトである。 ●133.75~133.92m ・破砕部である。 ・主にオリーブ灰色の固結礫状部からなる。 ・明緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN1° E72° Eである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 区 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) |
| | | | 分 | 別 | 状 | 化 | 目 | | | | 最大コア長 |
| | | | 別 | 状 | 態 | 状 | の | | | | 1cm |
| | | | 状 | 状 | 化 | 質 | 傾 | | | | R Q D |
| | | | 状 | 質 | | | 斜 | | | | [%] |
| | | | | | | | | | | | 0 |
| | | | | | | | | | | | 10 |
| | | | | | | | | | | | 20 |
| | | | | | | | | | | | 30 |
| | | | | | | | | | | | 40 |
| | | | | | | | | | | | 50 |
| | | | | | | | | | | | 60 |
| | | | | | | | | | | | 70 |
| | | | | | | | | | | | 80 |
| | | | | | | | | | | | 90 |
| | | | | | | | | | | | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| 117 133.75~134.23m ・アブライトである。 ●133.75~133.92m ・破砕部である。 ・主にオリーブ灰色の固結礫状部からなる。 ・明緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN1° E72° Eである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 117 133.75~134.23m ・アブライトである。 ●133.75~133.92m ・破砕部である。 ・主にオリーブ灰色の固結礫状部からなる。 ・明緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN1° E72° Eである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は50°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|---|---|---|----------------------------------|
| 117 | 変更なし | 変更なし | ・アブライトの分布深度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 118~120 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・記載の適正化(N1° E72E→N1° E72° E)。 ・“傾斜は45°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・下端境界の見かけの傾斜として、50°と書くべきところを誤って35°と記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|---|
| 121 | ●134.15~134.23m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・オリブ灰~暗オリブ灰の粘土状~オリブ灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・オリブ灰~暗オリブ灰色粘土：累計厚20m |
| 123 | ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・傾斜は75° である。 ・上端境界の傾斜は75° である。 |
| 124 | 134.23~136.54m ・花崗斑岩である。 |
| 125 | 135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。 |
| 126 | 136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。 |
| 124 | 136.56~160.00m ・花崗斑岩である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|---|
| 121 | ●134.15~134.23m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・オリブ灰~暗オリブ灰の粘土状~オリブ灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・オリブ灰~暗オリブ灰色粘土：累計厚20m |
| 123 | ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・傾斜は75° である。 ・上端境界の傾斜は75° である。 |
| 124 | 134.23~136.54m ・花崗斑岩である。 |
| 125 | 135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。 |
| 126 | 136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。 |
| 124 | 136.56~160.00m ・花崗斑岩である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 121 | ●134.15~134.23m(f-b-2-20破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。 ・オリブ灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm |
| 123 | ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・上端境界の傾斜は75° である。 |
| 124 | 134.23~160.00m ・花崗斑岩である。 |
| 125 | 135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。 |
| 126 | 136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|---|---|---|----|---|--|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 種 | 調 | 軟 | 目 | 化 | 事 | (%) |
| | | | | 別 | 状 | 状 | の | 質 | | 最大コア長 |
| | | | | 区 | 態 | 態 | 形 | | | cm |
| | | | | 分 | 化 | 化 | 状 | | | R |
| | | | | | | | 状 | | | Q |
| | | | | | | | 状 | | | D |
| | | | | | | | 状 | | | L |
| | | | | | | | 状 | | | [%] |
| | | | | | | | | | ●134.15~134.23m:破砕帯(f-b-2-20) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。 ・オリブ灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm | |
| | | | | | | | | | 134.23~160.00m:花崗斑岩である。 | |
| | | | | | | | | | 135.34~145.65m:割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。 | |
| | | | | | | | | | 136.54~136.56m:暗緑灰色の礫状を呈する。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 121 | ●134.15~134.23m(f-b-2-20破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。 ・オリブ灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm |
| 123 | ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・上端境界の傾斜は75° である。 |
| 124 | 134.23~160.00m ・花崗斑岩である。 |
| 125 | 135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。 |
| 126 | 136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 121 | ●134.15~134.23m(f-b-2-20破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。 ・オリブ灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm |
| 123 | ・走向・傾斜はN16° E67° Eである。 ・上端境界の傾斜は75° である。 |
| 124 | 134.23~160.00m ・花崗斑岩である。 |
| 125 | 135.34~145.65m ・割れ目が多く、岩片状~一部土砂状を呈する。 |
| 126 | 136.54~136.56m ・暗緑灰色の礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案→ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)→ 報告書 | 報告書→ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|--|---|--|----------------------------------|
| 121~123 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は75° である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 124 | 変更なし | ・花崗斑岩の分布範囲を一括記載。 | ・花崗斑岩の分布深度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 125 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 126 | 変更なし | 変更なし | ・礫状部について記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|---|
| 127 | 141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。 |
| 129 | 145.65~148.26m ・砂礫～礫質砂状を呈する。 ・一部灰白～暗緑灰色の粘土脈を挟む。 |

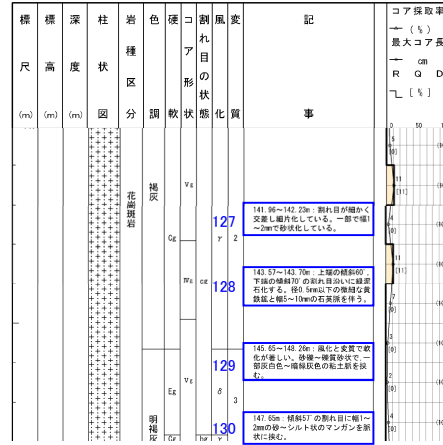
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|---|
| 127 | 141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。 |
| 129 | 145.65~148.26m ・砂礫～礫質砂状を呈する。 ・一部灰白～暗緑灰色の粘土脈を挟む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 127 | 141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。 |
| 129 | 145.65~148.26m ・砂礫状～礫質砂状を呈する。 ・一部灰白～暗緑灰色の粘土脈を挟む。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 127 | 141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。 |
| 129 | 145.65~148.26m ・砂礫状～礫質砂状を呈する。 ・一部灰白～暗緑灰色の粘土脈を挟む。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 127 | 141.96~142.23m ・割れ目が細かく交差し、細片化している。 |
| 129 | 145.65~148.26m ・砂礫状～礫質砂状を呈する。 ・一部灰白～暗緑灰色の粘土脈を挟む。 |

| 記事 | 申請書案→ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)→ 報告書 | 報告書→ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|--|--|----------------------------------|
| 127 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いで一部砂状化しているが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |
| 128 | — | — | ・割れ目について記載(鉱物の晶出)。 | ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 129 | 変更なし | 変更なし | ・風化と変質による軟質部を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。 ・粘土脈について記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と変質による軟質部については、岩級区分で示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 130 | — | — | ・割れ目について記載(鉱物の晶出)。 | ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|--|
| 132 | 149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。 |
| 133 | ●152.10~152.15m ・破砕部である。 |
| 136 | ・砂質粘土状~にぶい橙~緑灰~明褐色の砂・粘土混じり礫状を呈する。 ・砂質粘土・累計厚1mm ・傾斜は68°である。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|--|
| 132 | 149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。 |
| 133 | ●152.10~152.15m ・破砕部である。 |
| 136 | ・砂質粘土状~にぶい橙~緑灰~明褐色の砂・粘土混じり礫状を呈する。 ・砂質粘土・累計厚1mm ・傾斜は68°である。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 132 | 149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。 |
| 133 | ●152.10~152.15m(F-b-2-21破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 |
| 136 | ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN28°E84°Eである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 調 | 度 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 状 | | |
| | | | | | 状 | の | 状 | | |
| | | | | | 状 | 形 | 態 | | |
| | | | | | 状 | の | 化 | | |
| | | | | | 状 | 状 | 質 | | |
| | | | | | | | | 149.19~149.67m 土壌の傾斜55° 下盤の傾斜50°の割れ目によって 30cm以下の礫状部を呈する。 | 0 |
| | | | | | | | | ●152.10~152.15m 右ずれ正断層センスである。主に明褐色の固結礫状部からなる。暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm 走向・傾斜はN28°E84°Eである。 | 0 |
| | | | | | | | | ●152.10~152.15m(F-b-2-21) 破砕部である。 傾斜は68°である。 | 0 |
| | | | | | | | | 152.10~152.15m 粘土混じり礫状部を呈する。暗緑灰色の固結礫状部からなる。上盤境界の傾斜は68°である。 | 0 |
| | | | | | | | | 152.10~152.15m 暗緑灰色の固結礫状部からなる。傾斜は68°である。 | 0 |
| | | | | | | | | 152.10~152.15m 暗緑灰色の固結礫状部からなる。傾斜は68°である。走向・傾斜はN28°E84°Eである。上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 132 | 149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。 |
| 133 | ●152.10~152.15m(F-b-2-21破砕帯) ・破砕部である。 |
| 136 | ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN28°E84°Eである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 132 | 149.19~149.67m ・砂礫状を呈する。 ・灰白色粘土が点在する。 |
| 133 | ●152.10~152.15m(F-b-2-21破砕帯) ・破砕部である。 |
| 136 | ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN28°E84°Eである。 ・上盤境界の傾斜は45°、下盤境界の傾斜は55°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|---|---|--|----------------------------------|
| 131 | — | — | ・割れ目について記載。(割れ目沿いの岩片化) | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 132 | 変更なし | 変更なし | ・砂~砂礫状部について記載。 ・砂~砂礫状の成因を記載。 ・粘土の点在について記載。 ・割れ目について記載(鉱物脈)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・区内でより多くの割合を占める砂礫について記載。 ・風化程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 133~136 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“傾斜は68°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・未固結粘土状部の見かけの傾斜に記載については、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |

H27-B-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|--|
| 137 | ●154.53~154.71m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・褐灰~灰赤色の粘土状~明緑灰~緑灰~灰褐色の硬質粘土状~にふい橙~明緑灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・褐灰~灰赤色粘土：累計厚5mm ・傾斜は36°である。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は65°~80°である。 |
| 140 | 157.89~160.00m ・割れ目沿いの緑泥石化が著しい。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|--|
| 137 | ●154.53~154.71m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・褐灰~灰赤色の粘土状~明緑灰~緑灰~灰褐色の硬質粘土状~にふい橙~明緑灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・褐灰~灰赤色粘土：累計厚5mm ・傾斜は36°である。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は65°~80°である。 |
| 141 | 157.89~160.00m ・割れ目沿いの緑泥石化が著しい。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 137 | ●154.53~154.71m(f-b-2-22破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・灰赤色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN42° E75° Eである。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は65°~80°である。 |
| 141 | 157.89~160.00m ・割れ目沿いの緑泥石化が著しい。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割れ目 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|---|---|-----|---|---|---|---|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 度 | 目 | 目 | 化 | 質 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 別 | 別 | 別 | 別 | 別 | 別 | | |
| | | 分 | 別 | 別 | 別 | 別 | 別 | 別 | | |
| | | 類 | 別 | 別 | 別 | 別 | 別 | 別 | | |
| | | 岩 | | | | | | | ●154.53~154.71m: 破砕帯(f-b-2-22) 礫物量は15.7cmである。 154.53~154.71m: 破砕帯(f-b-2-22)を呈し、緑褐色の固結した礫状部からなる。上端境界の傾斜は63°である。 154.57~154.58m: 灰赤色の粘土状部を呈する。未固結粘土状部からなり、幅0.5cmである。傾斜は36°である。 154.58~154.71m: 緑泥石化が著しい。傾斜は36°である。 157.89~160.00m: 割れ目沿いの緑泥石化が著しい。 | コア採取率 — (%) 最大コア長 — cm R Q D — [%] |
| | | 灰褐色 | Dc | | | | | | 137 | 0 |
| | | | | | | | | | 138 | 100 |
| | | | | | | | | | 139 | 100 |
| | | | | | | | | | 140 | 100 |
| | | | | | | | | | 141 | 100 |
| | | | | | | | | | 142 | 100 |
| | | | | | | | | | | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 137 | ●154.53~154.71m(f-b-2-22破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・灰赤色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN42° E75° Eである。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は65°~80°である。 |
| 141 | 157.89~160.00m ・割れ目沿いの緑泥石化が著しい。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|---|
| 137 | ●154.53~154.71m(f-b-2-22破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・灰赤色の未固結粘土状部；累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN42° E75° Eである。 ・上端境界の傾斜は63°、下端境界の傾斜は65°~80°である。 |
| 141 | 157.89~160.00m ・割れ目沿いの緑泥石化が著しい。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|---|--|--|----------------------------------|
| 137~140 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“傾斜は36°である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・下端境界の見かけの傾斜として、65°~80°と書くべきところを誤って65°~70°と記載。 ・固結した礫状部の色調として、灰褐色と書くべきところを誤って緑灰色と記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・未固結粘土状部の見かけの傾斜に記載については、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。 | 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) |
| 141 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・155.00~160.00m区間のうち、特に緑灰色が顕著な区間について記載。 | 変更なし |
| 142 | — | — | ・割れ目について記載(鉆物脈)。 | ・鉆物脈については、補足的なものであるため追記せず。 | — |

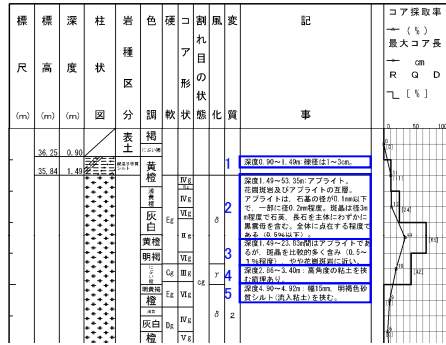
余白

H19-No.4

余白

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|----|
| A |
| 1 |
| 3 |
| 4 |
| 5 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|----|
| A |
| 1 |
| 3 |
| 4 |
| 5 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|----|
| A |
| 1 |
| 3 |
| 4 |
| 5 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|----|
| A |
| 1 |
| 3 |
| 4 |
| 5 |

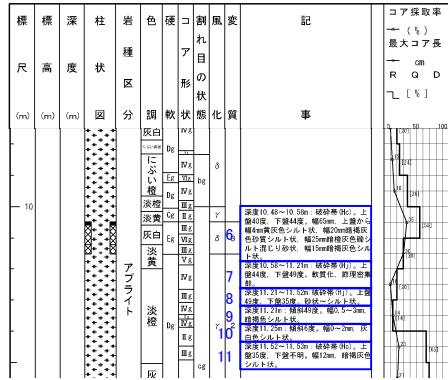
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|----|
| A |
| 1 |
| 3 |
| 4 |
| 5 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| A | ・柱状図に合わせて表土と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 1 | ・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・表現の見直し。(cm⇒mm) | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 2 | ・岩盤区間については、柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており、まとめ書きの記載は削除。 | — | — | — | — |
| 3 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 4 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 5 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| ●10.48~11.53m (破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色のシルト～砂質シルト～灰白～淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・暗褐色シルト～砂質シルト：累計幅7mm ・走向・傾斜はN34° W72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は40°、下盤境界は不明瞭である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| ●10.48~11.53m (破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色のシルト～砂質シルト～灰白～淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・暗褐色シルト～砂質シルト：累計幅7mm ・走向・傾斜はN34° W72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は40°、下盤境界は不明瞭である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| ●10.48~11.53m (D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び暗褐色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅7.7cm ・走向・傾斜はN21° W70° Wである。 ・上盤境界の傾斜は40°、下盤境界は不明瞭である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| ●10.48~11.53m (D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び暗褐色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅7.7cm ・走向・傾斜はN4° W70° Wである。 ・上盤境界の傾斜は40°、下盤境界は不明瞭である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| ●10.48~11.53m (D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び暗褐色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅7.7cm ・走向・傾斜はN4° W70° Wである。 ・上盤境界の傾斜は40°、下盤境界は不明瞭である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書 (H27.11) | 申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22) | 審査資料 (H29.12.22) ⇒ 審査資料 (H30.11.30) | 審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7) |
|------|--|-------------------|--|--|----------------------------------|
| 6~11 | <ul style="list-style-type: none"> 性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、シルト～砂質シルト状～粘土混じり礫状と記載。 シルト～砂質シルト状の色調については、幅の大きな区間の色調として、暗褐色と記載。 粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、灰白～淡黄色と記載。 シルト～砂質シルトの累計幅としては、破砕区分Hcの区間の幅の合計値を記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 “軟質化”との記載については、破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> 破砕帯名を記載。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ポアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。 | <ul style="list-style-type: none"> ポアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。 | 変更なし |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)

| | | | | | | | | |
|---------------|--------------------|------------------|--------|------------------|----------------------------|-------------|--|---|
| 標 尺 (m) | 標 高 度 (m) | 柱 状 区 分 | 色 調 | 硬 軟 状 態 | 割 取 目 の 形 状 | 風 化 質 | 記 事 | コア採取率 (%) 最大コア長 cm R Q D L (%) |
| | | 透黄 | | | | | 深度10.11~16.32m(破砕帯)は、下盤部から、下部に硬質、粘り強い礫状の石英を含むシルト混じり礫状、全体は固結、下部に層状の固結シルト状部分を認む。 深度16.32~22.08m(断層)に沿って褐色化する。 | |

設置許可申請書案

| |
|--|
| 記 事 |
| 12 ●16.11~16.32m ・破砕部である。 ・浅黄色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E62° Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は57°である。 |
| 13 16.32~22.08m ・割れ目に沿って褐色化している。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|--|
| 記 事 |
| 12 ●16.11~16.32m ・破砕部である。 ・浅黄色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN35° E62° Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は57°である。 |
| 13 16.32~22.08m ・割れ目に沿って褐色化している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|--|
| 記 事 |
| 12 ●16.13~16.31m(F-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E62° Wである。 ・下盤境界の傾斜は72°である。 |
| 13 16.32~22.08m ・割れ目に沿って褐色化している。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|---|
| 記 事 |
| 12 ●16.13~16.31m(F-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E62° Wである。 ・幅20mmの粘土を挟在する。 ・下盤境界の傾斜は72°である。 |
| 13 16.32~22.08m ・割れ目に沿って褐色化している。 |

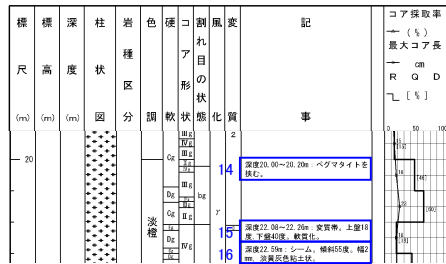
審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|---|
| 記 事 |
| 12 ●16.13~16.31m(F-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E62° Wである。 ・幅20mmの粘土を挟在する。 ・下盤境界の傾斜は72°である。 |
| 13 16.32~22.08m ・割れ目に沿って褐色化している。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|--|---|------------------------------|
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・シルト混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、浅黄色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・下盤側にシルト状部分を挟むとの記載については、シルト状部分が不明瞭であることから削除。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により上端深度及び下端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では、破砕部の上端については、機械割れ部分を破砕部ではないと判断した。下端については、深度の読み取りのずれを修正した。) ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界は不明瞭であるため削除)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質については、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅20mmの粘土を追記。 | 変更なし |
| 13 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 14 20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。 |
| 15 22.08~22.26m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は18°、下端境界の傾斜は40°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 14 20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。 |
| 15 22.08~22.26m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は18°、下端境界の傾斜は40°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 14 20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。 |
| 15 ●22.20~22.26m(f-2-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 14 20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。 |
| 15 ●22.20~22.26m(f-2-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 |

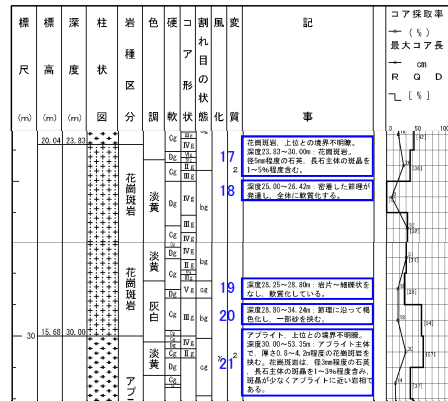
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 14 20.00~20.20m ・ベグマタイトを挟む。 |
| 15 ●22.20~22.26m(f-2-11破砕帯) ・破砕帯である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|------------------|---|---|------------------------------|
| 14 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 15,16 | <ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-21頁)。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-13頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察により上端深度を見直し。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | 変更なし |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。 |
| 19 28.75~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。 |
| 21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。 |
| 19 28.75~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。 |
| 21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| a 24.12~24.41m (f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° W73° Wである。 |
| 18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。 |
| 19 28.25~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。 |
| 21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

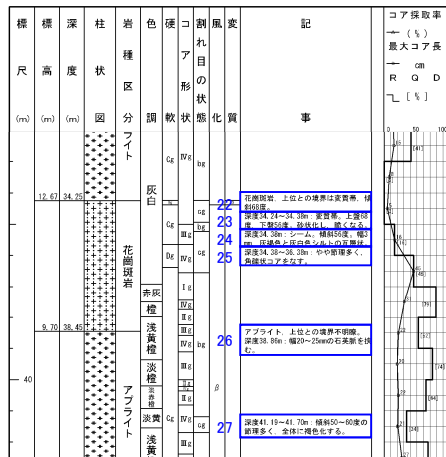
| 記事 |
|--|
| 17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| a 24.12~24.41m (f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° W73° Wである。 |
| 18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。 |
| 19 28.25~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。 |
| 21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 17 23.83~30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| a 24.12~24.41m (f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° W73° Wである。 |
| 18 25.00~26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。 |
| 19 28.25~28.80m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 20 28.80~34.24m ・割れ目に沿って褐色化し、一部に砂を挟む。 |
| 21 30.00~34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 17 | 一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| a | — | — | ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-14頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 18 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 19 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・軟質化の程度については、周囲との差が明瞭でないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 20 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 21 | ・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩盤区間については、柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており、まとめ書きの記載は削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 23. 34. 24~34. 38m ・実質している。 ・砂状を呈する。下端境界に幅3mmの灰褐～灰白色シルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は56°である。 |
| 24. 34. 25~38. 45m ・実質している。 ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。 |
| 22. 38. 45~43. 60m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 26. 38. 86~38. 89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。 ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |
| 27. 41. 19~41. 70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |

| 記事 |
|---|
| 23. 34. 24~34. 38m ・実質している。 ・砂状を呈する。下端境界に幅3mmの灰褐～灰白色シルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は68°、下端境界の傾斜は56°である。 |
| 24. 34. 25~38. 45m ・実質している。 ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。 |
| 22. 38. 45~43. 60m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 26. 38. 86~38. 89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。 ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |
| 27. 41. 19~41. 70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 23. ●34. 24~34. 38m (F-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結状態からなる。 ・走向・傾斜はN12° E73° Wである。 ・下端境界の傾斜は56°である。 |
| 24. 34. 25~38. 45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。 |
| 22. 38. 45~43. 60m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 26. 38. 86~38. 89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。 ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |
| 27. 41. 19~41. 70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

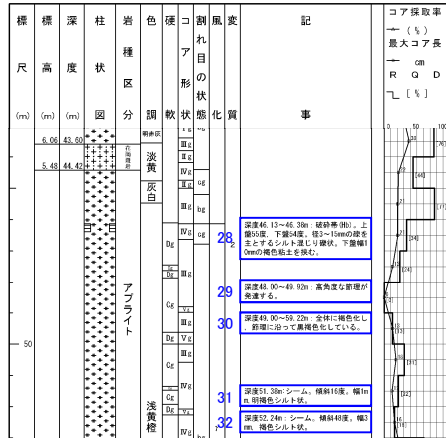
| 記事 |
|---|
| 23. ●34. 24~34. 38m (F-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結状態からなる。 ・走向・傾斜はN12° E73° Wである。 ・下端境界の傾斜は56°である。 |
| 24. 34. 25~38. 45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。 |
| 22. 38. 45~43. 60m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 26. 38. 86~38. 89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。 ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |
| 27. 41. 19~41. 70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 23. ●34. 24~34. 38m (F-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結状態からなる。 ・走向・傾斜はN12° E73° Wである。 ・下端境界の傾斜は56°である。 |
| 24. 34. 25~38. 45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。 |
| 22. 38. 45~43. 60m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 26. 38. 86~38. 89mm ・幅20~25mmの石英脈を挟む。 ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |
| 27. 41. 19~41. 70m ・傾斜50~60°の割れ目が多い。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|------------------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 22 | ・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 23,24 | ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-22頁)。 ・シームの傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-15頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(下端境界に変更はなく、上端境界は不明瞭であるため削除)。 | 変更なし | 変更なし |
| 25 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 | — | — | — | — |
| B,26 | ・柱状図に合わせてアブライトの区間深度を記載。 | 変更なし | ・誤記修正(mm→m)。 | 変更なし | 変更なし |
| 27 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| ●46.13~46.38m ・破砕部である。 ・浅黄褐色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN29° E72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は64°である。 |
| 48.00~49.92m ・高角度の割れ目が連続し、半割れ状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| ●46.13~46.38m ・破砕部である。 ・浅黄褐色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN29° E72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は64°である。 |
| 48.00~49.92m ・高角度の割れ目が連続し、半割れ状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| ●46.13~46.38m(f-4-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN29° E72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は64°である。 |
| 48.00~49.92m ・高角度の割れ目が連続し、半割れ状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| ●46.13~46.38m(f-4-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN29° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は64°である。 |
| 48.00~49.92m ・高角度の割れ目が連続し、半割れ状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| ●46.13~46.38m(f-4-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN29° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は64°である。 |
| 48.00~49.92m ・高角度の割れ目が連続し、半割れ状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|--|------------------|--|---|------------------------------|
| 28 | ・シルト混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき、浅黄褐色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“粘土を挟む”との記載については、粘土が不明瞭であることから削除。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | 変更なし |
| 29 | ・コア写真に基づき半割れ状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 30 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 31 | ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-23頁)。 | — | — | — | — |
| 32 | ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-24頁)。 | — | — | — | — |

委託報告書 (平成19年)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|----|-------|----|------|----|-----|----|---|--------|---|----|----|--------------|-------------|---|---|---|----------|
| 標高 | 60 | 標高 | 53.35 | 柱状 | 花崗斑岩 | 色調 | 淡黄色 | 硬さ | 硬 | 割れ目 | 粗 | 風化 | 記 | コア採取率 (%) | 最大コア長 cm | R | Q | D | 風化率 % |
| 深さ | 60 | 深さ | 53.35 | 区分 | 花崗斑岩 | 区分 | 淡黄色 | 区分 | 硬 | 割れ目の形状 | 粗 | 風化 | 記事 | | | | | | |
| 岩種 | 花崗斑岩 | 岩種 | 花崗斑岩 | 調整 | 花崗斑岩 | 調整 | 淡黄色 | 調整 | 硬 | 割れ目の形状 | 粗 | 風化 | 記事 | | | | | | |

設置許可申請書案

| | |
|----|--|
| 記事 | 53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。 |
| 34 | 57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。 |
| 35 | 59.22~59.59m ・破砕部である。 ・淡黄色の粘土混じり礫状~シルト質礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。 |
| 37 | 60.32~60.36m ・破砕部である。 ・黒色の砂礫質粘土状からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| | |
|----|--|
| 記事 | 53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。 |
| 34 | 57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。 |
| 35 | 59.22~59.59m ・破砕部である。 ・淡黄色の粘土混じり礫状~シルト質礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。 |
| 37 | 60.32~60.36m ・破砕部である。 ・黒色の砂礫質粘土状からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| | |
|----|---|
| 記事 | 53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。 |
| 34 | 57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。 |
| 35 | 59.22~59.59m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。 |
| 37 | 60.32~60.36m (F-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| | |
|----|---|
| 記事 | 53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。 |
| 34 | 57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。 |
| 35 | 59.22~59.59m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。 |
| 37 | 60.32~60.36m (F-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。 |

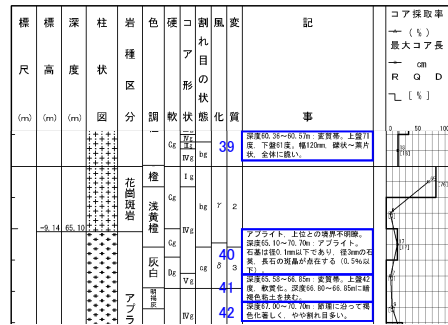
審査資料 (令和2年2月7日)

| | |
|----|---|
| 記事 | 53.35~65.10m ・花崗斑岩である。 ・上層境界の傾斜は60°である。 |
| 34 | 57.10~58.10m ・斑晶がやや少なく、アブライト様を呈する。 |
| 35 | 59.22~59.59m (D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10° W89° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟む。 ・上層境界の傾斜は30°、下層境界の傾斜は70°である。 |
| 37 | 60.32~60.36m (F-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN71° W86° Nである。 ・上層境界の傾斜は71°、下層境界の傾斜は71°である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|---|---|------------------------------|
| 33 | 一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 34 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 35~37 | ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土混じり礫状~シルト質礫状と記載。 ・色調については、“色調”欄に基づき淡黄色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“褐灰・黄灰色シルト状”との記載については、シルトが不明瞭であることから削除。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | ・カタクレーサイト中に挟むするフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むするもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | 変更なし |
| 38 | ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、砂礫質粘土状と記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | 変更なし | 変更なし |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| 39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の礫状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。 |
| 40 65.10~70.70m ・アフライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 41 65.58~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は42°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の礫状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。 |
| 40 65.10~70.70m ・アフライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 41 65.58~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は42°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の礫状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。 |
| 40 65.10~70.70m ・アフライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 41 65.58~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

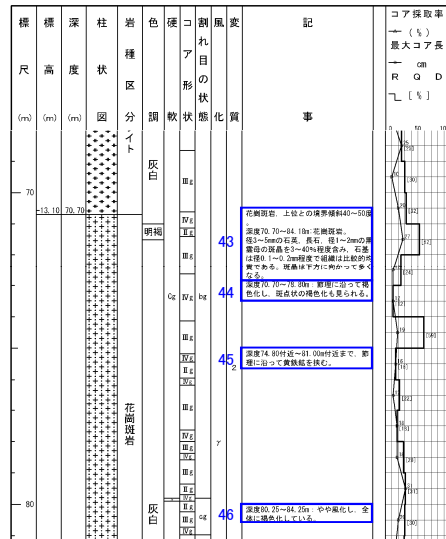
| 記事 |
|---|
| 39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の礫状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。 |
| 40 65.10~70.70m ・アフライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 41 65.58~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 39 60.36~60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の礫状~葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°、下端境界の傾斜は61°である。 |
| 40 65.10~70.70m ・アフライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 41 65.58~66.85m ・変質している。 ・軟質化しており、66.80~66.85mに暗褐色粘土を挟む。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 39 | ・色調については、“色調”欄に基づき浅黄橙色と記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 40 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 41 | 変更なし | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 42 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 43 70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は40°~50°である。 |
| 45 74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 43 70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は40°~50°である。 |
| 45 74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 43 70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は40°~50°である。 |
| 45 74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 43 70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は40°~50°である。 |
| 45 74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

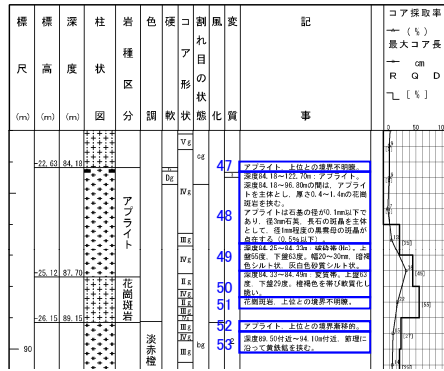
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 43 70.70~84.18m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は40°~50°である。 |
| 45 74.80~81.00m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 43 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 44 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 45 | ・表現の見直し(74.80付近~81.00m付近まで→74.80~81.00m)。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 46 | ・風化については、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 | 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 48. 84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・暗褐色のシルト状~灰白色の砂質シルト状を呈する。 | 48. 84.25~84.33m ●84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・暗褐色のシルト状~灰白色の砂質シルト状を呈する。 |
| 49. 暗褐色シルト~灰白色砂質シルト：累計厚30mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 | 49. 暗褐色シルト~灰白色砂質シルト：累計厚30mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 |
| 50. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 | 50. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 |
| 51. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 51. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 52. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 | 52. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 | 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 | 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 48. 84.25~84.33m ●84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・暗褐色のシルト状~灰白色の砂質シルト状を呈する。 | 48. 84.25~84.33m ●84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・暗褐色のシルト状~灰白色の砂質シルト状を呈する。 |
| 49. 暗褐色シルト~灰白色砂質シルト：累計厚30mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 | 49. 暗褐色シルト~灰白色砂質シルト：累計厚30mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 |
| 50. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 | 50. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 |
| 51. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 51. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 52. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 | 52. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 | 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 | 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 |
| 48. ●84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 | 48. ●84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 |
| 49. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 | 49. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 |
| 50. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 50. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 51. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 | 51. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 52. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 | 52. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |
| 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 | 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 | 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 |
| 48. ●84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 | 48. ●84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 |
| 49. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 | 49. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 |
| 50. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 50. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 51. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 | 51. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 52. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 | 52. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |
| 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 | 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 | 47. 84.18~87.70m ・アプライトである。 |
| 48. ●84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 | 48. ●84.25~84.33m ・凝砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は63°である。 |
| 49. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 | 49. 84.33~84.49m ・変質している。 ・暗褐色を呈し軟質化している。 |
| 50. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 50. 87.70~89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 51. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 | 51. 89.15~94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 52. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 | 52. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |
| 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 | 53. 89.50付近~94.10m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|------------------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 47,48 | ・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。 ・岩盤区間については、柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており、まとめ書きの記載は削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | ・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 49 | ・シルト~砂質シルトの累計幅としては最大値を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(“ポアホールテレビでは走向・傾斜を測定できない”との記載を削除)。 | 変更なし | 変更なし |
| 50 | 変更なし | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 51 | ・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 52 | ・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 53 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色調 | 硬さ | 割れ目 | 風化 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|-------|-------|----|-----|----|---|--|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 区分 | 調 | 状 | 形 | 質 | 事 | (%) 最大コア長 — cm — R Q D L (%) |
| | | | | アブライト | 明赤灰 | 硬 | 割れ目 | 風化 | | |
| | | | | アブライト | 淡緑灰 | 硬 | 割れ目 | 風化 | | |
| | | | | 花崗斑岩 | にふい赤橙 | 硬 | 割れ目 | 風化 | | |
| | | | | 花崗斑岩 | 淡黄 | 硬 | 割れ目 | 風化 | | |
| | | | | 花崗斑岩 | 淡黄 | 硬 | 割れ目 | 風化 | | |

設置許可申請書案 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 54 | 94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |
| 55 | 95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。 花崗斑岩、上位との境界不明瞭。 96.80~100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 56 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°、幅6mmの灰色シルトを挟む。 |
| 58 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 59 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°、幅6mmの灰色シルトを挟む。 |
| 60 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 61 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 62 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 63 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 54 | 94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |
| 55 | 95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。 花崗斑岩、上位との境界不明瞭。 96.80~100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 56 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°、幅6mmの灰色シルトを挟む。 |
| 58 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 59 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°、幅6mmの灰色シルトを挟む。 |
| 60 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 61 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 62 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 63 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 54 | 94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |
| 55 | 95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。 96.80~100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 56 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。 |
| 59 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。 |
| 60 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 61 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 62 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 63 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

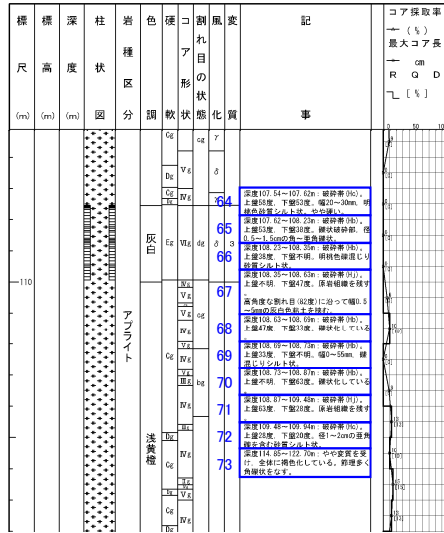
| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 54 | 94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |
| 55 | 95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。 96.80~100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 56 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。 |
| 59 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。 |
| 60 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 61 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 62 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 63 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 54 | 94.68~95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |
| 55 | 95.12~96.78m ・変質している。 ・淡緑灰~暗緑灰色を呈する。 96.80~100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 56 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。 |
| 59 | 100.21~100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し、軟質化している。 ・上端境界に幅7~10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。 |
| 60 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 61 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 62 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 63 | 100.80~122.70m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 54 | ・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 55 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 56 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | ・境界の明瞭さについて、記載が重複していたため一方を削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 57 | ・カリ長石については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 58~62 | ・変質している区間を一括記載。 ・“淡黄色を呈し”と記載。 ・(誤記)色調欄に基づき、淡黄色と書くべきところを誤って淡黄色と記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-25頁)。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・誤記修正(幅7~10m→幅7~10mm)。 | 変更なし | 変更なし |
| 63 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明桃色の砂質シルト状~灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・明桃色砂質シルト：累計厚30mm ・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。 114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明桃色の砂質シルト状~灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・明桃色砂質シルト：累計厚30mm ・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。 114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・明桃色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。 114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

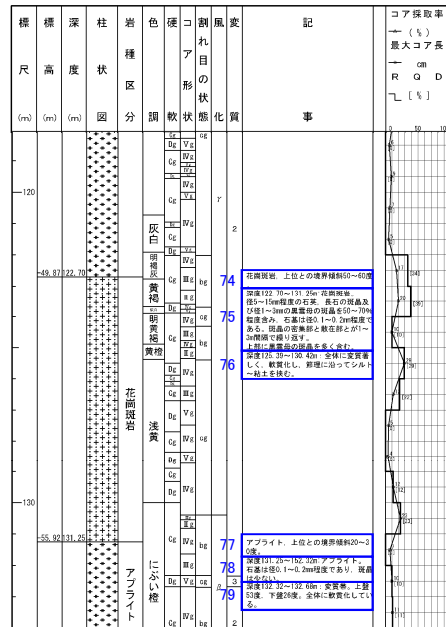
| 記事 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・明桃色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。 114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●107.54~109.94m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・明桃色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN16° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°、下端境界の傾斜は20°である。 114.85~122.70m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 64~72 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、砂質シルト状~粘土混じり礫状と記載。 ・明桃色砂質シルトの累計幅としては最大値を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“やや硬い”との記載については、破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織を残す”との記載については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 73 | <ul style="list-style-type: none"> ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 | 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 |
| 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 | 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 | 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 |
| 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は26°である。 | 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は26°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 | 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 |
| 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 | 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 | 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 |
| 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は26°である。 | 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は26°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 | 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 |
| 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 | 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 | 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 |
| 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 | 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

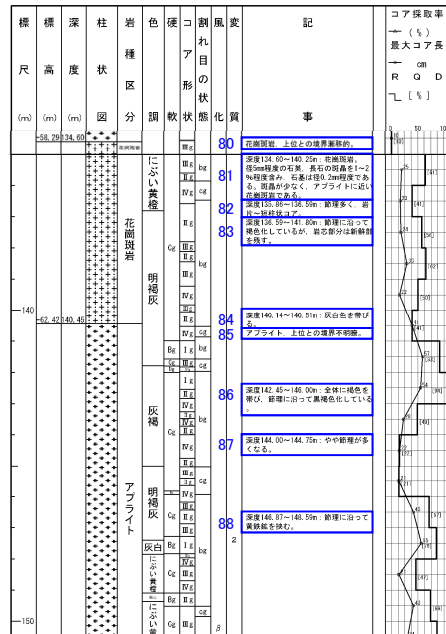
| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 | 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 |
| 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 | 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 | 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 |
| 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 | 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 | 74. 122.70~131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°~60°である。 |
| 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 | 76. 125.39~130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 | 77. 131.25~134.60m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は20°~30°である。 |
| 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 | 79. 132.32~132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|--|------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 74.75 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 76 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 77.78 | ・柱状図に合わせてアブライトとその区間深度を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 79 | 変更なし | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 | 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 | 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 |
| 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 | 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 | 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 | 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 | 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 |
| 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 | 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 | 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 | 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 | 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 |
| 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 | 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 | 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 | 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 | 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 |
| 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 | 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 | 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 |

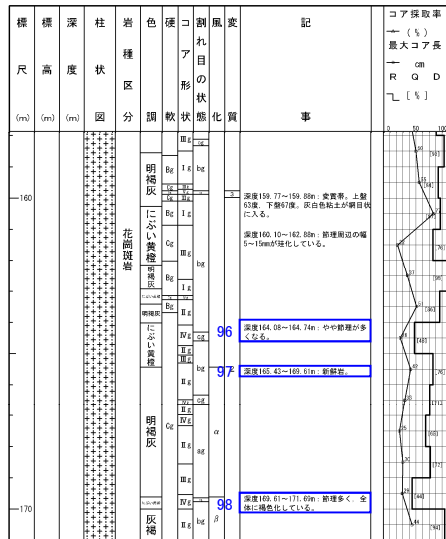
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 | 80. 134.60~140.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。 |
| 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 | 81. 135.86~136.59m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 | 82. 136.59~141.80m ・割れ目に沿って褐色化しているが、新鮮部を所々に挟む。 |
| 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 | 83. 140.45~152.32m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 |
| 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 | 85. 146.87~148.59m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 ・硬質な新鮮部を所々に挟む。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-------|---|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 80,81 | ・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・誤記修正(140.25m→140.45m) | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 82 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 83 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 84 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 85 | ・柱状図に合わせてアブライトの区間深度を記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 86 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 87 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 | — | — | — | — |
| 88 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| C | ・B'級の良好な岩盤を挟む区間を一括記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| |
|---|
| 記事 |
| 165.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|---|
| 記事 |
| 165.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|---|
| 記事 |
| 165.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|---|
| 記事 |
| 165.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|---|
| 記事 |
| 165.43~169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 96 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 | — | — | — | — |
| 97 | ・“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 98 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。 | — | — | — | — |

委託報告書 (平成19年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 |
|-----|-----|-----|---|---|-----|---|---|---|---|
| (m) | (m) | (m) | 分 | 種 | 調 | 状 | 形 | 化 | 事 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | 灰 | 99 | | | | |
| | | | | 褐 | 100 | | | | |
| | | | | 灰 | 101 | | | | |
| | | | | 黄 | 102 | | | | |
| | | | | 灰 | 103 | | | | |

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●171.69～174.88m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白～灰黄・褐色のシルト状～褐灰～明黄褐～橙～灰黄色の礫混じりシルト～砂質シルト～礫混じりシルト質砂状を呈する。 ・灰白～灰黄・褐色シルト～黄灰色礫混じりシルト。累計厚175mm ・走向・傾斜はN9° E78° Wである。 ・上盤境界の傾斜は57°、下盤境界の傾斜は66°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●171.69～174.88m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白～灰黄・褐色のシルト状～褐灰～明黄褐～橙～灰黄色の礫混じりシルト～砂質シルト～礫混じりシルト質砂状を呈する。 ・灰白～灰黄・褐色シルト～黄灰色礫混じりシルト。累計厚175mm ・走向・傾斜はN9° E78° Wである。 ・上盤境界の傾斜は57°、下盤境界の傾斜は66°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●171.69～174.88m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅17.3cm ・走向・傾斜はN9° E78° Wである。 ・上盤境界の傾斜は57°、下盤境界の傾斜は66°である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

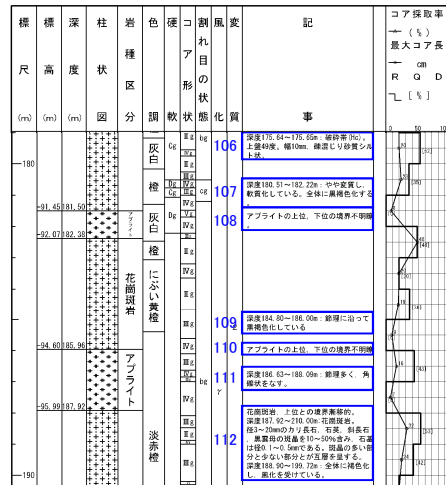
| 記事 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●171.69～174.88m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅17.3cm ・走向・傾斜はN9° E78° Wである。 ・上盤境界の傾斜は57°、下盤境界の傾斜は66°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●171.69～174.88m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部。累計幅17.3cm ・走向・傾斜はN9° E78° Wである。 ・上盤境界の傾斜は57°、下盤境界の傾斜は66°である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|--------|--|------------------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 99～103 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、シルト状～礫混じりシルト～砂質シルト～礫混じりシルト質砂状と記載。 ・シルト状の色調については、灰白～灰黄・褐色と記載。 ・シルト状の色調として、灰白～灰黄・褐～黄灰色と書くべきところを誤って灰白～灰黄・褐色と記載。 ・礫混じりシルト～砂質シルト～礫混じりシルト質砂状の色調については、“色調”欄に基づき、褐灰～明黄褐～橙～灰黄色と記載。 ・シルト～礫混じりシルトの累計幅としては、破砕区分Hcの区間の幅の合計値を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(右ずれ正断層センス→正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N19° E78° W→N9° E78° W)。 | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

設置許可申請書案

| 記事 |
|-----|
| 106 |
| 107 |
| 108 |
| E |
| 110 |
| 111 |
| 112 |
| 119 |

| 記事 |
|-----|
| 106 |
| 107 |
| 108 |
| E |
| 110 |
| 111 |
| 112 |
| 119 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|-----|
| 106 |
| 107 |
| 108 |
| E |
| 110 |
| 111 |
| 112 |
| 119 |

審査資料 (平成30年11月30日)

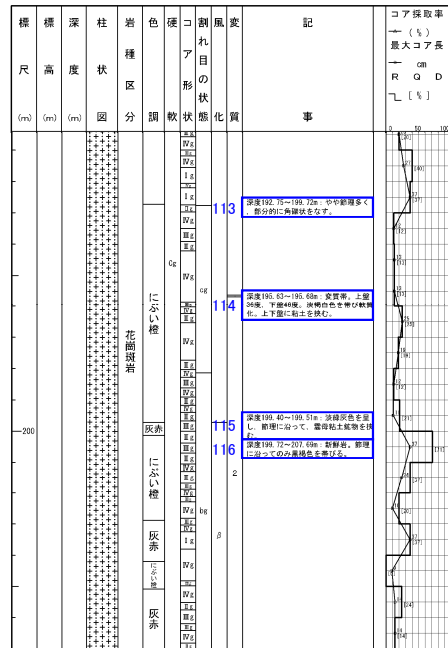
| 記事 |
|-----|
| 106 |
| 107 |
| 108 |
| E |
| 110 |
| 111 |
| 112 |
| 119 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|-----|
| 106 |
| 107 |
| 108 |
| E |
| 110 |
| 111 |
| 112 |
| 119 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|---------|---|------------------|--|---|------------------------------|
| 106 | <ul style="list-style-type: none"> ・色調については、“色調”欄に基づき黄橙色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間にいった、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩（断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | 変更なし |
| 107 | <ul style="list-style-type: none"> ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 108 | <ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。（誤記）181.50～182.38mと書くべきところを誤って181・50～182.38と記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| E | <ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせて花崗斑岩とその区間深度を記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 109 | <ul style="list-style-type: none"> ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 110 | <ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 111 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 112,119 | <ul style="list-style-type: none"> ・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載（記事No.112と記事No.119を統合）。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・風化については、岩級区分で示しているため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。 |
| 114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は46°である。 |
| 115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。 |
| 116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。 |
| 114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は36°、下端境界の傾斜は46°である。 |
| 115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。 |
| 116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。 |
| 114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。 |
| 115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。 |
| 116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。 |
| 114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。 |
| 115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。 |
| 116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。 |

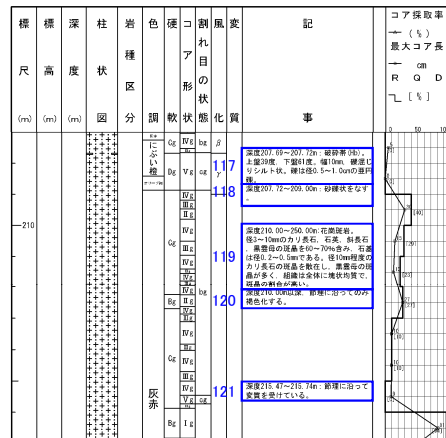
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 113 192.75～199.72m ・割れ目がやや多く、部分的に岩片状を呈する。 |
| 114 195.63～195.68m ・変質している。 ・淡褐色を呈し軟質化している。 |
| 115 199.40～199.51m ・淡緑灰色を呈し、割れ目に沿って、雲母粘土鉱物を挟む。 |
| 116 199.72～207.69m ・新鮮である。 ・割れ目面のみ黒褐色を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-----|--|------------------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 113 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 114 | ・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周辺の岩盤に劣化が認められないことから削除。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 115 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 116 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| 117 ●207.69~207.72m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の塊状シリシルト状を呈する。 ・にぶい橙色の塊状シリシルト、累計厚10mm ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。 |
| 118 207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 121 215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 117 ●207.69~207.72m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の塊状シリシルト状を呈する。 ・にぶい橙色の塊状シリシルト、累計厚10mm ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。 |
| 118 207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 121 215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 117 ●207.69~207.72m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。 |
| 118 207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 121 215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

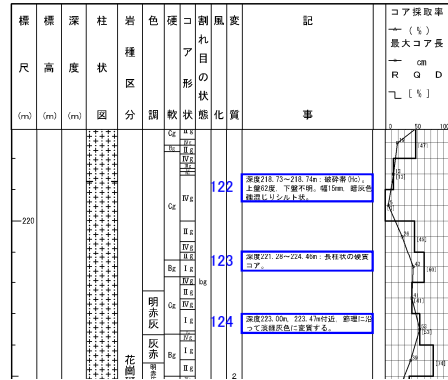
| 記事 |
|---|
| 117 ●207.69~207.72m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。 |
| 118 207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 121 215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 117 ●207.69~207.72m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN13° E83° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は39°、下盤境界の傾斜は61°である。 |
| 118 207.72~209.00m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 121 215.47~215.74m ・割れ目に沿って、変質している。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|---------|---|------------------|---|---|------------------------------|
| 117 | ・色調については、“色調”欄に基づきにぶい橙色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | 変更なし |
| 118 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 112,119 | ・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載(記事No.112と記事No.119を統合)。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 120 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 121 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 122 ●218.73~218.74m ・破砕部である。 ・暗灰色の凝縮じりシルト状を呈する。 ・暗灰色凝縮じりシルト：累計厚15mm ・走向・傾斜はN20° E74° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。 |
| 123 221.28~224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 124 223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って、淡緑灰色に変質している。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 122 ●218.73~218.74m ・破砕部である。 ・暗灰色の凝縮じりシルト状を呈する。 ・暗灰色凝縮じりシルト：累計厚15mm ・走向・傾斜はN20° E74° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。 |
| 123 221.28~224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 124 223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って、淡緑灰色に変質している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 122 ●218.73~218.74m(f-4-12破砕帯) ・破砕部である。 ・暗灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN20° E74° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。 |
| 123 221.28~224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 124 223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って、淡緑灰色に変質している。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 122 ●218.73~218.74m(f-4-12破砕帯) ・破砕部である。 ・暗灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN20° E74° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。 |
| 123 221.28~224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 124 223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って、淡緑灰色に変質している。 |

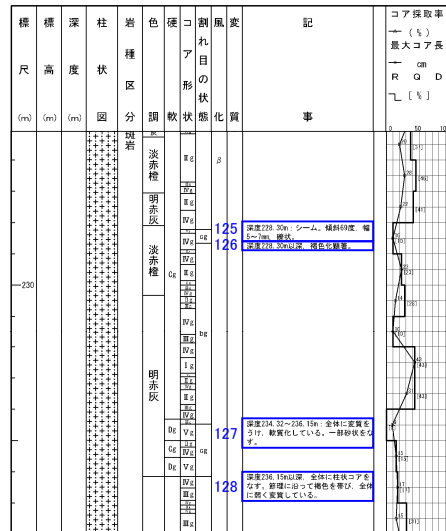
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 122 ●218.73~218.74m(f-4-12破砕帯) ・破砕部である。 ・暗灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN20° E74° Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。 |
| 123 221.28~224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 124 223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って、淡緑灰色に変質している。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------------------|------------------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 122 | ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 123 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 124 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 127 234.32~236.15m ・変質している。 ・軟質化している。一部砂状を呈する。 |
| 128 236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 127 234.32~236.15m ・変質している。 ・軟質化している。一部砂状を呈する。 |
| 128 236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 127 ●234.32~236.15m (f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN22° W83° Wである。 |
| 128 236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 127 ●234.32~236.15m (f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN22° W83° Wである。 |
| 128 236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。 |

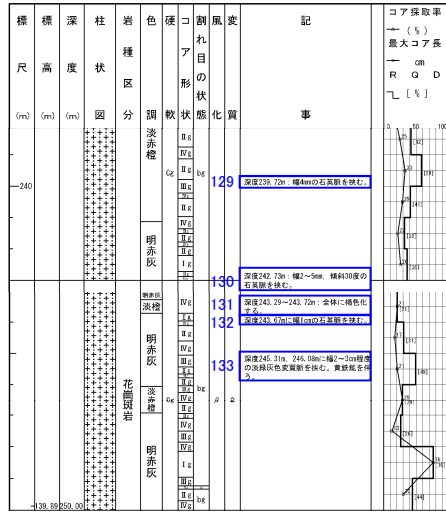
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 127 ●234.32~236.15m (f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN22° W83° Wである。 |
| 128 236.15~250.00m ・柱状~長柱状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書 (H27.11) | 申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22) | 審査資料 (H29.12.22) ⇒ 審査資料 (H30.11.30) | 審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7) |
|-----|---|-------------------|--|-------------------------------------|----------------------------------|
| 125 | ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-27頁)。 | — | — | — | — |
| 126 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 127 | 変更なし | 変更なし | ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-17頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った。断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 128 | ・コア形状欄に基づき柱状~長柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.4

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事

- 129 変厚239.72m
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。
・黄鉄鉱を伴っている。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事

- 129 239.72m
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。
・黄鉄鉱を伴っている。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事

- 129 239.72m
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。
・黄鉄鉱を伴う。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事

- 129 239.72m
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。
・黄鉄鉱を伴う。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事

- 129 239.72m
・幅4mmの石英脈を挟む。
- 130 242.73m
・傾斜30°、幅2~5mmの石英脈を挟む。
- 132 243.67m
・幅10mmの石英脈を挟む。
- 133 245.31m、246.08m
・幅20~30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。
・黄鉄鉱を伴う。

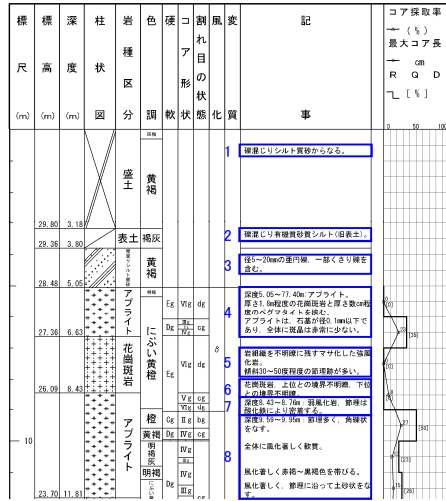
| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|-------------------------|----------------------|---------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 129 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 130 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 131 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 132 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 133 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

余白

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 | 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 |
| 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 | 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 |
| 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 | 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 |
| 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・厚さ1800mm程度の花崗斑岩と厚さ数十mm程度のペグマタイトを挟む。 | 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・厚さ1800mm程度の花崗斑岩と厚さ数十mm程度のペグマタイトを挟む。 |
| 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 | 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 |
| 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 | 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 |
| 9.05~28.03m ・強風化部である。 | 9.05~28.03m ・強風化部である。 |
| 28.03~9.95m ・強風化部である。 | 28.03~9.95m ・強風化部である。 |
| 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 | 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 | 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 |
| 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 | 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 |
| 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 | 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 |
| 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・厚さ1800mm程度の花崗斑岩と厚さ数十mm程度のペグマタイトを挟む。 | 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・厚さ1800mm程度の花崗斑岩と厚さ数十mm程度のペグマタイトを挟む。 |
| 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 | 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 |
| 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 | 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 |
| 9.05~28.03m ・強風化部である。 | 9.05~28.03m ・強風化部である。 |
| 28.03~9.95m ・強風化部である。 | 28.03~9.95m ・強風化部である。 |
| 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 | 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|---|---|
| 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 | 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 |
| 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 | 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 |
| 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 | 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 |
| 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・厚さ1800mm程度の花崗斑岩と幅数10mm程度のペグマタイトを挟む。 | 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・厚さ1800mm程度の花崗斑岩と幅数10mm程度のペグマタイトを挟む。 |
| 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 | 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 |
| 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 | 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 |
| 9.05~28.03m ・強風化部である。 | 9.05~28.03m ・強風化部である。 |
| 28.03~9.95m ・強風化部である。 | 28.03~9.95m ・強風化部である。 |
| 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 | 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 | 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 |
| 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 | 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 |
| 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 | 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 |
| 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・幅1800mm程度の花崗斑岩と幅数10mm程度のペグマタイトを挟む。 | 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・幅1800mm程度の花崗斑岩と幅数10mm程度のペグマタイトを挟む。 |
| 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 | 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 |
| 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 | 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 |
| 9.05~28.03m ・強風化部である。 | 9.05~28.03m ・強風化部である。 |
| 28.03~9.95m ・強風化部である。 | 28.03~9.95m ・強風化部である。 |
| 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 | 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

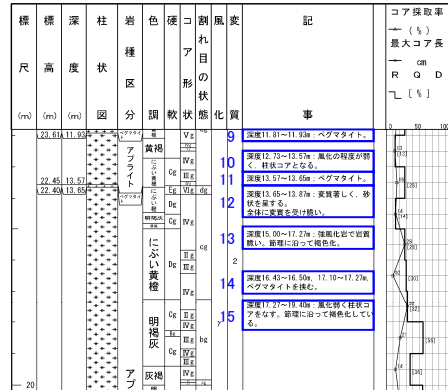
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|--|--|
| 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 | 0.00~3.18m ・盛土である。 ・凝混じりシルト質砂からなる。 |
| 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 | 3.18~3.80m ・表土である。 ・凝混じり有機質砂質シルトからなる。 |
| 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 | 3.80~5.05m ・凝混じりシルト質砂である。 ・礫は径5~20mmの垂円礫で、一部くさり礫を含む。 |
| 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・幅1800mm程度の花崗斑岩と幅数10mm程度のペグマタイトを挟む。 | 5.05~7.40m ・アブライトが主体である。 ・幅1800mm程度の花崗斑岩と幅数10mm程度のペグマタイトを挟む。 |
| 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 | 7.40~8.43m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 |
| 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 | 8.43~9.05m ・強風化部である。 ・土砂状~岩片状を呈する。 |
| 9.05~28.03m ・強風化部である。 | 9.05~28.03m ・強風化部である。 |
| 28.03~9.95m ・強風化部である。 | 28.03~9.95m ・強風化部である。 |
| 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 | 9.95~9.95m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|------------|--|------------------|-----------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 1 | ・柱状図に合わせて盛土と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 2 | ・柱状図に合わせて表土と記載。 ・旧表土については、ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 3 | ・柱状図に合わせて凝混じりシルト質砂と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 4 | ・表現の見直し(cm→mm)。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 5,7 | ・“風化”欄に基づき、強風化部とその深度区間を一括記載。 ・“コア形状”欄に基づき土砂状~岩片状と記載。 ・風化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため詳細は削除。 ・節理跡、割れ目沿いの酸化鉄については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 6 | ・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。 | 変更なし | 変更なし | ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし |
| A,16,18,22 | ・C ₁ '級を主体とする区間を一括記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 8 | ・割れ目の発達程度については、“コア形状”の欄に基づき岩片状と記載。 ・風化の程度については、記事Aにまとめて記載。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに土砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 9. 11.81~11.93m 13.57~13.65m ・ベグマタイトである。 |
| 10. 12.73~13.57m 13.65~13.87m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 12. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。 |
| 14. 16.43~16.50m 17.10~17.27m ・ベグマタイトである。 |
| 15. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 9. 11.81~11.93m 13.57~13.65m ・ベグマタイトである。 |
| 11. 12.73~13.57m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 10. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。 |
| 12. 16.43~16.50m 17.10~17.27m ・ベグマタイトである。 |
| 14. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 9. 11.81~11.93m, 13.57~13.65m ・ベグマタイトである。 |
| 11. 12.73~13.57m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 10. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。 |
| 12. 16.43~16.50m, 17.10~17.27m ・ベグマタイトである。 |
| 14. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| 9. 11.81~11.93m, 13.57~13.65m ・ベグマタイトである。 |
| 11. 12.73~13.57m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 10. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。 |
| 12. 16.43~16.50m, 17.10~17.27m ・ベグマタイトである。 |
| 14. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

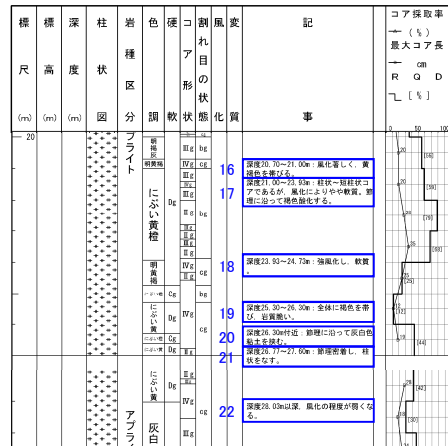
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 9. 11.81~11.93m, 13.57~13.65m ・ベグマタイトである。 |
| 11. 12.73~13.57m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 10. 13.65~13.87m ・軟質で、土砂状を呈する。 |
| 12. 16.43~16.50m, 17.10~17.27m ・ベグマタイトである。 |
| 14. 17.27~19.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|------|--|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 9,11 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 10 | ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 12 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・“コア形状”欄に基づき、土砂状と記載。 ・“硬軟”欄に基づき、周囲に比べ軟化していることから軟質と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 13 | ・風化の程度については、記事Aにまとめ書きしており、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 14 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 15 | ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・割れ目沿いの色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 20 | 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。 |
| 21 | 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 20 | 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。 |
| 21 | 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 20 | 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。 |
| 21 | 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 20 | 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。 |
| 21 | 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|-------------------------------------|
| 20 | 26.30m ・割れ目に沿って、灰白色粘土を挟む。 |
| 21 | 26.77~27.60m ・割れ目が密着しており、柱状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 16 | ・風化の程度については、記事Aでまとめ書きしているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 17 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・“風化によりやや軟質”との記載については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・割れ目沿いの褐色酸化については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 18 | ・風化の程度については、記事Aでまとめ書きしているため削除。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため削除。 | — | — | — | — |
| 19 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・脆弱化を伴う岩盤の劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 | — | — | — | — |
| 20 | ・表現の見直し(26.30m付近→26.30m)。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 21 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 22 | ・“風化の程度が弱くなる”との記載については、記事Aで強風化している深度区間を示しているため削除。 | — | — | — | — |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|------|-------|-----|---|---|---|---|---|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 区 | 種 | 調 | 目 | 化 | 質 | 事 | (%) |
| 寸 | 度 | 度 | 分 | 別 | 査 | の | 質 | 事 | | 最大コア長 |
| | | | | | | 状 | | | | cm |
| | | | | | | 状 | | | | R Q D |
| | | | | | | 化 | | | | L [%] |
| 30 | | | イト | | | | | | | |
| | 9.95 | 31.26 | | | | | | | | |
| | 8.78 | 31.50 | | | | | | | | |
| | | | 暗褐色 | | | | | | | |
| | | | 赤褐色 | | | | | | | |
| | | | 灰白 | | | | | | | |
| | | | 灰白 | | | | | | | |
| | | | 灰白 | | | | | | | |
| | 5.79 | 37.44 | | | | | | | | |
| | 5.69 | 37.32 | | | | | | | | |

設置許可申請書案

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 23 | 31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。 |
| 24 | 34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。幅7mmの固結した粘土を挟む。 ・上盤境界の傾斜は40°、下盤境界の傾斜は31°である。 |
| 25 | ●36.35~36.58m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状~細礫・砂質粘土状を呈する。 |
| 26 | ・灰白色粘土：累計厚10mm ・走向・N3°E53°Wである。 ・上盤境界の傾斜は14°、下盤境界の傾斜は32°である。 |
| 27 | 37.14~37.32 |
| 28 | 37.67~37.70m |
| 29 | ・ベグマタイトである。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 23 | 31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。 |
| 25 | 34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。幅7mmの固結した粘土を挟む。 ・上盤境界の傾斜は40°、下盤境界の傾斜は31°である。 |
| 26 | ●36.35~36.58m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状~細礫・砂質粘土状を呈する。 |
| 27 | ・灰白色粘土：累計厚10mm ・走向・N3°E53°Wである。 ・上盤境界の傾斜は14°、下盤境界の傾斜は32°である。 |
| 29 | 37.14~37.32 37.67~37.70m ・ベグマタイトである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 23 | 31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。 |
| 25 | 34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・幅7mmの固結した粘土を挟む。 |
| 26 | ●36.35~36.58m(D-2破砕帯) ・破砕部である。 |
| 27 | ・灰白~暗灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3°E53°Wである。 |
| 29 | 37.14~37.32m、37.67~37.70m ・ベグマタイトである。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 23 | 31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。 |
| 25 | 34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・幅7mmの固結した粘土を挟む。 |
| 26 | ●36.35~36.58m(D-2破砕帯) ・破砕部である。 |
| 27 | ・灰白~暗灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟み残す。 |
| 29 | 37.14~37.32m、37.67~37.70m ・ベグマタイトである。 |

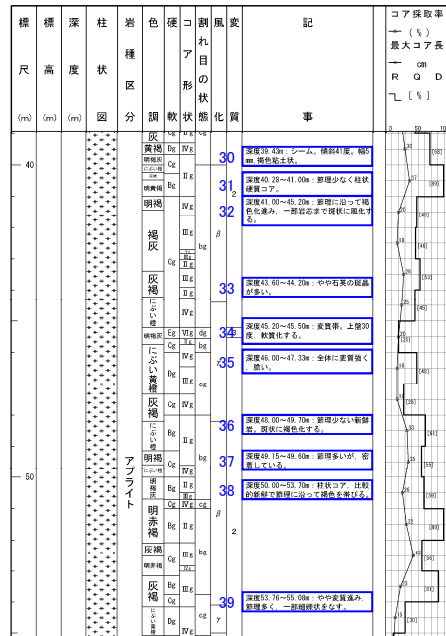
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 23 | 31.26~31.50m ・ベグマタイトを挟む。 ・割れ目が多い。 |
| 25 | 34.53~34.62m ・変質している。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・幅7mmの固結した粘土を挟む。 |
| 26 | ●36.35~36.58m(D-2破砕帯) ・破砕部である。 |
| 27 | ・灰白~暗灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟み残す。 |
| 29 | 37.14~37.32m、37.67~37.70m ・ベグマタイトである。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(H30.11.30) |
|-------|---|------------------|--|---|---------------------------------|
| 23 | ・柱状図に合わせてベグマタイトの深度区間を記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 24 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 25 | 変更なし | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 26,27 | ・色調については、“色調”欄に基づき灰白と記載。 ・性状については、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状~細礫・砂質粘土状と記載(※細礫・砂質粘土については、Hb→礫質粘土に読み替えた上で、“礫質”を記事欄に基づき、“細礫・砂質”としたもの)。 ・褐色・灰白色粘土と書くべきところを誤って灰白色粘土と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(“走向・”→“走向・傾斜”)。 (誤記)見かけの傾斜を誤って削除。 | ・カタクレーサイト中に挟み残すフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟み残すもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 ・ポアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映(不連続面が不明瞭であるため削除)。 | 変更なし |
| 28 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 29 | 変更なし | 変更なし | ・誤記修正(37.14~37.32⇒37.14~37.32m)。 | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| 31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は30°である。 |
| 36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は30°である。 |
| 36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。 |
| 36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| 31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。 |
| 36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 31 40.28~41.00m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 34 45.20~45.50m ・変質している。 ・明褐色を呈し、軟質化している。 |
| 36 48.00~49.70m ・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 |
| 38 50.00~53.70m ・比較的新鮮で割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 39 53.76~55.08m ・割れ目が多く、一部岩片状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 30 | ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-78頁)。 | — | — | — | — |
| 31 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 32 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | — | — | — | — |
| 33 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | — | — | — | — |
| 34 | (誤記)色調について、“色調”欄に基づき明褐色と書くべきところを誤って明褐色と追記。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 35 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | — | — | — | — |
| 36 | ・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 37 | ・割れ目の密着状況については、補足的な記載であるため削除。 | — | — | — | — |
| 38 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 39 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|-----------------------|---|---|---|----|---|--|--------------|
| (m) | (m) | (m) | 種 | 種 | 調 | 度 | れ | 化 | 事 | (%) |
| 寸 | 高 | 度 | 状 | 区 | 分 | 軟 | 目 | 質 | | 最大コア長 |
| | | | 因 | 分 | 調 | 状 | 形 | 状 | | — cm |
| | | | | | | | 状 | 化 | | R Q D |
| | | | | | | | 状 | 質 | | [%] |
| 60 | | | に こ い 黄 橙 | | | | 43 | | 深度41～59.50m 腐蝕層あり。上層部は、平盤状。割れ目→20mm程度。黄色土砂状。割れ目→短柱状を呈し、一部は柱状を呈す。 | 58.43～59.50m |
| | | | に こ い 橙 | | | | 44 | | 深度60.00～61.35m 割れ目が多く、岩片状を呈する。 | 60.00～61.35m |
| | | | に こ い 橙 | | | | 46 | | 深度62.20～63.88m 割れ目が少なく、柱状を呈する。 | 62.20～63.88m |
| | | | に こ い 橙 | | | | 47 | | 深度63.88～65.18m やや節理多く、柱状コアを呈す。 | 63.88～65.18m |
| | | | に こ い 橙 | | | | 48 | | 深度66.18～66.18m 割れ目によって褐色シルトを挟む。 | 66.18～66.18m |
| | | | に こ い 橙 | | | | 49 | | 深度67.07～67.60m 割れ目によって砂シルトを挟む。やや脆くなる。 | 67.07～67.60m |
| | | | に こ い 橙 | | | | 50 | | 深度69.69～69.69m 節理によって変質層を挟む。変質部は細砂状。境界部に崩れもみられる。 | 69.69～69.69m |

設置許可申請書案

| 記 事 |
|-----|
| 43 |
| 44 |
| 46 |
| 47 |
| 49 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記 事 |
|-----|
| 43 |
| 44 |
| 46 |
| 47 |
| 49 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記 事 |
|-----|
| 43 |
| 44 |
| 46 |
| 47 |
| 49 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記 事 |
|-----|
| 43 |
| 44 |
| 46 |
| 47 |
| 49 |

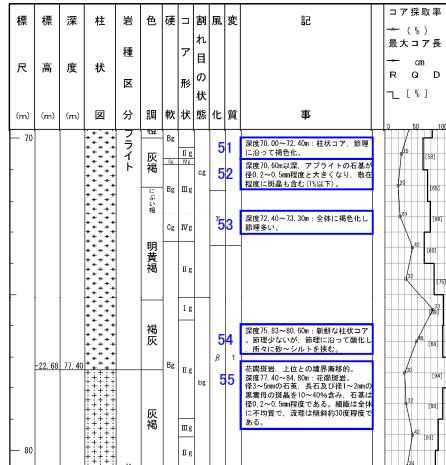
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記 事 |
|-----|
| 43 |
| 44 |
| 46 |
| 47 |
| 49 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 43 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状、土砂状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 44 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 45 | ・“柱状コア”との記載については、岩片状～短柱状コアの区間も多くみられる当該区間のコア状況を表現できていないため削除。 | — | — | — | — |
| 46 | ・“やや節理多く”との記載については、周囲の岩盤状況との比較によるものであり、当該区間のコア形状自体は良好であるため、“割れ目が少なく”と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 47 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 48 | ・割れ目沿いに角礫～砂状を呈しているが、掘削時の機械割れと判断し削除。 | — | — | — | — |
| 49 | ・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 50 | ・割れ目沿いの局所的な変質については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 | 内容 |
|----|--|
| 51 | 70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 53 | 72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 54 | 75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・流理に沿って、一部砂~シルトを挟む。 |
| 55 | 77.40~84.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 内容 |
|----|--|
| 51 | 70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 53 | 72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 54 | 75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・流理に沿って、一部砂~シルトを挟む。 |
| 55 | 77.40~84.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 内容 |
|----|---|
| 51 | 70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 53 | 72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| a | ●75.04~75.08m (f-13-3破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E89° Wである。 |
| 54 | 75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。 |
| 55 | 77.40~84.80m ・花崗斑岩である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 内容 |
|----|---|
| 51 | 70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 53 | 72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| a | ●75.04~75.08m (f-13-3破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E89° Wである。 |
| 54 | 75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。 |
| 55 | 77.40~84.80m ・花崗斑岩である。 |

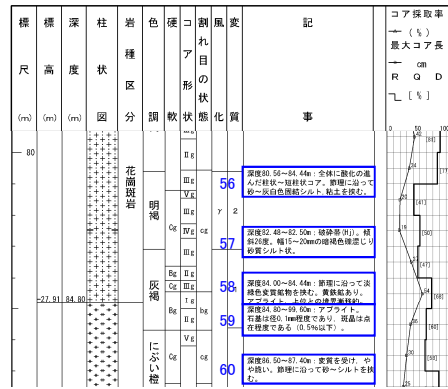
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 内容 |
|----|---|
| 51 | 70.00~72.40m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |
| 53 | 72.40~73.30m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| a | ●75.04~75.08m (f-13-3破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E89° Wである。 |
| 54 | 75.83~80.60m ・硬質・新鮮で割れ目が少なく、長柱状を呈する。 ・割れ目に沿って、一部砂~シルトを挟む。 |
| 55 | 77.40~84.80m ・花崗斑岩である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書 (H27.11) | 申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22) | 審査資料 (H29.12.22) ⇒ 審査資料 (H30.11.30) | 審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7) |
|----|--|-------------------|--|-------------------------------------|----------------------------------|
| 51 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 52 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | — | — | — | — |
| 53 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| a | — | — | ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-18頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 54 | ・“硬軟”の欄に基づき硬軟を記載。 ・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。 ・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 55 | ・下端境界の明瞭さについては記事No.59に基づき記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 | 内容 |
|----|--|
| 56 | 80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂～シルト、粘土を挟む。 |
| 57 | ●82.48~82.50m ・破砕部である。 ・暗褐色の塊状じり砂質シルト状を呈する。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上端境界の傾斜は26° である。 |
| 59 | 84.80~99.60m ・アフライトである。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |
| 60 | 86.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂～シルトを挟む。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 内容 |
|----|--|
| 56 | 80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂～シルト、粘土を挟む。 |
| 57 | ●82.48~82.50m ・破砕部である。 ・暗褐色の塊状じり砂質シルト状を呈する。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上端境界の傾斜は26° である。 |
| 59 | 84.80~99.60m ・アフライトである。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |
| 60 | 86.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂～シルトを挟む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 内容 |
|----|--|
| 56 | 80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂～シルト、粘土を挟む。 |
| 57 | ●82.48~82.50m(f-12-3破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上端境界の傾斜は26° である。 |
| 59 | 84.80~99.60m ・アフライトである。 |
| 60 | 86.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂～シルトを挟む。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 内容 |
|----|--|
| 56 | 80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂～シルト、粘土を挟む。 |
| 57 | ●82.48~82.50m(f-12-3破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上端境界の傾斜は26° である。 |
| 59 | 84.80~99.60m ・アフライトである。 |
| 60 | 86.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂～シルトを挟む。 |

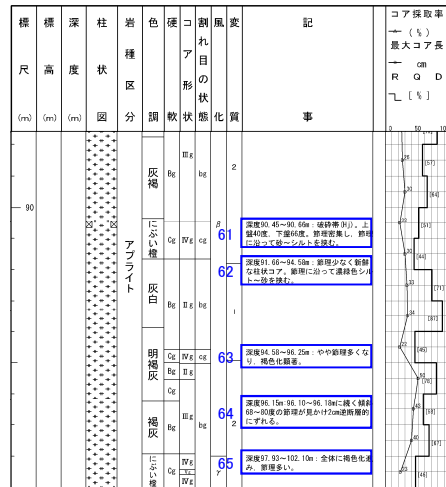
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 内容 |
|----|--|
| 56 | 80.56~84.44m ・割れ目に沿って、砂～シルト、粘土を挟む。 |
| 57 | ●82.48~82.50m(f-12-3破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E61° Wである。 ・上端境界の傾斜は26° である。 |
| 59 | 84.80~99.60m ・アフライトである。 |
| 60 | 86.50~87.40m ・割れ目に沿って、砂～シルトを挟む。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|---|------------------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 56 | ・割れ目の発達状況については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・酸化については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 57 | ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については、区間長を記載しているため削除。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 58 | ・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 59 | ・下端境界の明瞭さについては記事No.66に基づき記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 60 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案 (平成19年)

| 記事 |
|----|
| 61 |
| 62 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|----|
| 61 |
| 62 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|----|
| 61 |
| 62 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|----|
| 61 |
| 62 |

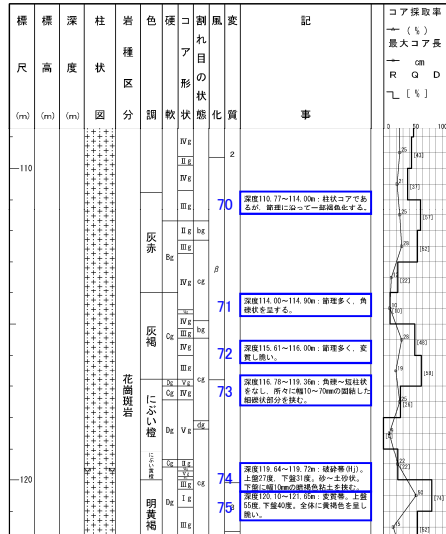
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|----|
| 61 |
| 62 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|--|------------------|--|---------------------------------|------------------------------|
| 61 | ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 62 | ・“硬軟”欄に基づき硬軟を記載。 ・“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 63 | ・割れ目の発達については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。 | — | — | — | — |
| 64 | ・“節理が見かけ2cm逆断層的にずれる”と記載されているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 | — | — | — | — |
| 65 | ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しており、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。 | — | — | — | — |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 71 | 114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 73 | 116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 74 | ●119.64~119.72m ・破砕部である。 ・暗褐色の粘土状~にぶい黄褐色の砂状~土砂状を呈する。 ・暗褐色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN37° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。 |
| 75 | 120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は40°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 71 | 114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 73 | 116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 74 | ●119.64~119.72m ・破砕部である。 ・暗褐色の粘土状~にぶい黄褐色の砂状~土砂状を呈する。 ・暗褐色粘土：累計厚10mm ・走向・傾斜はN37° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。 |
| 75 | 120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は40°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 71 | 114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 73 | 116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 74 | ●119.64~119.72m(f-12-6破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN37° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。 |
| 75 | 120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 71 | 114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 73 | 116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 74 | ●119.64~119.72m(f-12-6破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN37° E83° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。 |
| 75 | 120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|----|---|
| 71 | 114.00~114.90m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |
| 73 | 116.78~119.36m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |
| 74 | ●119.64~119.72m(f-12-6破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN37° E83° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は27°、下盤境界の傾斜は31°である。 |
| 75 | 120.10~121.65m ・変質している。 ・黄褐色を呈し、軟質化している。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|--|------------------|--|---|------------------------------|
| 70 | ・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。 | — | — | — | — |
| 71 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 72 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | — | — | — | — |
| 73 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。 ・一部で細礫状部を挟在するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 74 | ・砂状~土砂状の色調については、“色調”欄に基づき、にぶい黄褐色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | 変更なし |
| 75 | 変更なし | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 波 | 記 | コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D L (%) |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|--|---|
| (m) | (m) | (m) | 因 | 分 | 調 | 軟 | 状 | 形 | 状 | 事 | |
| | | | | | | | | | | 76 断面125.26~126.36m、割れ目によって褐色を呈し、黒褐色を帯びる。 | |
| | | | | | | | | | | 77 断面125.26~126.36m、高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 | |
| | | | | | | | | | | 78 断面127.44~127.68m、変質している。 ・にふい褐色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は42°である。 | |
| | | | | | | | | | | 79 断面127.68~130.13m、高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 | |
| | | | | | | | | | | 80 断面127.68~130.13m、高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 | |

設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 77 断面125.26~126.36m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 78 断面127.44~127.68m ・変質している。 ・にふい褐色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は42°である。 |
| 79 断面127.68~130.13m、幅5~10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。 |
| 80 断面127.68~130.13m、高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 77 断面125.26~126.36m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 78 断面127.44~127.68m ・変質している。 ・にふい褐色を呈し、軟質化している。 ・上端境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は42°である。 |
| 79 断面127.68~130.13m、幅5~10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。 |
| 80 断面127.68~130.13m、高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 77 断面125.26~126.36m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 78 断面127.44~127.68m ・変質している。 ・にふい褐色を呈し、軟質化している。 |
| 79 断面127.68~130.13m、幅5~10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。 |
| 80 断面127.68~130.13m、高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

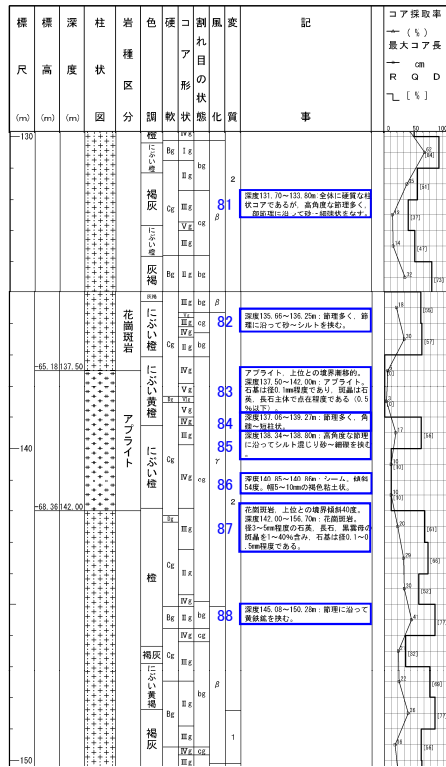
| 記事 |
|--|
| 77 断面125.26~126.36m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 78 断面127.44~127.68m ・変質している。 ・にふい褐色を呈し、軟質化している。 |
| 79 断面127.68~130.13m、幅5~10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。 |
| 80 断面127.68~130.13m、高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 77 断面125.26~126.36m ・高角度の割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 78 断面127.44~127.68m ・変質している。 ・にふい褐色を呈し、軟質化している。 |
| 79 断面127.68~130.13m、幅5~10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。 |
| 80 断面127.68~130.13m、高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|--|------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 76 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 77 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・“コア形状”欄に基づき岩片状～短柱状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 78 | ・“色調”欄に基づきにふい褐色と記載。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 79 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 80 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 81 131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。 |
| 82 135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |
| 83 137.50~142.00m ・アフライトである。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |
| 84 137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 85 138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細礫を挟む。 |
| 87 142.00~156.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は40°である。 |
| 88 145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |
| B 147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 81 131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。 |
| 82 135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |
| 83 137.50~142.00m ・アフライトである。 ・上端境界、下端境界は漸移的である。 |
| 84 137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 85 138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細礫を挟む。 |
| 87 142.00~156.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は40°である。 |
| 88 145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |
| B 147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 81 131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。 |
| 82 135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |
| 83 137.50~142.00m ・アフライトである。 |
| 84 137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 85 138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細礫を挟む。 |
| 87 142.00~156.70m ・花崗斑岩である。 |
| 88 145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |
| B 147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

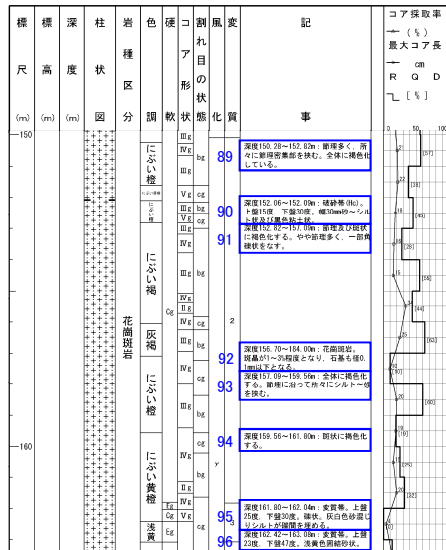
| 記事 |
|--|
| 81 131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。 |
| 82 135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |
| 83 137.50~142.00m ・アフライトである。 |
| 84 137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 85 138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細礫を挟む。 |
| 87 142.00~156.70m ・花崗斑岩である。 |
| 88 145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |
| B 147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 81 131.70~133.80m ・高角度の割れ目が多く、割れ目に沿って一部土砂状～岩片状を呈する。 |
| 82 135.66~136.25m ・割れ目が多く、割れ目に沿って砂～シルトを挟む。 |
| 83 137.50~142.00m ・アフライトである。 |
| 84 137.06~139.27m ・割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 |
| 85 138.34~138.80m ・高角度の割れ目に沿って、シルト混じり砂～細礫を挟む。 |
| 87 142.00~156.70m ・花崗斑岩である。 |
| 88 145.08~150.28m ・割れ目に沿って、黄鉄鉱を挟む。 |
| B 147.60~149.50m ・硬質・新鮮である。 ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(H2.2.7) |
|----|--|------------------|-----------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| 81 | ・硬軟と割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・“コア形状”欄に基づき土砂状～岩片状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 82 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 83 | ・下端境界の明瞭さについてはコア写真に基づき記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし |
| 84 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状～短柱状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 85 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 86 | ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-79頁)。 | — | — | — | — |
| 87 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし |
| 88 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| B | ・RQD及び最大コア長の増大が認められ、かつ、硬質であることから、“硬軟”欄及び“風化”欄に基づき、硬質・新鮮と記載。 ・“コア形状”欄に基づき、柱状～長柱状と記載。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 89 150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。 |
| 90 152.06~152.09m ・破碎部である。 ・黒色の粘土状~砂~シルト状を呈する。 ・黒色粘土・砂~シルト：累計厚30mm ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。 |
| 92 156.70~184.00m ・花崗斑岩である。 |
| 93 157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。 |
| 95 161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂混じりシルトが隙間を埋める。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は30°である。 |
| 96 162.42~163.08m ・変質している。 ・浅黄色の固結した砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は47°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 89 150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。 |
| 90 152.06~152.09m ・破碎部である。 ・黒色の粘土状~砂~シルト状を呈する。 ・黒色粘土・砂~シルト：累計厚30mm ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。 |
| 92 156.70~184.00m ・花崗斑岩である。 |
| 93 157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。 |
| 95 161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂混じりシルトが隙間を埋める。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は30°である。 |
| 96 162.42~163.08m ・変質している。 ・浅黄色の固結した砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は47°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 89 150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。 |
| 90 152.06~152.09m (F-12-7破碎部) ・破碎部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。 |
| 92 156.70~184.00m ・花崗斑岩である。 |
| 93 157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。 |
| 95 161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂混じりシルトが隙間を埋める。 |
| 96 162.42~163.08m ・変質している。 ・浅黄色の固結した砂状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| 89 150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。 |
| 90 152.06~152.09m (F-12-7破碎部) ・破碎部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。 |
| 92 156.70~184.00m ・花崗斑岩である。 |
| 93 157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。 |
| 95 161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂混じりシルトが隙間を埋める。 |
| 96 162.42~163.08m ・変質している。 ・浅黄色の固結した砂状を呈する。 |

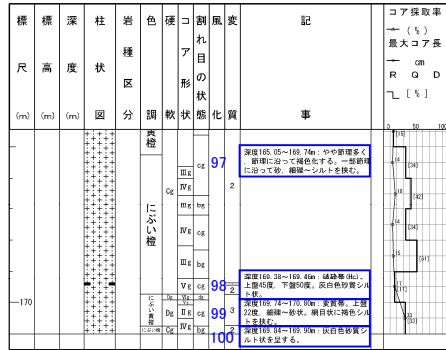
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 89 150.28~152.82m ・割れ目が多く、岩片状~柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。 |
| 90 152.06~152.09m (F-12-7破碎部) ・破碎部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN40° E71° Wである。 ・上端境界の傾斜は15°、下端境界の傾斜は30°である。 |
| 92 156.70~184.00m ・花崗斑岩である。 |
| 93 157.09~159.56m ・割れ目に沿って、所々にシルト~砂を挟む。 |
| 95 161.80~162.04m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の礫状を呈し、灰白色の砂混じりシルトが隙間を埋める。 |
| 96 162.42~163.08m ・変質している。 ・浅黄色の固結した砂状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書 | 申請書⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|----|--|-----------------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 89 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状~柱状と記載。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 90 | ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・破碎帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 91 | ・変色については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 | — | — | — | — |
| 92 | (誤記)“岩種区分”欄に基づく深度区間172.87mと書くべきところを誤って184.00mと記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 93 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 94 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 95 | ・“色調”欄に基づきにぶい黄褐色と記載。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 96 | 変更なし | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 97 165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。 |
| 98 ●169.38~169.46m ・破砕部である。 ・灰白色の砂質シルト状を呈する。 ・灰白色砂質シルト：累計厚62mm ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。 |
| 99 169.74~170.80m ・変質している。 ・にふい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。 ・上層境界の傾斜は22°である。 |
| 100 169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 97 165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。 |
| 98 ●169.38~169.46m ・破砕部である。 ・灰白色の砂質シルト状を呈する。 ・灰白色砂質シルト：累計厚62mm ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。 |
| 99 169.74~170.80m ・変質している。 ・にふい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。 ・上層境界の傾斜は22°である。 |
| 100 169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 97 165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。 |
| 98 ●169.38~169.46m(f-12-8破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は6.20mである。 ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。 |
| 99 169.74~170.80m ・変質している。 ・にふい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。 |
| 100 169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 97 165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。 |
| 98 ●169.38~169.46m(f-12-8破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は6.20mである。 ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。 |
| 99 169.74~170.80m ・変質している。 ・にふい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。 |
| 100 169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 97 165.05~169.74m ・割れ目に沿って、一部砂、細礫～シルトを挟む。 |
| 98 ●169.38~169.46m(f-12-8破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は6.20mである。 ・走向・傾斜はN21° E84° Wである。 ・上層境界の傾斜は45°、下層境界の傾斜は50°である。 |
| 99 169.74~170.80m ・変質している。 ・にふい黄褐色の細礫状～砂状を呈し、網目状に褐色シルトを挟む。 |
| 100 169.84~169.90m ・灰白色の砂質シルト状を呈する。 |

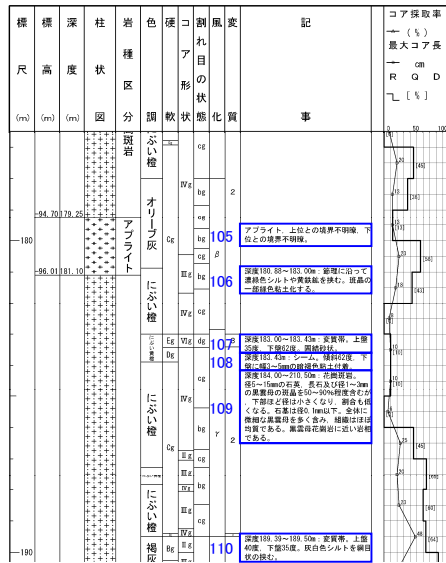
| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-----|--|------------------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 97 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 98 | ・砂質シルトの累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果に基づき62mmと記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 99 | ・“色調”欄に基づきにふい黄褐色と記載。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 100 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 種 | 調 | 調 | 調 | 調 | 調 | 事 | (%) |
| 寸 | 高 | 度 | 状 | 区 | 分 | 状 | 目 | 化 | | 最 |
| | | | | | | | | | | 大 |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ア |
| | | | | | | | | | | ラ |
| | | | | | | | | | | イ |
| | | | | | | | | | | シ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | ヒ |
| | | | | | | | | | | フ |
| | | | | | | | | | | ユ |
| | | | | | | | | | | ト |
| | | | | | | | | | | ク |
| | | | | | | | | | | ケ |
| | | | | | | | | | | コ |
| | | | | | | | | | | ノ |
| | | | | | | | | | | |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 105 179.25~181.10m ・アブライトである。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 |
| 106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。 |
| E 181.10~250.00m ・花崗斑岩である。 |
| 107 183.00~183.43m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の固結した砂状を呈する。下端境界に幅3~5mmの暗褐色粘土を挟む。 |
| 108 184.00~250.00m ・上端境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は62°である。 |
| 110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は35°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 105 179.25~181.10m ・アブライトである。 ・上端境界、下端境界は不明瞭である。 |
| 106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。 |
| E 181.10~250.00m ・花崗斑岩である。 |
| 107 183.00~183.43m ・変質している。 ・にぶい黄褐色の固結した砂状を呈する。下端境界に幅3~5mmの暗褐色粘土を挟む。 |
| 108 184.00~250.00m ・上端境界の傾斜は35°、下端境界の傾斜は62°である。 |
| 110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は35°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 105 179.25~181.10m ・アブライトである。 |
| 106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。 |
| 107 183.00~183.43m ・変質している。 |
| 108 184.00~250.00m ・花崗斑岩である。 |
| 110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

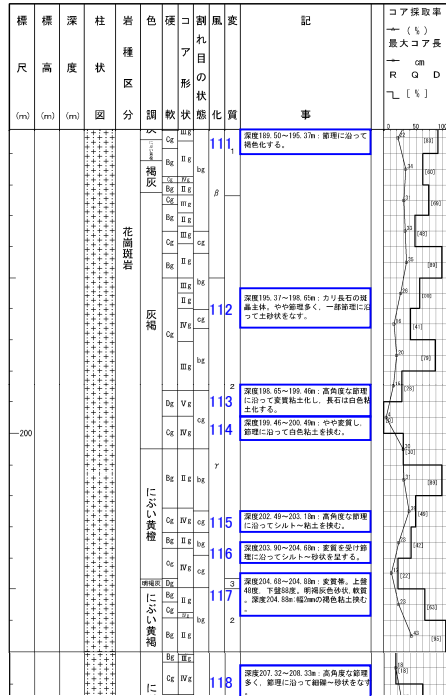
| 記事 |
|---|
| 105 179.25~181.10m ・アブライトである。 |
| 106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。 |
| 107 183.00~183.43m ・変質している。 |
| 108 184.00~250.00m ・花崗斑岩である。 |
| 110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 105 179.25~181.10m ・アブライトである。 |
| 106 180.88~183.00m ・割れ目に沿って、シルト、黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は、緑色粘土化している。 |
| 107 183.00~183.43m ・変質している。 |
| 108 184.00~250.00m ・花崗斑岩である。 |
| 110 189.39~189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|---------|---|------------------|---|---------------------------------|------------------------------|
| 105 | ・柱状図に合わせてアブライトの深度区間を記載。 | 変更なし | ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 106 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| E,109 | ・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | 変更なし | (誤記) 181.10~250.00mと書くべきところを誤って184.00~250.00mと記載。 | 変更なし | 変更なし |
| 107,108 | ・“色調”欄に基づき、にぶい黄褐色と記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-80頁)。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 110 | 変更なし | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。 |
| 114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。 |
| 115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト~砂状を呈する。 |
| 117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は88°である。 |
| 118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。 |
| 114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。 |
| 115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト~砂状を呈する。 |
| 117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は88°である。 |
| 118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。 |
| 114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。 |
| 115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト~砂状を呈する。 |
| 117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は88°である。 |
| 118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。 |
| 114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。 |
| 115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト~砂状を呈する。 |
| 117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は88°である。 |
| 118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |

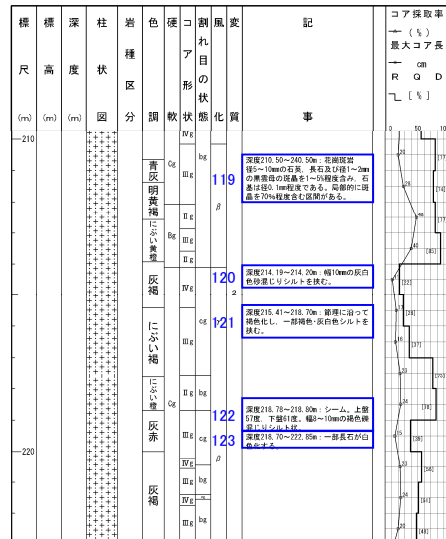
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 113 198.65~199.46m ・高角度の割れ目に沿って、変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。 |
| 114 199.46~200.49m ・割れ目に沿って、白色粘土を挟む。 |
| 115 202.49~203.18m ・高角度の割れ目に沿って、シルト~粘土を挟む。 |
| 116 203.90~204.68m ・割れ目に沿って、シルト~砂状を呈する。 |
| 117 204.68~204.88m ・変質している。 ・明褐色の砂状を呈し、軟質化している。 ・下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は48°、下端境界の傾斜は88°である。 |
| 118 207.32~208.33m ・高角度の割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-----|--|------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 111 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | — | — | — | — |
| 112 | ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・一部割れ目沿いで土砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 | — | — | — | — |
| 113 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 114 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 115 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 116 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 117 | 変更なし | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 118 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。 ・一部で割れ目沿いに細礫~砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| |
|---|
| 記事 |
| 121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|---|
| 記事 |
| 121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|---|
| 記事 |
| 121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|---|
| 記事 |
| 121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|---|
| 記事 |
| 121 215.41~218.70m ・割れ目に沿って、一部褐色・灰白色シルトを挟む。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-----|--|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 119 | ・花崗斑岩の深度区間については、記事Eで記載しているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | — | — | — | — |
| 120 | ・一部に砂混じりシルトを挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 | — | — | — | — |
| 121 | ・色調については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 122 | ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-81頁)。 | — | — | — | — |
| 123 | ・長石の白色化については、風化・変質に関する補足的なものであることから削除。 | — | — | — | — |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| <p>●228.53~228.79m ・破砕部である。 ・灰白~灰褐色の砂質シルト状~粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色砂質シルト：累計厚15mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は38°、下盤境界の傾斜は35°である。</p> |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| <p>●228.53~228.79m ・破砕部である。 ・灰白~灰褐色の砂質シルト状~粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色砂質シルト：累計厚15mm ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は38°、下盤境界の傾斜は35°である。</p> |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| <p>●228.53~228.79m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 130.131 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上盤境界の傾斜は38°、下盤境界の傾斜は35°である。 132 ●230.00~230.07m(F-1)-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・淡緑灰色の固結礫状部からなる。</p> |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| <p>●228.53~228.79m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 130.131 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上盤境界の傾斜は38°、下盤境界の傾斜は35°である。 132 ●230.00~230.07m(F-1)-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・淡緑灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。</p> |

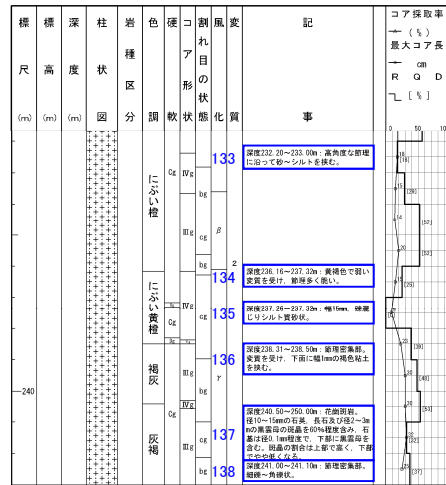
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| <p>●228.53~228.79m(U-19破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 130.131 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上盤境界の傾斜は38°、下盤境界の傾斜は35°である。 132 ●230.00~230.07m(F-1)-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・淡緑灰色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。</p> |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|---------|---|------------------|--|--|------------------------------|
| 130,131 | <p>・“石英粒子混じり”との記載については、補足的なものであるため削除。 ・“岩片を残す網目状”との記載については、報告書から申請書提出までに行なった再観察の結果に基づき、粘土混じり礫状と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・破砕区分Hbの砂質シルト状と網目状破砕部の幅については、破砕区分Hcの累計幅を記載することとしているため削除。</p> | 変更なし | <p>・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行なった、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(“ポアホールテレビでは、走向・傾斜は測定できない”との記載を削除)。</p> | 変更なし | 変更なし |
| 132 | <p>・砂質シルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。</p> | — | <p>・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4補足4-19頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までに行なった、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</p> | <p>・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。</p> | 変更なし |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|--|
| 133 | 232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。 |
| 136 | 238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|--|
| 133 | 232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。 |
| 136 | 238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 133 | 232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。 |
| 136 | 238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 133 | 232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。 |
| 136 | 238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

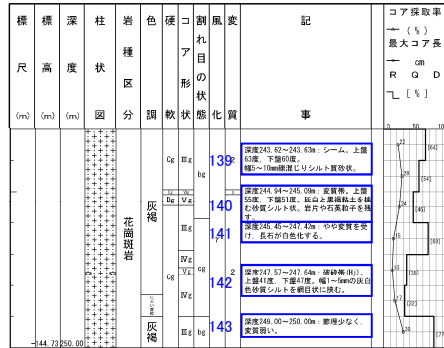
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 133 | 232.20~233.00m ・高角度の割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。 |
| 136 | 238.31~238.50m ・割れ目が多く、岩片状を呈する。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-----|---|------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| 133 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 134 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | — | — | — | — |
| 135 | ・礫混じりシルト質砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 | — | — | — | — |
| 136 | ・“コア形状”欄に基づき岩片状と記載。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 | 変更なし | 変更なし | 変更なし | 変更なし |
| 137 | ・花崗斑岩の深度区間については、記事Eで示しているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 | — | — | — | — |
| 138 | ・細礫~角礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。 | — | — | — | — |

H19-No.12

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 244. 94~245. 09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。灰白~黒褐色粘土を挟む。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は51°である。 |
| ●247. 57~247. 64m ・破砕部である。 ・灰褐色のシルト混じり礫状を呈する。幅1~5mmの灰白色砂質シルトを網目状に挟む。 ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 244. 94~245. 09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。灰白~黒褐色粘土を挟む。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は51°である。 |
| ●247. 57~247. 64m ・破砕部である。 ・灰褐色のシルト混じり礫状を呈する。幅1~5mmの灰白色砂質シルトを網目状に挟む。 ・ポアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 244. 94~245. 09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。 ・灰白~黒褐色粘土を挟む。 |
| ●247. 57~247. 64m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・灰褐色の固結礫状部からなる。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| 244. 94~245. 09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。 ・灰白~黒褐色粘土を挟む。 |
| ●247. 57~247. 64m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・灰褐色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 244. 94~245. 09m ・変質している。 ・灰褐色の岩片混じり砂質シルト状を呈する。 ・灰白~黒褐色粘土を挟む。 |
| ●247. 57~247. 64m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・灰褐色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は41°、下盤境界の傾斜は47°である。 |

| 記事 | 報告書⇒申請書案 | 申請書案⇒申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7) |
|-----|--|------------------|--|---|------------------------------|
| 139 | ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-82頁)。 | — | — | — | — |
| 140 | ・表現の見直し(岩片や石英粒子を残す→岩片混じり)。 ・“色調”欄に基づき灰褐色と記載。 | 変更なし | ・変質している区間の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。 | 変更なし | 変更なし |
| 141 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | — | — | — | — |
| 142 | ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、シルト混じり礫状と記載。 ・色調については、“色調”欄に基づき灰褐色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。 肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・表現の見直し(“ポアホールテレビでは、走向・傾斜は測定できない”との記載を削除)。 | ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 | 変更なし |
| 143 | ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 | — | — | — | — |

H24-B11-2

余白

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~5.00m ・埋土である。 |
| 8 | 5.00~7.59m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。 |

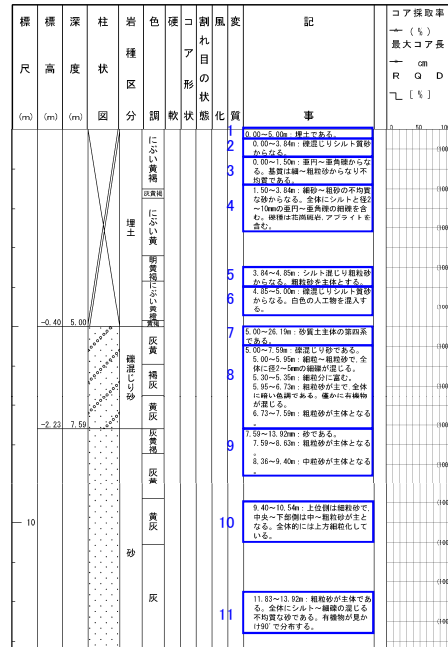
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~5.00m ・埋土である。 |
| 8 | 5.00~7.59m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~5.00m ・埋土である。 |
| 8 | 5.00~7.59m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~5.00m ・埋土である。 |
| 8 | 5.00~7.59m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~5.00m ・埋土である。 |
| 8 | 5.00~7.59m ・礫混じり砂である。 |
| 9 | 7.59~13.92m ・砂である。 ・中粒~粗粒砂が主体である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書 (H27.11) | 申請書 (H27.11)⇒ 審査資料 (H29.12.22) | 審査資料 (H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料 (H30.11.30) | 審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7) |
|------|-----------------------|-----------------------------------|---------------------------|--|------------------------------------|
| 1~6 | 変更なし | 変更なし | ・埋土の区間深度とその細分を記載。 | 審査資料 (H29.12.22)と同様 ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分については追記せず。 | 変更なし |
| 7 | — | — | ・堆積物区間について、土質構成や年代を一括記載。 | ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。 | — |
| 8 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。 | 審査資料 (H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。 | 変更なし |
| 9~11 | 変更なし | 変更なし | ・砂の区間深度とその細分を記載。 | 審査資料 (H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。 ・主体的な構成粒子として中粒~粗粒砂を記載。 | 変更なし |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 12 | 13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細粒の混る粗粒砂が主体である。 |
| 13 | 14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 12 | 13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細粒の混る粗粒砂が主体である。 |
| 13 | 14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 12 | 13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細粒の混る粗粒砂が主体である。 |
| 13 | 14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 一 (%) 最大コア長 一 cm R Q D L [%] |
|-------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (m) | (m) | 図 | 分 | 状 | 軟 | 状 | 化 | 質 | 事 | | |
| -6.70 | 13.92 | | | | | | | | | 12 13.92~14.94m: 雑溜り砂である。細粒の混る粗粒砂が主体で、シルトをわずかに混入する。また有機物を含む。 14.94~17.04m: 粗粒砂が主体である。 | |
| -7.49 | 14.94 | | | | | | | | | 13 14.94~17.04m: 砂である。粗粒砂が主体である。全層に細粒砂と細砂を混む。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 12 | 13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細粒の混る粗粒砂が主体である。 |
| 13 | 14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 12 | 13.92~14.94m ・雑溜り砂である。 ・細粒の混る粗粒砂が主体である。 |
| 13 | 14.94~17.04m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|---------------------------|---|----------------------------------|
| 12 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。 ・シルトや有機物については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 13 | 変更なし | 変更なし | ・砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・細粒砂と細砂については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 14 | 17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。 |
| 15 | 18.73~19.05m ・ 礫質砂である。 |
| 16 | 19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。 |
| 18 | 22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。 |
| 19 | 25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 14 | 17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。 |
| 15 | 18.73~19.05m ・ 礫質砂である。 |
| 16 | 19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。 |
| 18 | 22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。 |
| 19 | 25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 14 | 17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。 |
| 15 | 18.73~19.05m ・ 礫質砂である。 |
| 16 | 19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。 |
| 18 | 22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。 |
| 19 | 25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深度 | 柱状 | 岩色 | 硬さ | 割れ目 | 風化 | 記 | コア採取率 |
|--------|-------|-----|------|----|-----|----|---|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 度 | の | 状 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 分 | 軟 | 目 | 態 | | 最大コア長 |
| | | | 区 | 状 | の | 化 | | cm |
| | | | 別 | 状 | 状 | 状 | | R |
| | | | の | 態 | 態 | 態 | | Q |
| | | | 形 | 化 | 化 | 化 | | D |
| | | | 状 | 状 | 状 | 状 | | L |
| | | | 状 | 状 | 状 | 状 | | [%] |
| -8.30 | 17.04 | | 礫 | | | | 17.04~18.73m: 礫混じり砂である。径2~4mmの巨角礫を主体とし、中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。少量の有機物を含む。 | 0 |
| -10.10 | 18.73 | | 礫 | | | | 18.73~19.05m: 礫質砂である。径2~5mmの巨角礫を主体とし、中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。少量の有機物を含む。 | 0 |
| -10.33 | 19.05 | | 有機質土 | | | | 19.05~22.69m: 有機質土混じり砂である。有機質土混じり砂である。 | 0 |
| -12.90 | 22.69 | | シルト | | | | 22.69~25.13m: シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。 | 0 |
| -14.63 | 25.13 | | シルト | | | | 25.13~26.19m: 礫混じりシルト質砂である。径2~5mmの巨角、径10~50mmの亜角~亜円礫を主体とし、中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。 | 0 |
| -15.38 | 26.19 | | シルト | | | | | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 14 | 17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。 |
| 15 | 18.73~19.05m ・ 礫質砂である。 |
| 16 | 19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。 |
| 18 | 22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。 |
| 19 | 25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 14 | 17.04~18.73m ・ 礫混じり砂である。 ・ 粗粒砂が主体である。 ・ 有機物を少量含む。 |
| 15 | 18.73~19.05m ・ 礫質砂である。 |
| 16 | 19.05~22.69m ・ 有機質土混じり砂である。 |
| 18 | 22.69~25.13m ・ シルト・礫混じり砂、砂礫互層である。 ・ 中粒砂が主体で、径10~50mmの亜角~亜円礫を40~60%含む。 |
| 19 | 25.13~26.19m ・ 礫混じりシルト質砂である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|---|--|----------------------------------|
| 14 | 変更なし | 変更なし | ・ 礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 ・ 粗粒砂と書くべきところを誤って細~中粒砂と記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 誤記のため記載を反映せず。 ・ 礫率については、層相内で多少のばらつきがあるため追記せず。 ・ 層相の構成粒子については、目立つもののみを記載することにしており、石英を追記せず。 | 変更なし |
| 15 | 変更なし | 変更なし | ・ 礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 16,17 | 変更なし | 変更なし | ・ 有機質土混じり砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 18 | 変更なし | 変更なし | ・ シルト混じり礫質砂、砂礫互層の区間深度と単層毎の構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 当該区間では砂礫が主体であることからシルト混じり礫質砂については追記せず。 ・ 堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、単層毎の構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 19 | 変更なし | 変更なし | ・ 礫混じりシルト質砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・ 堆積物区間については、柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|-----------------------------|
| 20 | 26.19~123.51m ・アプライトである。 |
| 23 | 28.17~28.37m ・風化部である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|-----------------------------|
| 20 | 26.19~123.51m ・アプライトである。 |
| 23 | 28.17~28.37m ・風化部である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|-----------------------------|
| 20 | 26.19~123.51m ・アプライトである。 |
| 23 | 28.17~28.37m ・風化部である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|------|---|---|----|---|---|-------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | | 度 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 別 | | | 目 | 状 | | |
| | | | 区 | | | の | 態 | | |
| | | | 分 | | | 軟 | 化 | | |
| | | | 類 | | | 化 | 質 | | |
| | | | 細粒灰岩 | | | 20 | | 26.19~123.51m アプライトである。斑晶は認められ、風化は認められない。 | 0 |
| | | | | | | 21 | | 26.49m 流土層である。細粒砂が認められ、風化は認められない。 | 0 |
| | | | | | | 22 | | 28.17m 細粒砂が認められ、風化は認められない。 | 0 |
| | | | | | | 23 | | 28.17~28.37m 風化で軟化している。 | 0 |
| | | | | | | 24 | | 28.69~29.03m 割れ目にシルト質細砂が流入する。風化は認められない。 | 0 |
| | | | | | | 25 | | 29.55~29.53m 割れ目に細砂および細礫が流入する。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|-----------------------------|
| 20 | 26.19~123.51m ・アプライトである。 |
| 23 | 28.17~28.37m ・風化部である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|-----------------------------|
| 20 | 26.19~123.51m ・アプライトである。 |
| 23 | 28.17~28.37m ・風化部である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|---------------------------|---|----------------------------------|
| 20 | 変更なし | 変更なし | ・アプライトの区間深度、石基及び斑晶の種類を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 21 | — | — | ・流入土砂を記載。 | ・流入土砂については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 22 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。 | ・劣化の程度については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | — |
| 23 | 変更なし | 変更なし | ・風化に伴う軟質化を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟化の程度については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 24 | — | — | ・割れ目について記載(シルト質細砂の流入)。 | ・シルト質細砂の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 25 | — | — | ・割れ目について記載(細砂及び細礫の流入)。 | ・細砂及び細礫の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|-----------------------------|
| 記事 |
| 34 34.05~34.73m ・風化部である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----------------------------|
| 記事 |
| 34 34.05~34.73m ・風化部である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----------------------------|
| 記事 |
| 34 34.05~34.73m ・風化部である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|--|-------|
| 尺 | 高度 | 度 | 状 | 種 | 別 | 軟 | れ | 化 | 事 | | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 目 | 状 | 目 | 状 | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 31 32.5m 粗粒砂: 細粒砂: 粘土 = 100: 100: 0 の組成 認められ、粘土を伴う。 | 0 |
| | | | | | | | | | | 32 33.1~33.56m 33.56~33.97m 黄 褐色~灰色の粘土を伴う。 | 100 |
| | | | | | | | | | | 33 33.98m 割れ目の発達は弱く、粘土を 伴う。風化部は黄褐色~赤褐色化 している。 | 100 |
| | | | | | | | | | | 34 34.05~34.73m 風化部で割れ目 は認められる。 | 100 |
| | | | | | | | | | | 35 35.04~35.97m 上部の粗粒砂と 粘土の混じり砂状。粗粒砂: 25mm以下 の粘土を伴う。粘土を伴う。岩盤は 粘土を伴う砂状を呈する。岩盤は 粘土を伴う。 | 100 |
| | | | | | | | | | | 36 37~37.13m 不規則に灰白色の 粘土を伴う。 | 100 |
| | | | | | | | | | | 37 38.22~38.13m 灰白色、赤白色、黄 褐色を呈する粘土を伴う。脆弱であ る。 | 100 |
| | | | | | | | | | | 38 37.45~39.94m 割れ目は少なく硬 質である。粗粒砂: 40~100 程度の の割れ目が約 10~20cm 程度で発達す る。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----------------------------|
| 記事 |
| 34 34.05~34.73m ・風化部である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----------------------------|
| 記事 |
| 34 34.05~34.73m ・風化部である。 |

| 記事 | 申請書案→ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)→ 報告書 | 報告書→ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--|----------------------------------|
| 31 | — | — | ・粗粒砂混じり粘土の挟在を記載。 | ・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 32 | — | — | ・粘土の流入を記載。 | ・粘土の流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 33 | — | — | ・割れ目について記載(傾斜、割れ目沿いの変色)。 | ・傾斜や割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 34 | 変更なし | 変更なし | ・風化・変質する区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“風化”欄に基づき風化部と記載。 | 変更なし |
| 35 | — | — | ・粘土混じり砂状の区間を記載。 | ・粘土混じり砂状の下面は直線性がなく、礫の周囲に不規則に充填しており、礫にも定向配列が認められないことから追記せず。 | — |
| 36,37 | — | — | ・粘土を伴う区間を記載。 ・粘土を伴い脆弱化する区間を記載。 | ・一部で粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 ・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 38 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)

| 標 尺 | 標 高 度 | 柱 状 | 岩 種 | 色 調 | 硬 度 | 割 れ 目 | 風 化 状 態 | 記 事 | コア採取率 — (%) 最大コア長 — cm R Q D — [%] |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|---------|--|---|
| (m) | (m) | 図 | | | | | | | 0 50 100 |
| | | | | | | | | 42.40m 層位45' 層位50m 炭青白 色のシルトを挟在する。固結して いる。 | 100 |
| | | | | | | | | 43.51~43.63m 粘質土化し一部は 土砂状を呈す。また、全粒に白雲母 が散在する。 | 100 |
| | | | | | | | | 44.00~44.12m 層位49' 層位50m 割れ目の 粘土を挟在する。固結している。 | 100 |
| | | | | | | | | 44.77~44.89m 層位53' 層位54m 割れ目が 70~80' の割れ目が間隔2~5cmで発 達し、炭線は酸化汚染の広がる。 | 100 |
| | | | | | | | | 47.00~47.22m 層位1~3cmと割れ 目が多い。層位60~70' の割れ目が 多くなる。一部で風化し、褐色色 土を挟在する。 | 100 |
| | | | | | | | | 47.77~48.55m 割れ目間隔は2~7 cmと割れ目が多い。やや軟弱で 粘土の風化は認められている。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|--|--|----------------------------------|
| 42 | — | — | ・固結したシルトの挟在を記載。 | ・シルトを挟在するが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 43.44 | — | — | ・土砂状部を伴う劣化を記載。 ・白雲母の散在を記載。 ・粘土の挟在を記載。 | ・一部で土砂状を呈し粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 45 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目周囲の酸化汚染)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・酸化汚染については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 46 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化、粘土の挟在)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの風化については、補足的なものであるため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

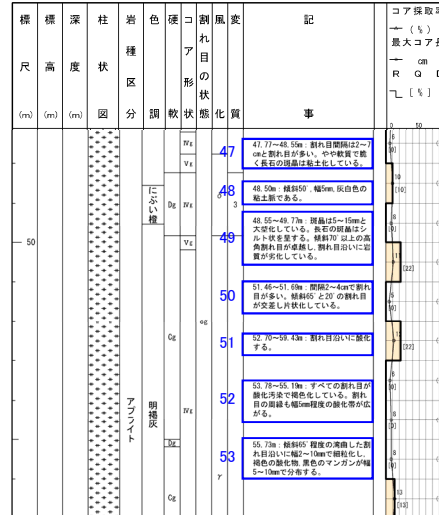
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--|--|----------------------------------|
| 47 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・長石の粘土化を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 | — |
| 48 | — | — | ・粘土脈の挟在を記載。 | ・粘土脈を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 49 | — | — | ・斑晶を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。 | ・一般的な岩相であり、斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。 ・劣化及び割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 50 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの片状化)。 | ・割れ目沿いに片状化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 51 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの酸化)。 | ・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 52 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの酸化汚染)。 | ・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 53 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化、酸化物、マンガ)。 | ・割れ目沿いに細粒化するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの酸化物、マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

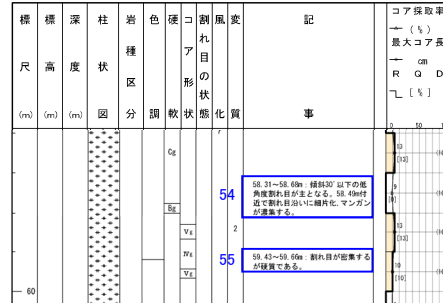
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|----------------------------------|--|----------------------------------|
| 54 | — | — | ・割れ目について記載(傾斜、割れ目沿いの細片化、マンガン濃集)。 | ・割れ目沿いに細片化するが、直線性に乏しく、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。 ・割れ目の傾斜、割れ目沿いのマンガン濃集については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 55 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

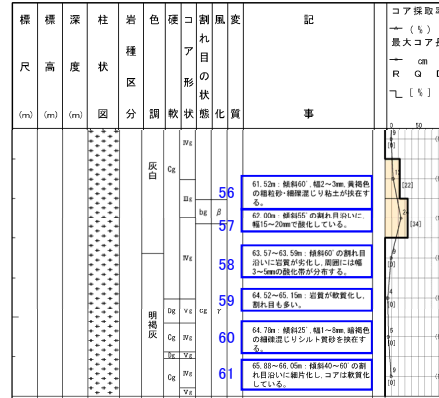
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案→ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)→ 報告書 | 報告書→ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|------------------------------------|--|----------------------------------|
| 56 | — | — | ・粗粒砂・細礫混じり粘土の挟在を記載。 | ・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 57 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの酸化)。 | ・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 58 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化、酸化)。 | ・割れ目沿いに劣化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの酸化については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 59 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 60 | — | — | ・細礫混じりシルト質砂の挟在を記載。 | ・細礫混じりシルト質砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 61 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 ・軟質化を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 63 | 66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 65 | 70.94~71.21m ・家質により、淡黄色に変色している。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 63 | 66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 65 | 70.94~71.21m ・家質により、淡黄色に変色している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 63 | 66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 65 | 70.94~71.21m ・変質により、淡黄色に変色している。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|------|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 状 | 目 | 化 | 質 | 事 | (%) |
| | | | 種 | 区 | 状 | 状 | 態 | の | 状 | 状 | | 最大コア長 |
| | | | 別 | | | | | 形 | | | | cm |
| | | | 種 | | | | | 状 | | | | R |
| | | | 別 | | | | | 態 | | | | Q |
| | | | 種 | | | | | 化 | | | | D |
| | | | 別 | | | | | 質 | | | | [%] |
| 70 | | | 粗粒灰岩 | | | | | | | | 66.66~69.34m 割れ目岩盤部が認められ、割れ目間隔5~10cmが主体と認められる。 | 70 |
| | | | 明赤灰岩 | | | | | | | | 66.79~67.09m 割れ目岩盤部である。コアは角礫状を呈する。 | 100 |
| | | | 灰岩 | | | | | | | | 69.34~70.09m 上記に比べて硬軟である。69.77mまで割れ目沿いの褐色化が目立つ。 | 100 |
| | | | | | | | | | | | 70.94~71.21m 変質劣化した淡黄色に変色している。岩組織はほぼ残存する。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 63 | 66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 65 | 70.94~71.21m ・家質により、淡黄色に変色している。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 63 | 66.79~67.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 65 | 70.94~71.21m ・家質により、淡黄色に変色している。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|-----------------------------------|---|----------------------------------|
| 62 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 63 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 “コア形状”欄に基づき角礫状と追記。 | 変更なし |
| 64 | — | — | ・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの褐色化)。 | ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 65 | 変更なし | 変更なし | ・変質を伴う劣化部を記載。 ・原岩組織の残留程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・変質を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・原岩組織の残留程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| <p>●71.21~71.24m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の砂礫質粘土・シルト状を呈する。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は70°である。</p> |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| <p>●71.21~71.24m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の砂礫質粘土・シルト状を呈する。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°、下盤境界の傾斜は70°である。</p> |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| <p>●71.21~71.24m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。</p> |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|--|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 状 | 状 | 目 | 状 | | 最大コア長 |
| | | | 区 | 態 | 化 | の | 状 | | cm |
| | | | | 状 | 状 | 状 | 状 | | R Q D |
| | | | | 状 | 状 | 状 | 状 | | [%] |
| | | | | | | | | ●71.21~71.24m(破砕帯D-7) 破砕幅は10cmである。 淡黄色の硬直しり粘土状を呈し、固結した粘土状部からなる。上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。 | 0 |
| | | | | | | | | 71.24~72.04m: 傾斜20~30°と50~60°の割れ目が交差し劣化している。 | 10 |
| | | | | | | | | 74.00m: 傾斜50° 幅1m、緑灰白色の粘土を呈する。 | 20 |
| | | | | | | | | 75.00m: 傾斜50° 幅5m、緑灰白色の粘土を呈する。 | 30 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| <p>●71.21~71.24m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。</p> |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| <p>●71.21~71.24m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡黄色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN12° E76° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は70°である。</p> |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|--|---|--|----------------------------------|
| 66 | 変更なし | <p>・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</p> | <p>・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。</p> | <p>・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、フィルム状の粘土を追記。</p> | 変更なし |
| 67 | — | — | <p>・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。</p> | <p>・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。</p> | — |
| 68 | — | — | <p>・粘土の挟在を記載。</p> | <p>・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。</p> | — |
| 69 | — | — | <p>・粘土の挟在を記載。</p> | <p>・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。</p> | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|--|
| 70 | <ul style="list-style-type: none"> ● 77.48～78.10m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰白～褐色の粘土状～明赤灰色の砂質粘土 ・シルト状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白～褐色粘土；累計厚5mm ・走向・傾斜はNS79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|--|
| 70 | <ul style="list-style-type: none"> ● 77.48～78.10m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰白～褐色の粘土状～明赤灰色の砂質粘土 ・シルト状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白～褐色粘土；累計厚5mm ・走向・傾斜はNS79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|--|
| 70 | <ul style="list-style-type: none"> ● 77.48～78.10m (f-b11-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はNS79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|--|-------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 状 | 目 | 質 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | ● 77.48～78.10m 破砕帯(f-b11-2-2) | |
| | | | | | | | | 破砕幅は40.5cmである。 | |
| | | | | | | | | 77.48～78.06m 確認しり砂状を呈し、明赤灰色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。 | |
| | | | | | | | | 78.00～78.10m 褐色の未固結の粘土状部からなり、幅は1.5cmである。 | |
| | | | | | | | | 78.48～79.65m 上層の傾斜60°、下層の傾斜50°の粘土混じり砂状を呈する。上層に幅10cmの灰白色の粘土混じり砂状を呈する。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|--|
| 70 | <ul style="list-style-type: none"> ● 77.48～78.10m (f-b11-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はNS79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|--|
| 70 | <ul style="list-style-type: none"> ● 77.48～78.10m (f-b11-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部；累計幅1.5cm ・走向・傾斜はNS79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は75°、下盤境界の傾斜は70°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---|---|--|----------------------------------|
| 70 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | 変更なし |
| 71 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・粘土混じり砂礫状の区間を記載。 ・粘土混じり砂の挟在を記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・粘土混じり砂礫状を呈し、粘土混じり砂を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|--------|---|
| 72, 73 | <ul style="list-style-type: none"> ●80.50～83.93m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黒褐色～灰白色の硬泥じり粘土状～速黄褐色～灰白色の硬質シルト状～シルト混じり礫状を呈する。 ・黒褐色～灰白色硬泥じり粘土：累計厚25mm ・走向・傾斜はN9° E80° Wである。 ・下端境界の傾斜は70°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|--------|---|
| 72, 73 | <ul style="list-style-type: none"> ●80.50～83.93m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黒褐色～灰白色の硬泥じり粘土状～速黄褐色～灰白色の硬質シルト状～シルト混じり礫状を呈する。 ・黒褐色～灰白色硬泥じり粘土：累計厚25mm ・走向・傾斜はN9° E80° Wである。 ・下端境界の傾斜は70°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|--------|---|
| 72, 73 | <ul style="list-style-type: none"> ●80.50～83.93m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN9° E80° Wである。 ・下端境界の傾斜は70°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬 | 割れ目の形状 | 風化 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|--------|----|---|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 状 | 化 | 事 | (%) |
| 80 | | | | サイト | 淡黄 | 72a | | | ●80.50～83.93m (破砕帯D-6) 破砕部は71.4mである。 | 0 |
| | | | | 淡黄 | 72a | | | | 80.50～80.51m 淡黄色の砂泥じり粘状部を呈し、固結した粘状部からなる。傾斜は70°である。 | 100 |
| | | | | 灰白 | 73a | | | | 80.51～83.69m 淡黄色～灰白色の軟泥状部を呈する。 | 100 |
| | | | | 灰白 | 74 | | | | 83.69～83.78m 硬泥じりシルト部が主体とし、淡黄色の固結した礫状部を呈する。未固結の粘土状部からなり、幅は0.7cmである。傾斜は70°である。 | 100 |
| | | | | 灰白 | 74 | | | | 83.78～83.93m 灰白色の粘土状部を呈する。未固結の粘土状部からなり、幅は0.7cmである。傾斜は70°である。 | 100 |
| | | | | 灰白 | 74 | | | | 83.93～84.00m 砂や細い砂礫が主体とし、淡黄色の固結した礫状部からなる。下端境界の傾斜は70°である。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|--------|---|
| 72, 73 | <ul style="list-style-type: none"> ●80.50～83.93m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN9° E80° Wである。 ・下端境界の傾斜は70°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|--------|---|
| 72, 73 | <ul style="list-style-type: none"> ●80.50～83.93m (D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm ・走向・傾斜はN9° E80° Wである。 ・下端境界の傾斜は70°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|--|--|---|----------------------------------|
| 72,73 | 変更なし | <ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として、淡黄色と書くべきところを誤って浅黄色と記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 ・固結粘土状部の見かけの傾斜については、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 74 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・硬軟や割れ目の発達を程度を記載。 | <ul style="list-style-type: none"> ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

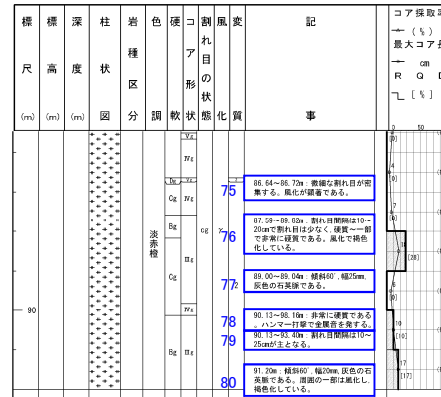
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|------------------------------|--|----------------------------------|
| 75 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 ・風化の程度を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 | — |
| 76 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・色調を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 | — |
| 77 | — | — | ・石英脈を記載。 | ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 78 | — | — | ・硬軟を記載。 | ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | — |
| 79 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 80 | — | — | ・石英脈の挟在を記載。 ・風化の程度を記載。 | ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 ・風化の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|----|
| 記事 |
|----|

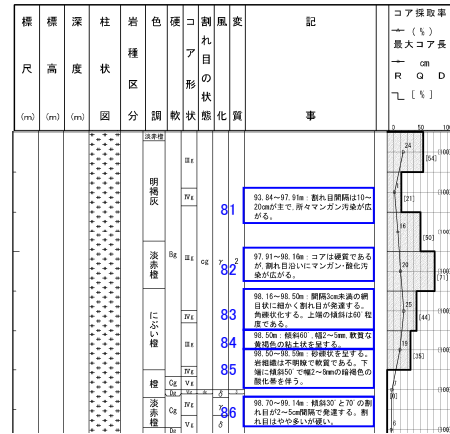
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|---|---|----------------------------------|
| 81 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・マンガン汚染について記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 82 | — | — | ・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン・酸化汚染)。 | ・割れ目沿いのマンガン・酸化汚染については、補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | — |
| 83,84 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・粘土状の区間を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 85 | — | — | ・砂礫状の区間を記載。 | ・砂礫状を呈するが、原岩組織が残留し、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 86 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|-----------------------------------|
| 89 | 103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。 |
| 91 | 105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。 |

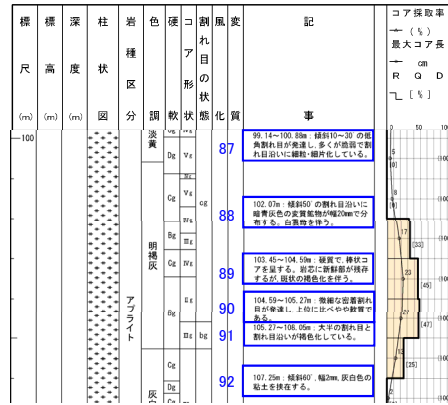
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|-----------------------------------|
| 89 | 103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。 |
| 91 | 105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|-----------------------------------|
| 89 | 103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。 |
| 91 | 105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|-----------------------------------|
| 89 | 103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。 |
| 91 | 105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|-----------------------------------|
| 89 | 103.45~104.59m ・硬質で、長柱状を呈する。 |
| 91 | 105.27~108.05m ・割れ目沿いに褐色化している。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--|---|----------------------------------|
| 87 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒・細片化)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細粒・細片化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 88 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変質鉱物、白雲母)。 | ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 89 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。 | 変更なし |
| 90 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 91 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目について記載(褐色化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 | 変更なし |
| 92 | — | — | ・粘土の挟在を記載。 | ・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

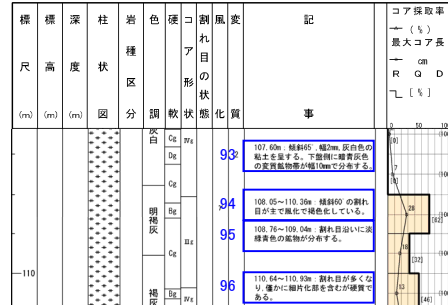
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|---------------------------|---|----------------------------------|
| 93 | — | — | ・粘土の挟在を記載。 ・変質鉱物を記載。 | ・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・変質鉱物については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 94 | — | — | ・割れ目について記載(傾斜、割れ目沿いの褐色化)。 | ・割れ目の傾斜、割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 95 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物晶出)。 | ・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 96 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 97 | 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

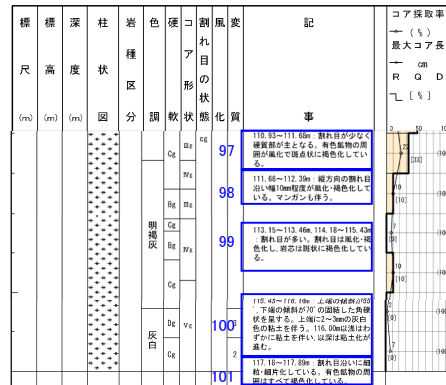
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 97 | 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 97 | 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 97 | 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|------------------------------------|
| 97 | 110.93~111.68m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|---|--|----------------------------------|
| 97 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達度を記載。 ・風化の程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達度については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 | 変更なし |
| 98 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化・褐色化、マンガン)。 | ・割れ目沿いの風化・褐色化、マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 99 | — | — | ・割れ目の発達度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化・褐色化)。 | ・割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化・褐色化については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 100 | — | — | ・角礫状の区間を記載。 ・粘土の挟在を記載。 | ・上端に粘土を挟在するが、周囲の岩盤の劣化が認められないことから追記せず。 ・角礫状の区間は、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・116m以深の粘土は、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤の劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 101 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒・細片化)。 | ・割れ目沿いの細粒・細片化については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

記事

103, 104
119.92~122.12m
・割れ目沿いに、細粒化している。

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

103, 104
119.92~122.12m
・割れ目沿いに、細粒化している。

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

103, 104
119.92~122.12m
・割れ目沿いに、細粒化している。

委託報告書
(平成30年)

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

103, 104
119.92~122.12m
・割れ目沿いに、細粒化している。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

103, 104
119.92~122.12m
・割れ目沿いに、細粒化している。

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|---------|----------------------|---------------------------------|--------------------------------------|--|----------------------------------|
| 102 | — | — | ・角礫混じり砂質粘土状の区間を記載。 | ・網目状に粘土脈が分布しているが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 103,104 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化、風化、褐色化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの風化、褐色化については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 105~107 | — | — | ・粘土混じり角礫状、固結砂礫状の区間を記載。 ・粘土の挟在を記載。 | ・粘土混じり角礫状及び固結砂礫状を呈し、一部で粘土を挟在するが、粘土が系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|-------------------------------------|
| 109 | 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。 |
| 110 | 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|-------------------------------------|
| 109 | 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。 |
| 110 | 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|-------------------------------------|
| 109 | 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。 |
| 110 | 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 記 | コア採取率 |
|-------|--------|-----|----|---|---|---|----|---|--|-------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 化 | 事 | (%) |
| | | | 区 | 類 | 度 | 状 | の | 質 | | 最大コア長 |
| | | | 間 | 別 | 別 | 態 | 形 | | | cm |
| | | | 幅 | の | 別 | 化 | 状 | | | R Q D |
| | | | | の | の | 質 | 態 | | | [%] |
| 84.18 | 123.51 | | | | | | | | 108 123.51~125.39m 硬軟0~10°の割れ目の10m間隔で分布する。 | 50 |
| | | | | | | | | | 109 123.51~150.00m 花崗斑岩である。 | 100 |
| | | | | | | | | | 110 123.70~125.39m 割れ目間隔が10cmで割れ目が少なく硬軟である。 | 100 |
| | | | | | | | | | 111 125.59~127.52m 一部を除去割れ目が多く軟質化している。一部で実質により白色の粘土細脈が分布する。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|-------------------------------------|
| 109 | 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。 |
| 110 | 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|-------------------------------------|
| 109 | 123.51~150.00m ・花崗斑岩である。 |
| 110 | 123.70~125.39m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|-------------------------------|--|----------------------------------|
| 108 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 109 | 変更なし | 変更なし | ・花崗斑岩の区間深度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 110 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき短柱状と追記。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 111 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・粘土細脈を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土細脈を伴うが、系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|---|
| 記事 |
| 113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|---|
| 記事 |
| 113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|---|
| 記事 |
| 113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 尺 | 度 | 度 | 状 | 種 | 区 | 軟 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 別 | 状 | 目 | 状 | 状 | | 最大コア長 |
| | | | | | | | の | | | | cm |
| | | | | | | | 程度 | | | | R Q D |
| | | | | | | | の | | | | [%] |
| | | | | | | | 127.57~128.68m 柱状30~40°の割れ目が5~10m間隔で発達する。 | | | | 100 |
| | | | | | | | 128.68~129.08m コアは短柱~柱状を呈し、岩芯は新鮮である。 | | | | 100 |
| | | | | | | | 130.18~131.32m 一部の割れ目を観察し、割れ目はやや少ない。マンガン汚染を認める。 | | | | 100 |
| | | | | | | | 131.32~131.88m 変質による暗褐色鉱物が発達する。 | | | | 100 |
| | | | | | | | 132.1m 132.16m 粒径40° 幅3mm 及び2~8mmの石英脈である。副産マンガンが濃集する。 | | | | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|---|
| 記事 |
| 113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|---|
| 記事 |
| 113 128.68~129.08m ・割れ目が少なく、短柱~柱状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---|----------------------------------|
| 112 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 113 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 ・風化程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 114 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 115 | — | — | ・鉱物の晶出を記載。 | ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 116 | — | — | ・石英脈を記載。 ・マンガン濃集を記載。 | ・石英脈、マンガン濃集については、補足的なものであるため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|----|
| 記事 |
|----|

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|-----|---|-----|---|---|---|-------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 別 | 分 | 状 | 目 | 状 | | 最大コア長 |
| | | | | | | の | 態 | | cm |
| | | | | | | 状 | 化 | | R Q D |
| | | | | | | 状 | 化 | | [%] |
| | | | 明黄緑 | | 117 | 132.07~135.05m 一部を細片割れ目と少ない。細粒40~60の割れ目が10~15cm程度で発達する。 | | | 0 |
| | | | 明黄緑 | | 118 | 134.24~134.29m 上層の細粒60、下層の細粒55。黄鉄で褐色を帯び細片化している。 | | | 10 |
| | | | 明黄緑 | | 119 | 134.51~134.90m 割れ目が多いものがある。細片化している。 | | | 15 |
| | | | 明黄緑 | | 120 | 136.01~136.10m 上下段に比へ軟質で発達している。 | | | 24 |
| | | | 明黄緑 | | 121 | 136.90~138.45m 割れ目は少なく細片である。細粒30~60の割れ目がある。 | | | 46 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|-------------------------|---|----------------------------------|
| 117 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 118 | — | — | ・色調を記載。 ・細片化を記載。 | ・細片化しているが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 119 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 120 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 121 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|--|
| 記事 |
| 125 141.40~142.18m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|--|
| 記事 |
| 125 141.40~142.18m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|--|
| 記事 |
| 125 141.40~142.18m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 軟 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|--|---------------------------------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 期 | 状 | 化 | 目 | 速 | 事 | (%) |
| | | | | | | | | | | | |
| | 140 | | | | | | | | | 122 138.45~139.20m 割れ目やや多い。結核40程度の割れ目が主でマンガン汚染と褐色の細粒物質を伴う。 | 最大コア長 — cm R Q D L [%] |
| | | | | | | | | | | 123 139.20~139.70m 結核45~50の割れ目に沿って幅20~30cmの灰白色の裏層部を伴う。 | |
| | | | | | | | | | | 124 140.85~141.40m 割れ目が多い。結核40~50の割れ目が主で細片化~細粒化している。 | |
| | | | | | | | | | | 125 141.40~142.18m 割れ目が少なく硬質である。 | |
| | | | | | | | | | | 126 143.00~143.10m 143.88~143.96m 割れ目割れ目が集中し、褐色、酸化している。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|--|
| 記事 |
| 125 141.40~142.18m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|--|
| 記事 |
| 125 141.40~142.18m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|--|---|----------------------------------|
| 122 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細粒物質の挟在、マンガン汚染)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目に細粒物質を挟在するが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。 | — |
| 123 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変質)。 | ・割れ目沿いに変質し劣化するが、粘土等の系統的な配列が認められず、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 124 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(細片~細粒化)。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの細片~細粒化については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 125 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 126 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの脱色)。 | ・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B11-2

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)

| 標 尺 | 標 高 | 深 度 | 柱 状 | 岩 種 | 色 区 | 硬 度 | 割 割 | 風 変 | 記 事 | コア採取率 → (%) 最大コア長 → cm R Q D ↓ [%] | |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|----------------|--|------------|---|--|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 期 | 軟 | 目 | 化 | | | |
| | | | 花崗斑岩 | 灰 | 硬 | 127 | 145.73~145.76m | 脱色し細粒化している。上下部の境界は5%で風化・細粒化している。 | | | |
| | | | 花崗斑岩 | 灰 | 硬 | 128 | 146.10~146.24m | 割れ目が集中し細片~細粒化している。脱色し白濁している。 | | | |
| | | | 花崗斑岩 | 灰 | 硬 | 129 | 146.24~147.41m | 割れ目は少ない。傾斜10~45°の割れ目が主となる。 | | | |
| | | | 花崗斑岩 | 灰 | 硬 | 130 | 147.41~148.85m | 割れ目がやや多く、傾斜が異なる方向に1~2割で細片化している。 | | | |
| | | | 花崗斑岩 | 灰 | 硬 | 131 | 148.85~150.00m | 割れ目がやや多い。傾斜30~50°の割れ目が主となる。一部で細粒化~細粒化している。 | | | |
| | | | 花崗斑岩 | 灰 | 硬 | 132 | 149.00m | 149.15m | 脱色し白濁している。 | | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|---|---|----------------------------------|
| 127 | — | — | ・脱色を伴い細粒化する区間を記載。 | ・細粒化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 128 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片~細粒化)。 ・脱色し白濁している区間を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・白濁については、風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 129 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 130 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片化しているが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。 | — |
| 131 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片~細粒化しているが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。 | — |
| 132 | — | — | ・脱色し白濁している区間を記載。 | ・白濁については、風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。 | — |

H24-B8-22

余白

H24-B8-22

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~4.97m ・埋土である。 |
| 8 | 4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。 |
| 10 | 5.16~7.22m ・有機質シルトである。 |

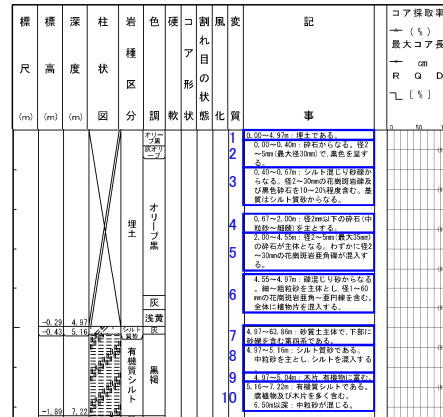
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~4.97m ・埋土である。 |
| 8 | 4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。 |
| 10 | 5.16~7.22m ・有機質シルトである。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~4.97m ・埋土である。 |
| 8 | 4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。 |
| 10 | 5.16~7.22m ・有機質シルトである。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~4.97m ・埋土である。 |
| 8 | 4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。 |
| 10 | 5.16~7.22m ・有機質シルトである。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 1 | 0.00~4.97m ・埋土である。 |
| 8 | 4.97~5.16m ・シルト質砂である。 ・中粒砂が主体である。 |
| 10 | 5.16~7.22m ・有機質シルトである。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|-------------------------|--|----------------------------------|
| 1 | 変更なし | 変更なし | ・埋土の区間深度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |
| 2~6 | — | — | ・埋土区間の細分を記載。 | ・埋土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は追記せず。 | — |
| 7 | — | — | ・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。 | ・堆積物区間については、柱状図に対応した層相毎に記載することとしており、土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。 | — |
| 8,9 | 変更なし | 変更なし | ・シルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・シルト、木片、有機物の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 10 | 変更なし | ・誤記修正(mm→m)。 | ・有機質シルトの区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・腐植物、木片、中粒砂の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 11 | 7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 12 | 8.27~9.45m ・礫質砂である。 9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 14 | 14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。 |
| 17 | 17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。 |
| 18 | 18.72~22.45m ・礫混じりシルト質砂である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 11 | 7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 12 | 8.27~9.45m ・礫質砂である。 9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 14 | 14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。 |
| 17 | 17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。 |
| 18 | 18.72~22.45m ・礫混じりシルト質砂である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 11 | 7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 12 | 8.27~9.45m ・礫質砂である。 9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 14 | 14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。 |
| 17 | 17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。 |
| 18 | 18.72~22.45m ・礫混じりシルト質砂である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱状 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 記 | コア採取率 |
|-------|------|--------|---|---|----|---|--|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 区 | 度 | 目 | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 軟 | の | 質 | | |
| | | 分 | 類 | 状 | 状 | | | |
| | | 類 | 別 | 態 | 態 | | | |
| | | 別 | 別 | 化 | 化 | | | |
| | | 別 | 別 | 質 | 質 | | | |
| -2.63 | 8.27 | 礫混じり砂 | 砂 | 硬 | 割れ | 風 | 7.22~8.27m: 礫混じり砂である。中～粗粒砂が主体である。礫径5mm以下の石英、長石が生じる。礫径5mm以下、有機質分の多寡で細かく堆積構造を示す。 | 0 |
| -3.46 | 9.45 | 礫質砂 | 砂 | 硬 | 割れ | 風 | 8.27~9.45m: 礫質砂である。 | 0 |
| | | 明黄緑 | 砂 | 硬 | 割れ | 風 | 9.45~14.95m: 砂である。中～粗粒砂が主体である。 | 0 |
| | | 白 | 砂 | 硬 | 割れ | 風 | 14.95~17.20m: シルト混じり砂である。有機質物も多く生じる。 | 0 |
| | | 白 | 砂 | 硬 | 割れ | 風 | 17.20~18.72m: 砂である。シルト混じり中～粗粒砂が主体である。 | 0 |
| | | 白 | 砂 | 硬 | 割れ | 風 | 18.72~22.45m: 礫混じりシルト質砂である。中～粗粒砂が主で不均質である。礫径2~10mm程度の石英、長石及び有機質物多量生じ(10%程度含む)。 | 0 |
| | | 暗オリーブ灰 | 砂 | 硬 | 割れ | 風 | 20.30~20.42m: 貝殻片が散在する。 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 11 | 7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 12 | 8.27~9.45m ・礫質砂である。 9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 14 | 14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。 |
| 17 | 17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。 |
| 18 | 18.72~22.45m ・礫混じりシルト質砂である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | 記事 |
|----|--|
| 11 | 7.22~8.27m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 12 | 8.27~9.45m ・礫質砂である。 9.45~14.95m ・砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 14 | 14.95~17.20m ・シルト混じり砂である。 |
| 17 | 17.20~18.72m ・砂である。 ・シルト混じり中～粗粒砂が主体である。 |
| 18 | 18.72~22.45m ・礫混じりシルト質砂である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|--------------------------|--|----------------------------------|
| 11 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫、シルト、有機質分の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 12,13 | 変更なし | 変更なし | ・礫質砂の区間深度とその細分を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。 | 変更なし |
| 14~16 | 変更なし | 変更なし | ・砂の区間深度とその細分、堆積構造を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分や堆積構造については追記せず。 | 変更なし |
| 17 | 変更なし | 変更なし | ・シルト混じり砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 18 | 変更なし | 変更なし | ・砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 19,20 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じりシルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 ・貝殻片の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| 記事 |
|----|
| 21 |
| 22 |
| 23 |
| 24 |
| 25 |
| 26 |
| 27 |
| 28 |
| 29 |

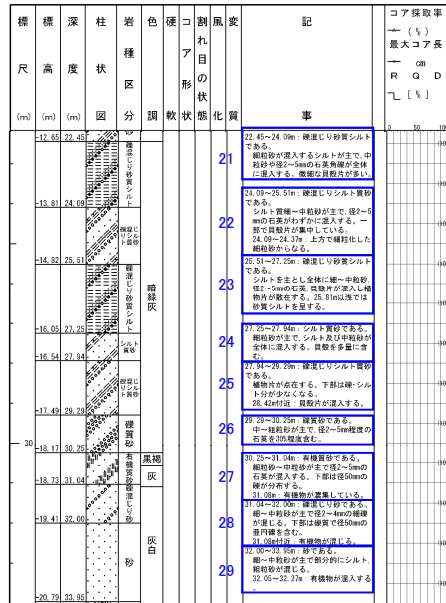
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|----|
| 21 |
| 22 |
| 23 |
| 24 |
| 25 |
| 26 |
| 27 |
| 28 |
| 29 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|----|
| 21 |
| 22 |
| 23 |
| 24 |
| 25 |
| 26 |
| 27 |
| 28 |
| 29 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|----|
| 21 |
| 22 |
| 23 |
| 24 |
| 25 |
| 26 |
| 27 |
| 28 |
| 29 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|----|
| 21 |
| 22 |
| 23 |
| 24 |
| 25 |
| 26 |
| 27 |
| 28 |
| 29 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|---|--|----------------------------------|
| 21 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂質シルトの区間深度と構成粒子を記載。 ・礫・砂質シルトと書くべきところを誤って礫混じり砂質シルトと記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 22 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じりシルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 23 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂質シルトの区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 24 | 変更なし | 変更なし | ・シルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 25 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じりシルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。 ・礫・シルト質砂と書くべきところを誤って礫混じりシルト質砂と記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 26 | 変更なし | 変更なし | ・礫質砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・石英の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 27 | 変更なし | 変更なし | ・有機質砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・石英、礫、有機物の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 28 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 ・有機物の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 29 | 変更なし | 変更なし | ・砂の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 ・有機物の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| 記事 |
|---|
| 30 33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。 |
| 31 35.58~42.82m ・砂礫である。 |
| 34 42.82~46.84m ・礫質砂である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|---|
| 30 33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。 |
| 31 35.58~42.82m ・砂礫である。 |
| 34 42.82~46.84m ・礫質砂である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|---|
| 30 33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。 |
| 31 35.58~42.82m ・砂礫である。 |
| 34 42.82~46.84m ・礫質砂である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 記 | コア採取率 |
|-------|-------|-----|----|---|---|---|--|-------|
| 尺 | 高度 | 状 | 区 | 調 | れ | 化 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 軟 | 目 | 質 | | |
| | | | | 状 | の | | | |
| | | | | 状 | 状 | | | |
| | | | | 状 | 態 | | | |
| | | | | 状 | 化 | | | |
| | | | | 状 | 質 | | | |
| 21.94 | 35.58 | 礫質砂 | 灰 | | | | 30 33.95~35.58m 礫質砂である。 細～粗粒砂が主体で、径2~10mmの最大粒径が約30%存在。 33.95~34.16m 礫が多い。 34.16~34.35m 礫質砂が主体となる。 | 0 |
| | | 礫質砂 | 相灰 | | | | 31 35.58~42.82m 砂礫である。 35.58~37.45m 礫は径1~100mm(最大200mm)の最大粒径が主で、礫質は有粒砂(径1/4以下)の平均粒径が約50%である。礫率は50~70%である。 | |
| | | 礫質砂 | 相灰 | | | | 32 37.45~39.66m 径2~20mm(最大50mm)の最大粒径が主となる。礫質は細～粗粒砂からなり、全体的に礫化傾向を示す。礫率は約50%である。礫は径100mmを超える礫はほとんどない。 40.53~42.70m 粗粒砂～細粒砂に均等に混入する。礫の割合が約20%である。 42.82~44.11.62m 均等に混入する。 | |
| 27.00 | 42.82 | 礫質砂 | 灰白 | | | | 34 42.82~46.84m 礫質砂である。 細～粗粒砂からなり、平均粒径が約50%である。礫は径150mmの最大粒径が約50%存在。 44.08~45.14m 礫質砂で、上下より礫量が減少した中粒砂が主の構成となる。 45.72~46.84m 均質な礫質砂からなる。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|---|
| 30 33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。 |
| 31 35.58~42.82m ・砂礫である。 |
| 34 42.82~46.84m ・礫質砂である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|---|
| 30 33.95~35.58m ・礫質砂である。 ・細～粗粒砂が主体である。 |
| 31 35.58~42.82m ・砂礫である。 |
| 34 42.82~46.84m ・礫質砂である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|-------------------------|---|----------------------------------|
| 30 | 変更なし | ・誤記修正(35.58mm⇒35.58m)。 | ・礫質砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 31~33 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫の区間深度とその細分、構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 34 | 変更なし | 変更なし | ・礫質砂の区間深度とその細分、構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 35 46.84~47.87m ・木片を含む。 |
| 36 47.87~49.16m ・粗質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。 |
| 37 49.16~51.21m ・砂である。 |
| 38 51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。 |
| 39 53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 40 54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。 |
| 41 55.22~59.93m ・砂礫である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 35 46.84~47.87m ・木片を含む。 |
| 36 47.87~49.16m ・粗質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。 |
| 37 49.16~51.21m ・砂である。 |
| 38 51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。 |
| 39 53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 40 54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。 |
| 41 55.22~59.93m ・砂礫である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 35 46.84~47.87m ・木片を含む。 |
| 36 47.87~49.16m ・粗質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。 |
| 37 49.16~51.21m ・砂である。 |
| 38 51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。 |
| 39 53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 40 54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。 |
| 41 55.22~59.93m ・砂礫である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 割 | 風 | 変 | 記 | コ |
|--------|-------|-------|-----|----|---|----|----|----|----|----|-----|
| 尺 | 高度 | 状 | 区 | 別 | 度 | ア | れ | 化 | 質 | 事 | ア |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 目 | 軟 | 形 | 目 | 状 | 状 | | 取 |
| | | 分 | 類 | の | 化 | 状 | の | 態 | 質 | | 率 |
| | | 類 | 別 | 状 | 状 | 態 | 目 | 態 | 質 | | (%) |
| | | 別 | 別 | 態 | 態 | 態 | の | 態 | 質 | | 最大 |
| | | 別 | 別 | 態 | 態 | 態 | 目 | 態 | 質 | | コア |
| | | 別 | 別 | 態 | 態 | 態 | 目 | 態 | 質 | | 長さ |
| | | 別 | 別 | 態 | 態 | 態 | 目 | 態 | 質 | | cm |
| | | 別 | 別 | 態 | 態 | 態 | 目 | 態 | 質 | | R |
| | | 別 | 別 | 態 | 態 | 態 | 目 | 態 | 質 | | Q |
| | | 別 | 別 | 態 | 態 | 態 | 目 | 態 | 質 | | D |
| | | 別 | 別 | 態 | 態 | 態 | 目 | 態 | 質 | | [%] |
| -29.90 | 46.84 | 47.87 | 硬質砂 | 灰白 | 硬 | 塊状 | 不明 | 不明 | 不明 | 35 | 0 |
| -30.63 | 47.87 | 49.16 | 硬質砂 | 灰白 | 硬 | 塊状 | 不明 | 不明 | 不明 | 36 | 0 |
| -31.54 | 49.16 | 51.21 | 硬質砂 | 灰白 | 硬 | 塊状 | 不明 | 不明 | 不明 | 37 | 0 |
| -32.90 | 51.21 | 53.33 | 硬質砂 | 灰白 | 硬 | 塊状 | 不明 | 不明 | 不明 | 38 | 0 |
| -34.40 | 53.33 | 54.57 | 硬質砂 | 灰白 | 硬 | 塊状 | 不明 | 不明 | 不明 | 39 | 0 |
| -35.37 | 54.57 | 55.22 | 硬質砂 | 灰白 | 硬 | 塊状 | 不明 | 不明 | 不明 | 40 | 0 |
| -36.80 | 55.22 | 59.93 | 硬質砂 | 灰白 | 硬 | 塊状 | 不明 | 不明 | 不明 | 41 | 0 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 35 46.84~47.87m ・木片を含む。 |
| 36 47.87~49.16m ・粗質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。 |
| 37 49.16~51.21m ・砂である。 |
| 38 51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。 |
| 39 53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 40 54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。 |
| 41 55.22~59.93m ・砂礫である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 35 46.84~47.87m ・木片を含む。 |
| 36 47.87~49.16m ・粗質砂である。 ・細～粗粒砂からなる不均質な砂が主体である。 |
| 37 49.16~51.21m ・砂である。 |
| 38 51.21~53.33m ・砂礫である。 ・径2~30mm(最大径60mm)の垂角～垂円礫を含む。 |
| 39 53.33~54.57m ・礫混じり砂である。 ・中～粗粒砂が主体である。 |
| 40 54.57~55.22m ・シルト混じり砂である。 |
| 41 55.22~59.93m ・砂礫である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-------|----------------------|---------------------------------|-------------------------------|--|----------------------------------|
| 35 | 変更なし | 変更なし | ・木片の区間深度と構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 36 | 変更なし | 変更なし | ・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 37 | 変更なし | 変更なし | ・砂の区間深度とその細分を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分については追記せず。 | 変更なし |
| 38 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、礫種については追記せず。 ・砂の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 39 | 変更なし | 変更なし | ・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 40 | 変更なし | 変更なし | ・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子、堆積構造を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子や堆積構造については追記せず。 | 変更なし |
| 41.42 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫の区間深度とその細分、構成粒子、堆積構造を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、区間の細分、構成粒子、堆積構造については追記せず。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| 記事 |
|--|
| 43 59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。 |
| 44 61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。 |
| 45 62.75~63.17m ・砂礫である。 |
| 46 63.17~63.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 47 63.86~188.09m ・花崗斑岩である。 63.86~63.90m ・酸化部である。 |
| 48 64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

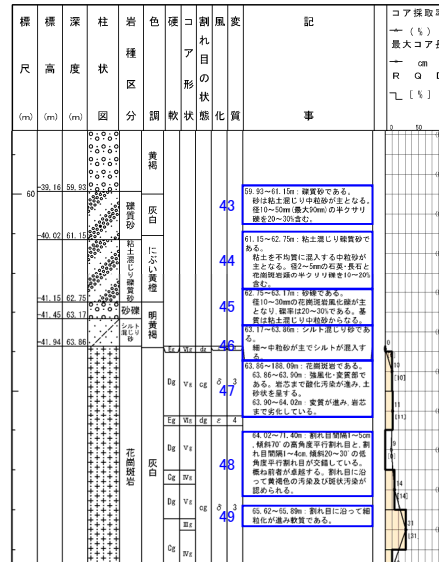
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 |
|--|
| 43 59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。 |
| 44 61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。 |
| 45 62.75~63.17m ・砂礫である。 |
| 46 63.17~63.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 47 63.86~188.09m ・花崗斑岩である。 63.86~63.90m ・酸化部である。 |
| 48 64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 |
|--|
| 43 59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。 |
| 44 61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。 |
| 45 62.75~63.17m ・砂礫である。 |
| 46 63.17~63.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 47 63.86~188.09m ・花崗斑岩である。 63.86~63.90m ・酸化部である。 |
| 48 64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 |
|--|
| 43 59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。 |
| 44 61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。 |
| 45 62.75~63.17m ・砂礫である。 |
| 46 63.17~63.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 47 63.86~188.09m ・花崗斑岩である。 63.86~63.90m ・酸化部である。 |
| 48 64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 |
|--|
| 43 59.93~61.15m ・礫質砂である。 ・粘土混じり中粒砂が主体である。 |
| 44 61.15~62.75m ・粘土・礫混じり砂である。 ・粘土を不均質に混入する中粒砂が主体である。 |
| 45 62.75~63.17m ・砂礫である。 |
| 46 63.17~63.86m ・シルト混じり砂である。 |
| 47 63.86~188.09m ・花崗斑岩である。 63.86~63.90m ・酸化部である。 |
| 48 64.02~71.40m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--|--|----------------------------------|
| 43 | 変更なし | 変更なし | ・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 44 | 変更なし | 変更なし | ・粘土混じり礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。 ・粘土・礫混じり砂と書くべきところを誤って粘土混じり礫質砂と記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 45 | 変更なし | 変更なし | ・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 ・礫の記載については、当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。 | 変更なし |
| 46 | 変更なし | 変更なし | ・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため、構成粒子については追記せず。 | 変更なし |
| 47 | 変更なし | 変更なし | ・花崗斑岩の区間深度を記載。 ・風化及び変質を受けた区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため、詳細については追記せず(酸化汚染、土砂状)。 ・63.90~64.02mの変質の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 | 変更なし |
| 48 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達を程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの汚染)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。 ・割れ目沿いの汚染の記載については、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |
| 49 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。 | ・割れ目沿いに細粒化し軟質となるが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| |
|-------------------------------------|
| 記事 |
| 54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-------------------------------------|
| 記事 |
| 54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-------------------------------------|
| 記事 |
| 54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩 | 色 | 硬 | 割れ | 風 | 変 | 記 | コア採取率 (%) |
|-----|-----|-----|----|---|---|---|----|---|---|--|--------------|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 調 | 軟 | 目 | 化 | 質 | 事 | |
| | | | | | | | 50 | | | 76.87~79.37m 掘削直下の割れ目によって熱水変質が認められる。 | |
| | | | | | | | 51 | | | 76.87~79.37m 割れ目間隔は1~2cmで、層状に割れ目が分布する。 | |
| | | | | | | | 52 | | | 74.16m 掘削直下の割れ目によって細粒化している。割れ目は細粒化状態により間隔が1~2cm、一部マシマンが付着する。 | |
| | | | | | | | 53 | | | 75.38~75.40m 土層傾斜が60°下層傾斜が70°程度、掘削直下の掘削した粘土混じり角礫状を呈する。 | |
| | | | | | | | 54 | | | 76.87~79.37m 掘削直下の割れ目が発達する。各角度の割れ目との交差部分で角礫状~角礫状化している。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-------------------------------------|
| 記事 |
| 54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-------------------------------------|
| 記事 |
| 54 76.87~79.37m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|------------------------------|---|----------------------------------|
| 50 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの熱水変質)。 | ・割れ目沿いに変質劣化するが、前後の岩質に差はないこと、割れ目は連続性や直線性に乏しく、系統的な配列等も認められないことから追記せず。 | — |
| 51 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 52 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。 | ・細粒化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 53 | — | — | ・粘土混じり角礫状の区間を記載。 | ・粘土混じり角礫状を呈するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 54 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目について記載(割れ目交差部で岩片状~角礫状化)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| |
|--------------------------------------|
| 記事 |
| 55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|--------------------------------------|
| 記事 |
| 55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|--------------------------------------|
| 記事 |
| 55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | コ | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|---|-------|---|---|---|---|---|---|--|--------------------------------------|
| 尺 | 度 | 状 | 種 | 調 | 軟 | ア | れ | 化 | 質 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | 図 | 分 | 別 | 状 | の | 目 | 状 | 状 | | 最大コア長 |
| | | | | | | 形 | の | | | | cm |
| | | | | | | 状 | の | | | | R Q D |
| | | | | | | | 状 | | | | [%] |
| 80 | | | 花崗閃緑岩 | | | | | | | 55 79.92~81.66m 上下段に比べて割れ目が少なく短柱状を呈する。割れ目間隔は0.5~5cmで、薄片状~短柱状コアが主となる。 | 55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |
| | | | | | | | | | | 56 81.31m 補削10'の割れ目周辺に幅15cmの淡緑灰色泥物が露出している。幅3cm程度の褐色のシルト質粘土を伴う。 82.76~84.04m 補削60'程度の割れ目とこれに交差する微細な割れ目が発達し、礫状化している。全体に酸化・変質も進みコアは軟質である。幅3~5cmの石灰質の塊状鈣質で連続する。 | |
| | | | 明赤灰 | | | | | | | 58 84.92~86.05m 割れ目は礫状であるが割れ目は褐色化している。 | |
| | | | | | | | | | | 59 86.05~86.22m 上下段に比べて軟化している。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|--------------------------------------|
| 記事 |
| 55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|--------------------------------------|
| 記事 |
| 55 79.92~81.66m ・割れ目が少なく、短柱状を呈する。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|---|---|----------------------------------|
| 55 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。 | 変更なし |
| 56 | — | — | ・割れ目について記載(シルト質粘土の挟在)。 | ・シルト質粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 57 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化)。 ・鈣物脈を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに礫状化するが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 58 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの褐色化)。 | ・割れ目沿いの褐色化については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 59 | — | — | ・軟質な区間を記載。 | ・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

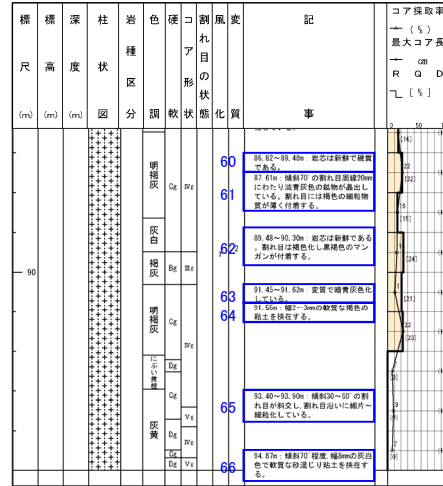
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|----------------------------|--|----------------------------------|
| 60 | — | — | ・硬軟を記載。 | ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 61 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物晶出)。 | ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 62 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、マンガン)。 | ・割れ目沿いの変色、マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 63 | — | — | ・変色を記載。 | ・変色については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 64 | — | — | ・粘土の挟在を記載。 | ・粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 65 | — | — | ・割れ目の発達を記載。 | ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 66 | — | — | ・砂混じり粘土の挟在を記載。 | ・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 | — |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

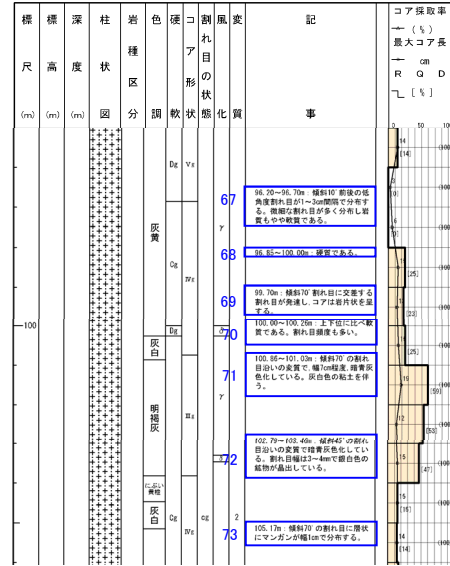
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|-----------------------------|---|----------------------------------|
| 67 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 68 | — | — | ・硬軟を記載。 | ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 69 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 70 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 71 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、粘土の挟在)。 | ・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 72 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、鉱物の晶出)。 | ・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 73 | — | — | ・割れ目について記載(マンガン)。 | ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 | — |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| |
|----|
| 記事 |
|----|

79 112.70~113.60m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

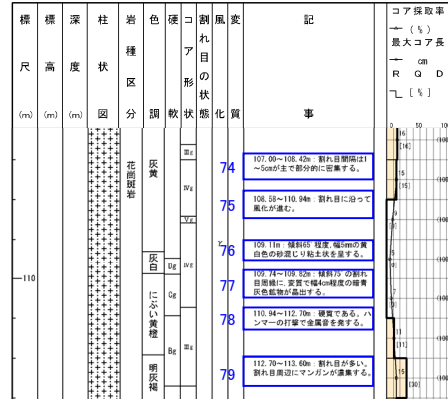
79 112.70~113.60m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

79 112.70~113.60m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

79 112.70~113.60m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

79 112.70~113.60m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|--|--|----------------------------------|
| 74 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 75 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。 | ・風化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 76 | — | — | ・砂混じり粘土状部を記載。 | ・砂混じり粘土状を呈するが、粘土の直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 77 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、鉱物の晶出)。 | ・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 78 | — | — | ・硬軟を記載。 | ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 79 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目周辺のマンガン)。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| 記事 | |
|----|---|
| 81 | <ul style="list-style-type: none"> ●114.71~115.13m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黒褐色の砂混じりシルト・粘土状~灰白色の砂礫質シルト・粘土状~淡緑~灰白色のシルト混じり硬質砂状を呈する。 ・黒褐色砂混じりシルト・粘土・累計厚1mm ・走向・傾斜はN3° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|----|---|
| 81 | <ul style="list-style-type: none"> ●114.71~115.13m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黒褐色の砂混じりシルト・粘土状~灰白色の砂礫質シルト・粘土状~淡緑~灰白色のシルト混じり硬質砂状を呈する。 ・黒褐色砂混じりシルト・粘土・累計厚1mm ・走向・傾斜はN3° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|----|---|
| 81 | <ul style="list-style-type: none"> ●114.71~115.13m(D-38破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 深 | 柱 | 岩 | 色 | 硬 | 割 | 風 | 変 | 記 | コア採取率 |
|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|----------|
| 尺 | 高度 | 状 | 種 | 区 | 度 | れ | 化 | 質 | 事 | (%) |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 軟 | 目 | 状 | 化 | | 最大コア長 |
| | | | 分 | 期 | 状 | の | 状 | | | cm |
| | | | 期 | 軟 | 状 | 形 | 状 | | | R Q D |
| | | | 軟 | 状 | 状 | 状 | 状 | | | [%] |
| | | | | | | | | | 113.00~113.80m 割れ目が見られ ない。明褐色の 細粒砂質シルト・粘土 が挟在する。 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | | ●114.71~115.13m : 破砕帯(D-38) 破砕部は11.0cmである。 粘土混じり硬質砂状を呈し、明褐色 の固結した礫状部からなる。上 盤・下盤境界の傾斜はともに60° である。 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | | 115.15~115.46m 角礫状を呈する 。明褐色の固結した礫状部からなる。 細粒砂質シルト・粘土が挟在する。 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | | 115.46m 115.72m 割れ目沿いに細 片化している。傾斜は60°、幅7~5cm 程度である。 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | | 117.27~117.28m 変質で暗褐色 色になっている。傾斜は60°程度、幅2 cm程度である。 | 0 50 100 |
| | | | | | | | | | 118.41~118.53m 変質で暗褐色 色になっている。傾斜は60°程度、幅12 cm程度である。中央付近に厚約1cm、幅 12mmの灰白砂混じり粘土を挟在 する。 | 0 50 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|----|---|
| 81 | <ul style="list-style-type: none"> ●114.71~115.13m(D-38破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|----|---|
| 81 | <ul style="list-style-type: none"> ●114.71~115.13m(D-38破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は60°、下盤境界の傾斜は60°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|--|---|---|----------------------------------|
| 80 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載。(粘土の挟在) | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 81 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれ正断層センス→正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・記載の適正化(N3° E87° w→N3° E87° W) | ・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) | 変更なし |
| 82 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 83 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 | ・割れ目沿いに細片化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |
| 84 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。 | ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 85 | — | — | ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、粘土の挟在)。 | ・粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 | — |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| |
|----|
| 記事 |
|----|

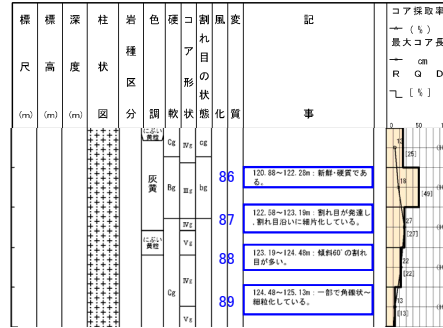
設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

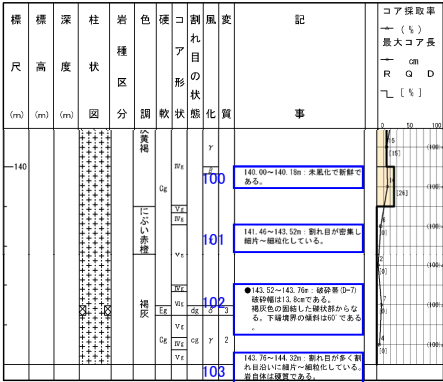
| |
|----|
| 記事 |
|----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|----|
| 記事 |
|----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|----|----------------------|---------------------------------|-------------------------|--|----------------------------------|
| 86 | — | — | ・硬軟を記載。 | ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 87 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 88 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 89 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |

H24-B8-22

| 設置許可申請書案 | 設置許可申請書 (平成27年11月) | 審査資料 (平成29年12月22日) | 委託報告書 (平成30年) | 審査資料 (平成30年11月30日) | 審査資料 (令和2年2月7日) |
|---|--|---|---|---|---|
| <p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・細灰~灰白色の粘土混り砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・下層境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> | <p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m ●143.52~143.76m (D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・細灰~灰白色の粘土混り砂礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・下層境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> | <p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m (D-7破砕帯) ●143.52~143.76m (D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・福灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・下層境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> |  | <p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m (D-7破砕帯) ●143.52~143.76m (D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・福灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> | <p>記事</p> <p>101 141.46~143.52m ・割れ目が多く、細礫状を呈する。</p> <p>102 143.52~143.76m (D-7破砕帯) ●143.52~143.76m (D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・福灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17° E86° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下層境界の傾斜は60°である。</p> <p>103 143.76~144.32m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|--|--|--|----------------------------------|
| 100 | — | — | ・風化の程度を記載。 | ・風化を伴う岩盤の劣化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 101 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき細礫状と記載。 | 変更なし |
| 102 | 変更なし | ・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 | ・破砕幅を記載。 ・性状については、審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。 | ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、フィルム状の粘土を追記。 | 変更なし |
| 103 | 変更なし | 変更なし | ・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

委託報告書 (平成30年)

| 標高 | 標尺 | 深 度 | 柱 状 | 岩 種 | 色 調 | 硬 度 | 割 れ 目 | 風 化 | 変 質 | 記 事 | コア採取率 — (%) 最大コア長 — cm R Q D — [%] |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|-----|-----|---|---|
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 区 | 分 類 | 軟 弱 | 状 態 | 状 態 | 状 態 | 事 | |
| 150 | | | | | 褐灰 | VI | | | | 145.20~145.22m 上下端の硬軟が 45: 幅10~20mmの粗末状、砂状を 呈する。 | |
| | | | | | 明礬灰 | VI | | | | 147.12~148.38m 断続で硬軟である。 | |
| | | | | | 灰黄礬 | IV | | | | 148.38~148.80m 割れ目は褐色化し、散粒な割れ目に灰白色の粘土が挟み込まれている。 | |
| | | | | | 明礬灰 | VI | | | | 149.75~149.78m 上端硬軟が 下層硬軟が45: 幅10~20mmの割れ 目散粒状で角礫状を呈する。 | |
| | | | | | にふい煙 | VI | | | | 151.13~152.70m 割れ目はいん 質を呈しコアは脆い、一部で角礫 化している。 | |
| | | | | | 灰 | VI | | | | 152.76~153.13m 断続な割れ目が 割れ目に発達する。割れ目はいん 質が露出。 | |

審査資料 (平成30年11月30日)

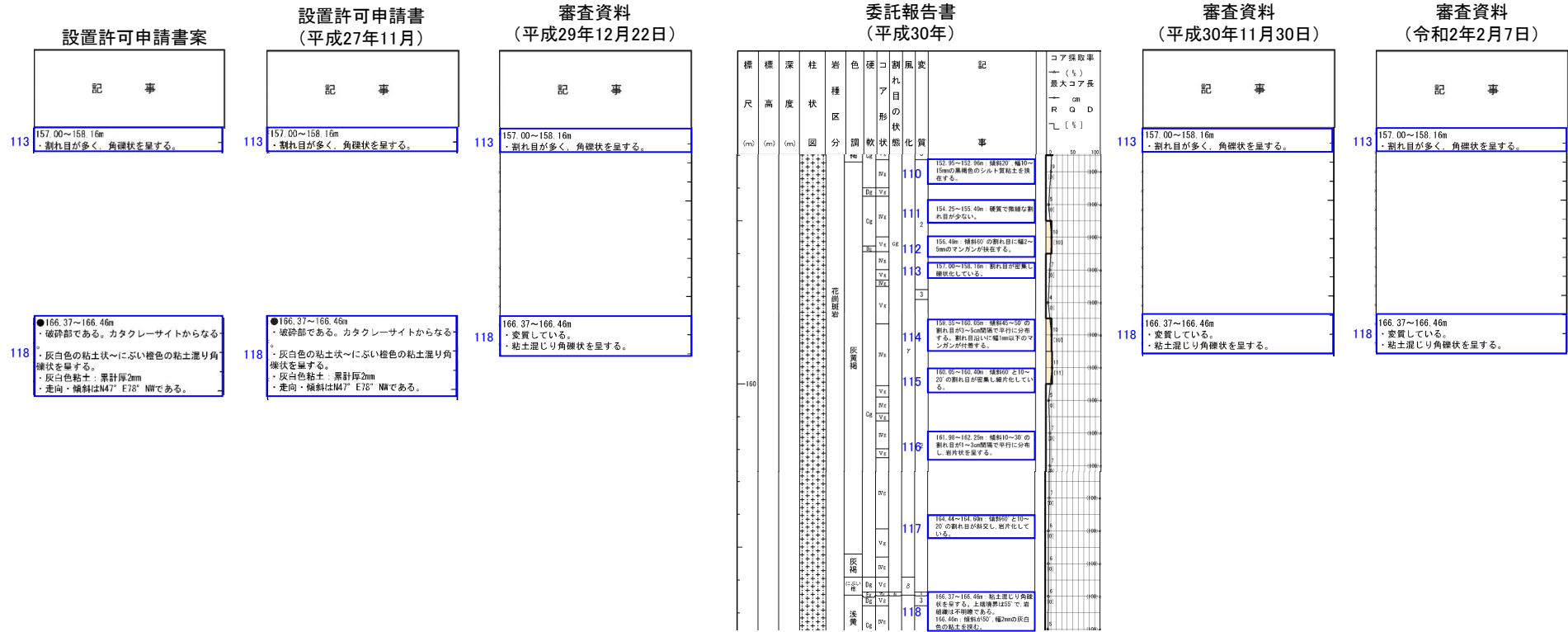
| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|-----|
| 記 事 |
|-----|

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|-----------------------------|---|----------------------------------|
| 104 | — | — | ・粘土混じり砂状区間を記載。 | ・粘土混じり砂状を呈するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 105 | — | — | ・硬軟を記載。 | ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 106 | — | — | ・割れ目について記載(粘土の挟在)。 | ・割れ目に粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 107 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・角礫状を呈するが、連続性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 108 | — | — | ・脆弱化について記載。 | ・脆弱化の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 109 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 ・変質について記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・変質の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 | — |

H24-B8-22



| 記事 | 申請書案⇒ 申請書 (H27.11) | 申請書 (H27.11)⇒ 審査資料 (H29.12.22) | 審査資料 (H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料 (H30.11.30) | 審査資料 (H30.11.30)⇒ 審査資料 (R2.2.7) |
|---------|-----------------------|--|--|--|------------------------------------|
| 110 | — | — | ・シルトの挟在を記載。 | ・シルトを挟在するが、掘削時の機械割れと判断して追記せず。 | — |
| 111 | — | — | ・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 112 | — | — | ・マンガンの挟在を記載。 | ・マンガンの挟在については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 113 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達の程度を記載。 | 審査資料 (H29.12.22) と同様 ・割れ目の発達の程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 114~117 | — | — | ・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載 (割れ目沿いのマンガン)。 | ・割れ目の発達の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いのマンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 118 | 変更なし | ・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明 (補足説明資料4 補足4-6頁)。 | ・粘土混じり角礫状部を記載。 ・粘土の挟在を記載。 | 審査資料 (H29.12.22) と同様 ・粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| 記事 | |
|-----|---|
| 122 | 171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 126 | ●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黒褐色~オリーブ灰色の粘土状~淡黄色のシルト・粘土混じり砂状~灰白色のシルト・粘土混じり砂状を呈する。 ・黒褐色~オリーブ灰色粘土・累計幅43mm ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は35°である。 |

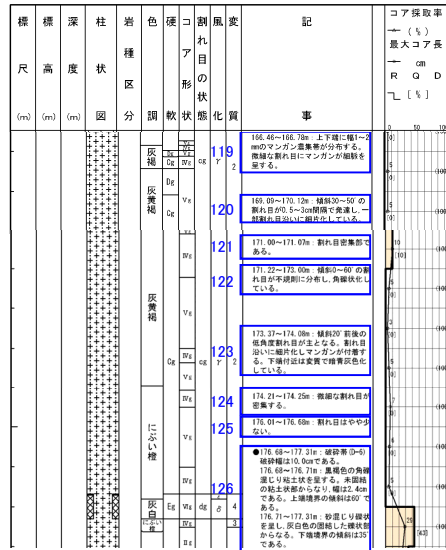
設置許可申請書 (平成27年11月)

| 記事 | |
|-----|---|
| 122 | 171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 126 | ●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黒褐色~オリーブ灰色の粘土状~淡黄色のシルト・粘土混じり砂状~灰白色のシルト・粘土混じり砂状を呈する。 ・黒褐色~オリーブ灰色粘土・累計幅43mm ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は35°である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 122 | 171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 126 | ●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は35°である。 |

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 122 | 171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 126 | ●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は35°である。 |

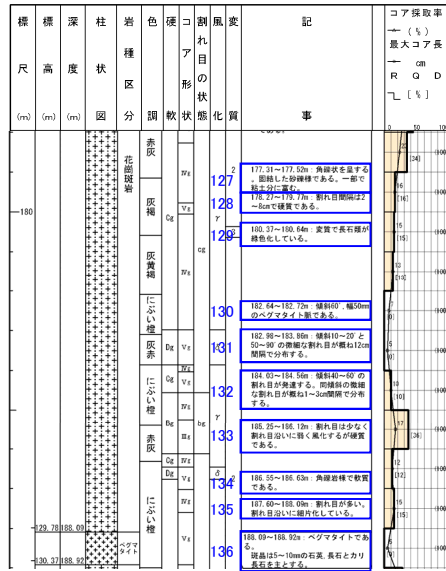
審査資料 (令和2年2月7日)

| 記事 | |
|-----|--|
| 122 | 171.22~173.00m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 126 | ●176.68~177.31m (D-6破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅2.4cm ・走向・傾斜はN19° E85° Wである。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は35°である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書 (H27.11) | 申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22) | 審査資料 (H29.12.22) ⇒ 報告書 | 報告書 ⇒ 審査資料 (H30.11.30) | 審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.27) |
|---------|-----------------------|--|---|--|------------------------------------|
| 119 | — | — | ・マンガン濃集を記載。 | ・マンガン濃集については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 120 | — | — | ・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 | ・割れ目沿いに細片化しているが、周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 | — |
| 121 | — | — | ・割れ目の発達を記載。 | ・割れ目が密集しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。 | — |
| 122 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達を記載。 | 審査資料 (H29.12.22) と同様 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | 変更なし |
| 123~125 | — | — | ・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色、マンガン付着)。 | ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色、マンガン付着については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 126 | 変更なし | ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 | ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 | 審査資料 (H29.12.22) と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 | 変更なし |

H24-B8-22

| 設置許可申請書案 | 設置許可申請書 (平成27年11月) | 審査資料 (平成29年12月22日) | 委託報告書 (平成30年) | 審査資料 (平成30年11月30日) | 審査資料 (令和2年2月7日) |
|----------|---|---|---|---|---|
| 記事 | 記事 | 記事 | 記事 | 記事 | 記事 |
| 127 | 177.31~177.52m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 | 177.31~177.52m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 | 177.31~177.52m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 | 177.31~177.52m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 | 177.31~177.52m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 |
| 135 | 187.60~188.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 188.09~188.92m ・ベグマタイトである。 | 187.60~188.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 188.09~188.92m ・ベグマタイトである。 | 187.60~188.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 188.09~188.92m ・ベグマタイトである。 | 187.60~188.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 188.09~188.92m ・ベグマタイトである。 | 187.60~188.09m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 188.09~188.92m ・ベグマタイトである。 |
| 136 | 188.09~188.92m ・斑晶は5~10mmの石英、長石とカリ長石を主体とする。 | 188.09~188.92m ・斑晶は5~10mmの石英、長石とカリ長石を主体とする。 | 188.09~188.92m ・斑晶は5~10mmの石英、長石とカリ長石を主体とする。 | 188.09~188.92m ・斑晶は5~10mmの石英、長石とカリ長石を主体とする。 | 188.09~188.92m ・斑晶は5~10mmの石英、長石とカリ長石を主体とする。 |



| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|---------------------------|---|----------------------------------|
| 127 | 変更なし | 変更なし | ・角礫状の区間を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部で粘土を含むが、粘土の配列が系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | 変更なし |
| 128 | — | — | ・割れ目の発達を記載。 | ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 129 | — | — | ・長石類の緑色化を記載。 | ・長石類の緑色化については、変質に関する補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 130 | — | — | ・ベグマタイト脈を記載。 | ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 | — |
| 131 | — | — | ・割れ目の発達を記載。 | ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 132 | — | — | ・割れ目の発達を記載。 | ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 133 | — | — | ・硬軟及び割れ目の発達を記載。 | ・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 134 | — | — | ・角礫岩様で軟質な区間を記載。 | ・マンガン汚染により、角礫岩様に見えるものであるため追記せず。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 135 | 変更なし | 変更なし | ・割れ目の発達を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 | 変更なし |
| 136 | 変更なし | 変更なし | ・ベグマタイトの区間深度、斑晶の種類、粒径を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。 | 変更なし |

H24-B8-22

設置許可申請書案

| |
|---------------------------------|
| 記事 |
| 137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。 |

設置許可申請書 (平成27年11月)

| |
|---------------------------------|
| 記事 |
| 137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。 |

審査資料 (平成29年12月22日)

| |
|---------------------------------|
| 記事 |
| 137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。 |

委託報告書 (平成30年)

| 標尺 | 標高 | 深 | 柱状 | 岩種 | 色 | 硬 | 割れ目 | 風化 | 変質 | 記事 | コア採取率 (%) |
|-----|-----|-----|----|------|---|---|-----|----|----|--|--------------|
| 尺 | 度 | 度 | 状 | 区 | 調 | 軟 | 目 | 状 | 化 | 事 | 率 |
| (m) | (m) | (m) | 図 | 分 | 状 | 化 | 状 | 状 | 状 | | |
| 190 | | | | 花崗斑岩 | | | | | | 137 188.92~240.00m 花崗斑岩である。境界の傾斜は60°である。割れ目でペグマタイト物は細粒化するが花崗斑岩は連続で割れ目が少ない。 | 100 |
| | | | | 花崗斑岩 | | | | | | 138 189.52~192.50m 割れ目間隔が概ね10~20cm以上の良好な状態を示す。 | 100 |
| | | | | 花崗斑岩 | | | | | | 139 192.87~193.10m 変質で淡黄白色の細粒物質を伴う軟質である。 | 100 |
| | | | | 花崗斑岩 | | | | | | 140 195.05~194.20m 割れ目間隔は概ね10cm以上で軟化・変質は軽微である。 | 100 |
| | | | | 花崗斑岩 | | | | | | 141 194.20m 傾斜15°、幅5mmの軟質な緑色の変質粘土脈である。 | 100 |

審査資料 (平成30年11月30日)

| |
|---------------------------------|
| 記事 |
| 137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。 |

審査資料 (令和2年2月7日)

| |
|---------------------------------|
| 記事 |
| 137 188.92~240.00m ・花崗斑岩である。 |

| 記事 | 申請書案⇒ 申請書(H27.11) | 申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22) | 審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書 | 報告書⇒ 審査資料(H30.11.30) | 審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7) |
|-----|----------------------|---------------------------------|-----------------------------|---|----------------------------------|
| 137 | 変更なし | 変更なし | ・花崗斑岩の区間深度、境界傾斜、境界の岩盤状況を記載。 | 審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の傾斜の記載については、補足的なものであるため追記せず。 ・岩盤状況については、特徴的な区間毎に別途記載することとしているため、境界の岩盤状況については追記せず。 | 変更なし |
| 138 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 139 | — | — | ・細粒物質を伴う軟質化を記載。 | ・細粒物質を伴う軟質化するが、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 | — |
| 140 | — | — | ・割れ目の発達程度を記載。 | ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 | — |
| 141 | — | — | ・変質粘土脈を記載。 | ・粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 | — |